



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

条 例

- ◇川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(第60号) 4
- ◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例(第61号) 5
- ◇川崎市血液対策センター条例を廃止する条例(第62号) 5
- ◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第63号) 5
- ◇川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例(第64号) 7
- ◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第65号) 7
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第66号) 7
- ◇川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(第67号) 9
- ◇川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例(第68号) 11
- ◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第69号) 11
- ◇川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例(第70号) 12
- ◇川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第71号) 13
- ◇川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例(第72号) 13

規 則

- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第86号) 13
- ◇川崎市会計年度任用職員の期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第87号) 14

◇川崎市都市公園条例施行規則の一部

- を改正する規則(第88号) 15

告 示

- ◇道路法に基づく入札占用指針の公示(第610号) 16
- ◇道路法に基づく入札占用指針の公示(第611号) 16
- ◇自転車等の撤去と保管(第612号) 17
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第613号) 17
- ◇市道路線の認定(第614号) 19
- ◇道路区域の決定(第615号) 19
- ◇道路の供用開始(第616号) 19
- ◇市道路線の廃止(第617号) 20
- ◇議決された予算の公表(第618号) 20
- ◇議決された予算の公表(第619号) 26
- ◇川崎市こども文化センター及び川崎市ふれあい館の指定管理者の指定(第620号) 29
- ◇川崎市港湾振興会館及び東扇島中公園の指定管理者の指定(第621号) 32
- ◇自転車等の撤去と保管(第622号) 32
- ◇川崎市産業振興会館の指定管理者の指定(第623号) 32

税 告 示

- ◇川崎市市税条例の規定による寄附金の指定(第11号) 32

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第1469号) 33
- ◇一般競争入札の執行(第1470号) 33
- ◇一般競争入札の執行(第1471号) 34
- ◇川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会委員の選挙における当選人(第1472号) 36
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第1473号) 36
- ◇特定生産緑地の指定の解除(第1474号) 37
- ◇都市公園の供用の一時停止(第1475号) 37

◇公募型プロポーザルの実施（第1476号）……………	37	◇一般競争入札の公告（第8号）……………	99
◇一般競争入札の執行（第1477号）……………	41	◇一般競争入札の執行（第9号）……………	102
◇開発行為に関する工事の完了（第1478号）……………	45	◇一般競争入札の執行（第10号）……………	103
◇マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく定款及び事業計画の変更の認可（第1479号）……………	45	◇一般競争入札の公告（第11号）……………	105
◇一般競争入札による貸付けの実施（第1480号）……………	45	◇一般競争入札の執行（第12号）……………	107
◇一般競争入札の執行（第1481号）……………	48	◇一般競争入札の執行（第13号）……………	109
◇一般競争入札の執行（第1482号）……………	49	◇一般競争入札の執行（第14号）……………	110
◇一般競争入札の執行（第1483号）……………	49	税公告	
◇一般競争入札の執行（第1484号）……………	51	◇差押調書（謄本）の公示送達（第148号）……………	112
◇一般競争入札の執行（第1485号）……………	53	◇納期限変更告知書の公示送達（第149号）……………	112
◇一般競争入札の執行（第1486号）……………	54	◇督促状の公示送達（第150号）……………	112
◇一般競争入札の執行（第1487号）……………	56	◇差押調書（謄本）の公示送達（第151号）……………	112
◇一般競争入札の執行（第1488号）……………	57	◇納税通知書の公示送達（第152号）……………	112
◇一般競争入札の執行（第1489号）……………	59	◇差押調書（謄本）の公示送達（第153号）……………	112
◇一般競争入札の執行（第1490号）……………	61	上下水道局規程	
◇一般競争入札の執行（第1491号）……………	62	◇川崎市上下水道局公文書管理規程の一部を改正する規程（第31号）……………	113
◇一般競争入札の執行（第1492号）……………	64	◇川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程（第32号）……………	113
◇一般競争入札の執行（第1493号）……………	66	◇川崎市上下水道局企業職員の職務の級に係る分類の基準に関する規程の一部を改正する規程（第33号）……………	114
◇一般競争入札の執行（第1494号）……………	67	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行（第1495号）……………	69	◇川崎市排水設備指定工事店の指定（第66号）……………	114
◇一般競争入札の執行（第1496号）……………	71	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更（第67号）……………	115
◇公募型プロポーザルの実施（第1497号）……………	72	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定（第68号）……………	115
◇一般競争入札の執行（第1498号）……………	75	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行（第1499号）……………	76	◇一般競争入札の執行（第100号）……………	115
◇一般競争入札の執行（第1500号）……………	78	◇一般競争入札の執行（第101号）……………	117
◇一般競争入札の執行（第1501号）……………	79	上下水道局公告（調達）	
◇一般競争入札の執行（第1502号）……………	81	◇一般競争入札の公告（第1号）……………	123
◇農用地利用集積計画の制定（第1503号）……………	82	◇一般競争入札の公告（第2号）……………	125
◇一般競争入札の執行（第1504号）……………	82	◇一般競争入札の公告（第3号）……………	128
◇一般競争入札の執行（第1505号）……………	85	◇落札者等の公示（第4号）……………	131
◇一般競争入札の執行（第1506号）……………	87	病院局公告	
◇一般競争入札の執行（第1507号）……………	89	◇一般競争入札の執行（第63号）……………	131
◇一般競争入札の執行（第1508号）……………	92	◇一般競争入札の執行（第64号）……………	132
公告（調達）		◇一般競争入札の執行（第65号）……………	134
◇落札者等の公示（第1号）……………	93	病院局公告（調達）	
◇落札者等の公示（第2号）……………	93	◇一般競争入札の公告（第1号）……………	137
◇落札者等の公示（第3号）……………	94		
◇落札者等の公示（第4号）……………	94		
◇落札者等の公示（第5号）……………	94		
◇一般競争入札の公告（第6号）……………	94		
◇一般競争入札の公告（第7号）……………	98		

消防局告示

- ◇火災予防上支障がないと認める構造
を有するキュービクル式変電設備等
についての一部改正 (第2号)…………… 141

消防局公告

- ◇指定催しの指定 (第13号)…………… 141
◇サイレンの吹鳴 (第14号)…………… 141

消防局訓令

- ◇川崎市消防団員休団事務処理規程の
一部を改正する訓令 (第19号)…………… 142
◇川崎市消防局公文書管理規程の一部
を改正する訓令 (第20号)…………… 142

教育委員会告示

- ◇教育委員会定例会の招集 (第25号)…………… 142

選挙管理委員会告示

- ◇川崎市議会議員選挙における候補者
の選挙運動に関する収入及び支出の
報告書の要旨 (第25号)…………… 142

人事委員会規則

- ◇川崎市会計年度任用職員の勤務時
間、休暇等に関する規則の一部を改
正する規則 (第21号)…………… 278

職員共済組合公告

- ◇川崎市職員共済組合組合会監事選挙
の当選人 (第18号)…………… 279

区公告

- ◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達 (川崎区第212号)…………… 280
◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達 (川崎区第213号)…………… 280
◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達 (川崎区第214号)…………… 280
◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達 (川崎区第215号)…………… 280
◇介護保険料等に係る差押調書 (謄
本) の公示送達 (川崎区第216号)…………… 280
◇住民票の職権消除 (川崎区第217号)…………… 280
◇印鑑登録の抹消 (川崎区第218号)…………… 281
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達 (川崎区第219号)…………… 281
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達 (川崎区第220号)…………… 281
◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(川崎区第221号)…………… 281
◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達 (川崎区第222号)…………… 281
◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達 (川崎区第223号)…………… 282

- ◇国民健康保険給付費返還請求通知書
兼納入通知書の公示送達 (川崎区第
224号)…………… 282
◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(川崎区第225号)…………… 282
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達 (川崎区第226号)…………… 282
◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達 (川崎区第227号)…………… 282
◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(川崎区第228号)…………… 282
◇介護保険料に係る過誤納金還付通知
書の公示送達 (川崎区第229号)…………… 282
◇介護保険料に係る過誤納金充当通知
書の公示送達 (川崎区第230号)…………… 283
◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達 (幸区第72号)…………… 283
◇介護保険料に係る還付通知書及び充
当通知書の公示送達 (幸区第73号)…………… 283
◇介護保険料に係る納入通知書の公示
送達 (幸区第74号)…………… 283
◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達 (幸区第75号)…………… 283
◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(幸区第76号)…………… 283
◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達 (中原区第71号)…………… 284
◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達 (中原区第72号)…………… 284
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達 (中原区第73号)…………… 284
◇国民健康保険料に係る差押調書等の
公示送達 (中原区第74号)…………… 284
◇国民健康保険料等に係る差押調書等
の公示送達 (中原区第75号)…………… 284
◇介護保険料に係る過誤納金還付通知
書の公示送達 (高津区第78号)…………… 284
◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達 (高津区第79号)…………… 285
◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達 (高津区第80号)…………… 285
◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(高津区第81号)…………… 285
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達 (高津区第82号)…………… 285
◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達 (宮前区第54号)…………… 285
◇介護保険料に係る督促状の公示送達

(宮前区第55号)	286
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(宮前区第56号)	286
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(宮前区第57号)	286
◇介護保険料に係る納入通知書及び過 誤納金還付通知書の公示送達(多摩 区第67号)	286
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(多摩区第68号)	286
◇住民票の職権消除(多摩区第69号)	286
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(多摩区第70号)	287
◇国民健康保険料に係る差押調書(膳 本)の公示送達(多摩区第71号)	287
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第72号)	287
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(多摩区第73号)	287
◇国民健康保険料に係る還付通知書の 公示送達(麻生区第57号)	287
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(麻生区第58号)	287
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(麻生区第59号)	287
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(麻生区第60号)	288
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (麻生区第61号)	288
◇国民健康保険料に係る差押調書(膳 本)の公示送達(麻生区第62号)	288

条

例

川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第60号

川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第14条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条の2 給与条例第15条の規定(同条第2項後段及び第4項を除く。)は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項に規定する勤務成績に応じ規則で定める割合は、会計年度任用職員の勤務成績に相当する給与条例の適用を受ける職員(川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員を除く。)の勤務成績に応じ給与条例第15条第2項に規定する勤務成績に応じ規則で定める割合の範囲内で、規則で定めるものとし、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員に限る。)にあつては「規則で定める給料及び地域手当の額」と、パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)にあつては「規則で定める報酬の額」と読み替えるものとする。

(川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第3項中「第10条」の次に

「、第11条」を加え、「、第14条の4中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第61号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例(平成24年川崎市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表3の項及び4の項を削り、同表5の項を同表3の項とし、同表6の項から11の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に支出された改正前の条例別表3の項及び4の項に掲げる特定非営利活動法人に対する寄附金に係る川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第23条の5第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

川崎市血液対策センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第62号

川崎市血液対策センター条例を廃止する条例

川崎市血液対策センター条例(昭和45年川崎市条例第40号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただ

し、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日においてこの条例による廃止前の川崎市血液対策センター条例第4条第2項の規定により委嘱され、又は任命された川崎市血液対策協議会の委員である者の任期は、同条例第5条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第63号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例(昭和33年川崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第13条中「及び第32条の2」を「、第32条の2及び第32条の3」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第14条第2項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第17条中「及び第32条第1項」を「、第32条第1項並びに第32条の3第1項及び第2項」に改める。

第19条中「及び第32条の2」を「、第32条の2及び第32条の3」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第23条中「及び第32条第2項において準用する同条第1項」を「、第32条第2項において準用する同条第1項並びに第32条の3第3項において準用する同条第1項及び第2項」に改める。

第25条中「第32条」の次に「及び第32条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第32条第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第32条の2第2項第1号中「規定する場合」を「掲げる納付義務者の区分」に、「規定する割合」を「定める割合」に改める。

第32条の3第1項中「及び第32条第1項」を「、第32条第1項並びに第32条の3第1項及び第2項」に改め、同条を第32条の5とし、第32条の2の次に次の2条を加

える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第32条の3 当該年度において納付義務者の世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2各号に掲げる場合にあっては、出産の日。次条において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあっては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

2 当該年度において第32条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額から第32条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じて当該各号に定める額を減額して得た額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第32条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じ

て当該各号に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を減額して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と、前項各号列記以外の部分中「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ」と、第2項各号列記以外の部分中「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第3項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

第32条の4 出産被保険者の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 納付義務者の氏名及び住所
- (2) 出産被保険者の氏名
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにする書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにする書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにする書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき内容を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第2項中「及び第32条の3」を「、第32条の3第1項及び第2項並びに第32条の5」に、「に係る第32条の3」を「に係る第32条の5」に改め、「あるのは「特例対象被保険者等」と」の次に「、第32条の3第1項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該出産被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該出産被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該出産被保険者が特例対象被保険者である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該出産被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該出産被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第6項に規定する障害者控除額の合計額を当該出産被保険者に係る第32条の5の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該出産被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。次項において同じ。）」とを加える。

附則第3項第1号中「第32条の3」を「第32条の5」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の条例第32条の3の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第64号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例

川崎市児童相談所条例（昭和46年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条の表及び第4条中「川崎市こども家庭センター」を「川崎市南部児童相談所」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第65号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第43条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第104条第2項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第66号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

55	鷺沼地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鷺沼地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
56	京急川崎駅西口地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された京急川崎駅西口地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

55 鷺沼地区整備計画区域

駅前拠点地区の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（2階以下に共同住宅の住戸、寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室を有しないもので、かつ、1階及び2階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。） (3) 工場（食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。

56 京急川崎駅西口地区整備計画区域

A地区の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） (3) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (7) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分 (2) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分

A地区の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） (3) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (4) 自動車教習所 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (7) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分 (2) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分
B地区の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 自動車教習所 (4) 畜舎 (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (7) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率は、10分の30以下でなければならない。この場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定により認定を受けた計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第26条に定める床面積は、算入しない。
C地区の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (4) 自動車教習所 (5) 畜舎

	(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (8) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率は、10分の30以下でなければならない。この場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定により認定を受けた計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第26条に定める床面積は、算入しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第67号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

占用物件		占用料	
		単位	所在地
			特別地域 普通地域
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1月1本につき	280
	第2種電柱		440
	第3種電柱		590
	第1種電話柱		250
	第2種電話柱		410
	第3種電話柱		560
	その他の柱類		25
	共架電線その他上空に設ける線類	1月1メートルにつき	3
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1月1個につき	250
	地下に設ける変圧器	1月1平方メートルにつき	150

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1月1個につき	510	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			210	
	広告塔		1月1平方メートルにつき	1,500	980
	その他のもの			510	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1月1メートルにつき	11	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		15	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		23	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		30	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		46	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		61	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		150	
	架空管	外径が1メートル以上のもの		300	
		外径が0.4メートル未満のもの		230	
	その他のもの	外径が0.4メートル以上のもの		570	
		外径が0.07メートル未満のもの		20	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		29	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		43	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		57	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		86	

		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110		施行令第7条第2号に掲げる工作物		510
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140		施行令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230		施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	1,500	980
		外径が1メートル以上のもの		490		施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		510
法第32条第1項第3号に掲げる施設			1月1平方メートルにつき	510		施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額
法第32条第1項第4号に掲げる施設				85			その他のもの	Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じ、これを12で除して得た額		施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じ、これを12で除して得た額			その他のもの	Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じ、これを12で除して得た額				
	上空に設ける通路			770		施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額
	地下に設ける通路			460			上空に設けるもの	Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額
	その他のもの			170			その他のもの	Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日1平方メートルにつき	150	98	施行令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額
	その他のもの		1月1平方メートルにつき	1,500	980	施行令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.01を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板		1月1本につき	320	205		上空に設けるもの	Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額
	添架広告			785	490		その他のもの	Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額
	標識		1月1本につき		410	附 則		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1本につき	150	98	(施行期日)		
		その他のもの	1月1本につき	1,500	980	1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。		
	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		1日1平方メートルにつき	150	98	(経過措置)		
アーチ	車道を横断するもの		1月1基につき	15,000	9,800	2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。		
	その他のもの				7,700	川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例		

をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第68号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改

正する条例

川崎市準用河川占用料徴収条例（平成12年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

種 別		単 位	占 用 料
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	占用許可水量毎秒1リットルにつき1月	350円
土地占用料	第1種電柱	1本につき1月	280円
	第2種電柱		440円
	第3種電柱		590円
	第1種電話柱		250円
	第2種電話柱		410円
	第3種電話柱		560円
	その他の柱類		25円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1月	3円
	地下電線その他地下に設ける線類		2円
	送電塔その他これに類するもの	1平方メートルにつき1月	510円
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1月	510円
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1メートルにつき1月	外径が0.07メートル未満のもの
			11円
			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの
			15円
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの
			23円
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
			30円
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの
			46円
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの
			61円
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの
			110円
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの
			150円

	外径が1メートル以上のもの		300円
橋その他通路に供するもの	1平方メートルにつき1月		170円
工事のための仮設建築物及び臨時材料置場			980円
上記以外のもの		川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）別表の規定に準じて市長が定める。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第69号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表を次のように改める。

占用料

種 別	単 位	金 額
電柱その他これに類するもの（支線、支柱及び支線柱を含む。）	1月1本につき	590円
電線その他これに類するもの	1月1メートルにつき	3円
鉄塔	1月1平方メートルにつき	510円
変圧塔	1月1個につき	510円
簡易型携帯電話システム無線基地局	1月1個につき	250円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1月1メートルにつき	740円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽、下水道施設等で地下に設けられるもの	1月1平方メートルにつき	300円
郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所	1月1個につき	510円
標識	1月1本につき	410円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1月1平方メートルにつき	840円
天体、気象又は土地観測施設	1月1平方メートルにつき	200円
工事用施設及び工事用材料置場	1月1平方メートルにつき	1,280円

競技会、展示会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの	1枚の表示面積1日1平方メートルにつき	3,400円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1日1点につき	11,300円
自転車駐車場		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額
地域における催しに関する情報を提供するための看板		1月1平方メートルにつき	320円
地域における催しに関する情報を提供するための広告塔		1月1平方メートルにつき	1,500円
保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額
その他の占用物件		前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第70号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第6号」の次に「、第10号（1月未満の利用に係る使用料に限る。）」を加える。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第13条、第13条の2関係）

ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料

種 別	使用料又は利用料金	
	単 位	金 額
電 柱	第1種電柱	280円
	第2種電柱	1本1月までごとに440円
	第3種電柱	590円

電 話 柱	第1種電話柱		250円
	第2種電話柱	1本1月までごとに	410円
	第3種電話柱		560円
その他の柱類		1本1月までごとに	25円
共 架 電 線	電柱に共架する場合	共架柱1本1月までごとに	290円
	電話柱に共架する場合		310円
公衆電話所		1個1月までごとに	510円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1月までごとに	210円
送電塔		1月1平方メートルまでごとに	510円
特別高圧架空送電線		1月1メートルまでごとに	9円
地 下 埋 設 物	埋設管その他これに類するもの	外径0.07メートル未満のもの	20円
		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	29円
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	43円
		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	57円
		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	86円
		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	110円
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	140円
		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの	230円
		外径1メートル以上のもの	490円
	その他のもの		1月1平方メートルまでごとに490円
架 空 工 作 物	架空管その他これに類するもの	外径0.4メートル未満のもの	230円
		外径0.4メートル以上のもの	570円
	支持物		1月1平方メートルまでごとに570円
	その他のもの		570円
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物		1月1平方メートルまでごとに	510円
広告塔及び看板類		1月1平方メートルまでごとに	980円
工事のための一時作業所又は工事用材料置場		1月1平方メートルまでごとに	170円
港湾貨物の一時置場		1月1平方メートルまでごとに	120円
事務所及びその附帯施設		1月1平方メートルまでごとに	290円

祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける露店、商品置場その他これらに類する施設	1日1平方メートルまでごとに	98円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける旗ざお	1本1日までごとに	98円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける幕	1日1平方メートルまでごとに	98円
その他のもの	前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

別表第1備考第5項中「看板類」の次に「並びに祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける幕」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第71号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表の1使用料又は利用料金の表中

「

非紹介患者初診加算料（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第5号又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第2項第5号に規定する選定療養（川崎病院及び多摩病院においては、健康保険法第70条第3項に規定する措置に係るものに限る。以下「選定療養」という。）のうち初診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。）	川崎病院及び多摩病院	医師による初診については7,000円、歯科医師による初診については5,000円
	井田病院	2,000円

」

を
「

非紹介患者初診加算料（健康保険法（大正11年法律第70号）第70条第3項に規定する措置に係る同法第63条第2項第5号又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第2項第5号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診を受ける者（徴収しないことについて正当な理由があると管理者が認めた者を除く。）の当該初診に係る加算料をいう。）	医師による初診については7,000円、歯科医師による初診については5,000円
---	---

」

に改め、「井田病院を除く。」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第72号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例（平成12年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表42の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

規

則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第86号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「在職期間」の次に「及び勤勉手当に係る勤務期間」を加え、同項第1号中「基準日」を「期末手当に係る在職期間にあつては基準日」に、「給

与条例」を「条例」に、「期間を除く」を「期間を、勤勉手当に係る勤務期間にあつては基準日前1箇月以内に退職し、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の2において準用する条例第15条第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間を除く」に改め、同項第2号中「基準日」を「期末手当に係る在職期間にあつては基準日」に、「第15条」を「第15条第3項」に、「期間を除く」を「期間を、勤勉手当に係る勤務期間にあつては基準日前1箇月以内に退職し、同項において準用する公営企業職員給与条例第11条の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間を除く」に改め、同条第2項中「第3条第2項」の次に「及び第4項」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市会計年度任用職員の期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第87号

川崎市会計年度任用職員の期末手当の支給
に関する規則の一部を改正する規則

川崎市会計年度任用職員の期末手当の支給に関する規則（令和元年川崎市規則第62号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤
勉手当の支給に関する規則

第1条中「第14条の3」の次に「並びに条例第14条の2及び同条において準用する給与条例第15条（同条第2項後段及び第4項を除く。）」を、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第3条に次の1項を加える。

2 条例第14条の2に規定する規則で定める者は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、それぞれの基準日において、次に掲げる者とする。

(1) 当該会計年度（6月に支給する勤勉手当にあつては、前会計年度（12月2日から3月31日までの期間に限る。）の期間を含む。）内において、条例若しくは給与条例の適用を受ける職員又は公営企業職員給与条例の適用を受ける職員（特別職非常勤職員を除く。）として任用される期間（次に掲げる期間を除く。）が通算して6箇月に満たない者

ア 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として任用される期間

イ 基準日前1箇月以内に退職し、給与条例第15条第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る職員として在職した期間

ウ 基準日前1箇月以内に退職し、公営企業職員給与条例第11条の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る職員として在職した期間

(2) 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない者（前号に規定する者を除く。）

(3) 期末勤勉手当規則第2条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者

第4条第1号中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第14条の2において準用する給与条例第15条第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受けるべき職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 退職し、又は死亡した日において、前条第2項各号のいずれかに該当する職員

(2) 退職した日から次の基準日までの間に新たに条例又は公営企業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員（当該基準日において勤勉手当の支給の対象となる者に限る。）となった職員

第5条の前の見出しを「（在職期間及び勤務期間等）」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第4号中「職員及び第2条第1項第8号に掲げる職員として在職した期間」とあるのは、「職員として在職した期間」と読み替えるものとする。

第5条に次の2項を加える。

3 条例第14条の2において準用する給与条例第15条第2項に規定する勤務期間は、基準日以前6箇月以内の期間に条例又は公営企業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員として勤務した期間（以下「勤勉手当に係る勤務期間」という。）とする。

4 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間並びに期末勤勉手当規則第3条第4項第1号、第4号及び第6号から第11号までに掲げる期間を除算する。この場合において、同項第4号中「職員及び第2条第1項第8号に掲げる職員として在職した期間」とあるのは「職員として在職した期間」と、同項第6号中「条例第8条の規定」とあるのは「川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第1号）第8条の規定」と、「職免条例第2条第3号の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより給与を減額された場合にあつては、市長が別に定める期間に限る。」とあるのは「病気休

暇により勤務しなかった期間及び市長が別に定める期間を除く。」と、同項第9号中「川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第12条の2の規定」とあるのは「川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第12条の規定」と、同項第10号中「勤務時間条例第12条の3の規定」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第13条の規定」と読み替えるものとする。ただし、同項第8号に掲げる期間のみ除算されることとなる場合において、当該期間が30日未満である場合は当該期間を除算しないものとする。

第6条中「在職期間」の次に「及び勤勉手当に係る勤務期間」を、「前条第2項」の次に「及び第4項」を加え、同条第1号中「基準日」を「期末手当に係る在職期間にあつては基準日」に、「期間を除く」を「期間を、勤勉手当に係る勤務期間にあつては基準日前1箇月以内に退職し、給与条例第15条第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る職員として在職した期間を除く」に改め、同条第2号中「基準日」を「期末手当に係る在職期間にあつては基準日」に、「期間を除く」を「期間を、勤勉手当に係る勤務期間にあつては基準日前1箇月以内に退職し、公営企業職員給与条例第11条の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る職員として在職した期間を除く」に改める。

第7条第1項中「第14条の3」の次に「（これらの規定を条例第14条の2において準用する給与条例第15条第5項において準用する場合を含む。）」を加える。

第10条を第13条とする。

第9条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条を第12条とする。

第8条の見出しを「（手当基礎額）」に改め、同条第1項中「地域手当の額」の次に「並びに条例第14条の2において読み替えて準用する給与条例第15条第3項に規定する規則で定める給料及び地域手当の額」を加え、同条第2項中「報酬の額」の次に「及び条例第14条の2において読み替えて準用する給与条例第15条第3項に規定する規則で定める報酬の額」を加え、同条を第11条とする。

第7条の次に次の3条を加える。

（勤勉手当の支給割合）

第8条 条例第14条の2において準用する給与条例第15条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、期末勤勉手当規則第8条の2に規定する職員の勤勉手当に係る勤務期間による割合に次条に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の成績率）

第9条 会計年度任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、市長が別に定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の111以上100分の118.5未満
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の103.5
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の97.5以下

2 前項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が別に定めるものとする。

第10条 前条に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第88号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中備考以外の部分を次のように改める。

占用料

種 別	単 位	金 額
電柱その他これに類するもの（支線、支柱及び支線柱を含む。）	第1種電柱	280円
	第2種電柱	440円
	第3種電柱	590円
	第1種電話柱	250円
	第2種電話柱	410円
	第3種電話柱	560円
	その他の柱類	25円
電線その他これに類するもの	共架電線その他上空に設ける線類	3円
	地下電線その他地下に設ける線類	2円
鉄塔	1月1平方メートルにつき	510円
変圧塔	1月1個につき	510円
簡易型携帯電話システム無線基地局	1月1個につき	250円

水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1月1メートルにつき	26円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		37円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		55円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		74円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		260円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		370円
外径が1メートル以上のもの			740円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽、下水道施設等で地下に設けられるもの		1月1平方メートルにつき	300円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1月1個につき	210円
公衆電話所		1月1個につき	510円
標識		1月1本につき	410円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの		1月1平方メートルにつき	840円
天体、気象又は土地観測施設		1月1平方メートルにつき	200円
工事用施設及び工事用材料置場		1月1平方メートルにつき	1,280円
競技会、展示会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの	1枚の表示面積1日1平方メートルにつき	3,400円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1日1点につき	11,300円
自転車駐車場		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額に0.0025を乗じて得た額
地域における催しに関する情報を提供するための看板		1月1平方メートルにつき	320円

地域における催しに関する情報を提供するための広告塔	1月1平方メートルにつき	1,500円
保育所その他の社会福祉施設（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額に0.0025を乗じて得た額
その他の占用物件	前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

告

示

川崎市告示第610号

中原区小杉三丁目の国道409号予定地（自動車駐車場、自転車等駐車場）入札占用指針

道路法（昭和27年法律第180号）第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和5年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

- 詳細は、「入札占用指針」のとおり。

(別紙省略)

- 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

(1) 閲覧及び交付期間

令和5年12月15日から令和6年1月9日

(2) 閲覧及び交付場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎17階

川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課

市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第9回)

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市告示第611号

中原区宮内一丁目の都市計画道路宮内新横浜線予定地（自動車駐車場）入札占用指針

道路法（昭和27年法律第180号）第39条の2第1項の

規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和5年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。

(別紙省略)

2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

(1) 閲覧及び交付期間

令和5年12月15日から令和6年1月9日

(2) 閲覧及び交付場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎17階

川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課

市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第9回)

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市告示第612号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和5年12月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第613号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和5年12月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 形質変更時要届出区域の所在地

川崎市川崎区扇町57番1、57番3、57番4の一部(別図のとおり)

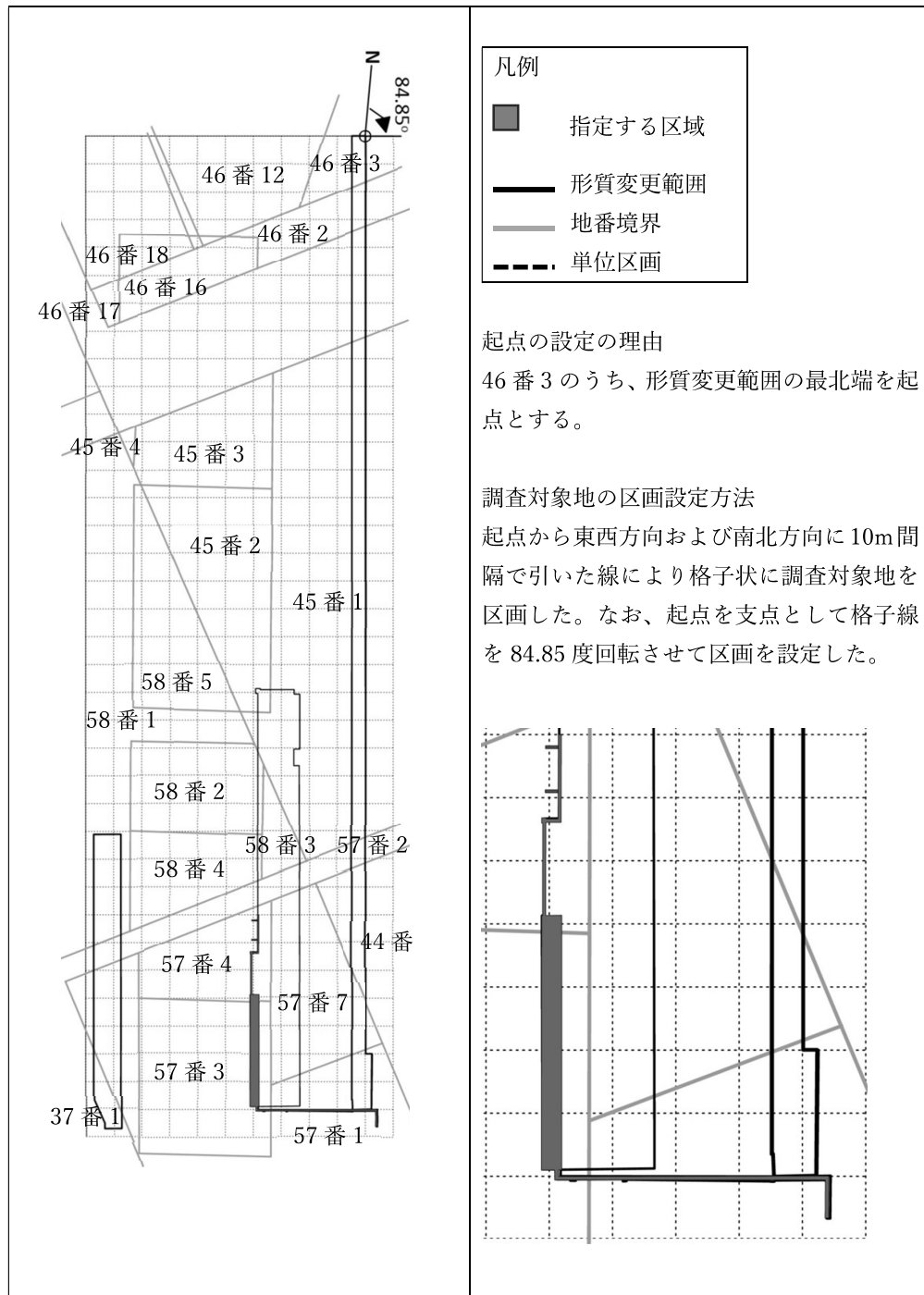
2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号までの該当の有無
土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する



別図

川崎市告示第614号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和5年12月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
26	新丸子東 第48号線	中原区 新丸子東3丁目 中原区 上丸子	1207番 先 1194番 5先	
27	上小田中 第219号線	中原区 上小田中5丁目 中原区 上小田中5丁目	1303番 10先 1303番 13先	
28	久地 第153号線	高津区 久地2丁目 高津区 久地2丁目	116番 2先 65番 15先	
29	馬絹 第195号線	宮前区 馬絹4丁目 宮前区 馬絹4丁目	1194番 10先 1194番 18先	
30	細山 第297号線	麻生区 細山5丁目 麻生区 細山5丁目	257番 25先 257番 19先	
31	白鳥 第85号線	麻生区 白鳥4丁目 麻生区 白鳥4丁目	388番 9先 385番 9先	
32	栗木台 第96号線	麻生区 栗木台2丁目 麻生区 栗木台2丁目	845番 1先 3番 9先	
		以下余白		

川崎市告示第615号

道路区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年12月19日から令和6年1月9日まで一般の縦覧に供します。

令和5年12月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 終	点 点	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
26	新丸子東 第48号線	中原区 新丸子東3丁目 中原区 上丸子	1207番 先 1194番 5先	3.1 ~ 25.16	135.72	

27	上小田中 第219号線	中原区 上小田中5丁目 1303番 10先 中原区 上小田中5丁目 1303番 13先	4.50	24.34	
28	久地 第153号線	高津区 久地2丁目 116番 2先 高津区 久地2丁目 65番 15先	1.8 ~ 2.91	272.80	
29	馬絹 第195号線	宮前区 馬絹4丁目 1194番 10先 宮前区 馬絹4丁目 1194番 18先	6.00	30.05	
30	細山 第297号線	麻生区 細山5丁目 257番 25先 麻生区 細山5丁目 257番 19先	6.00	64.77	
31	白鳥 第85号線	麻生区 白鳥4丁目 388番 9先 麻生区 白鳥4丁目 385番 9先	4.50 ~ 6.05	20.67	
32	栗木台 第96号線	麻生区 栗木台2丁目 845番 1先 麻生区 栗木台2丁目 3番 9先	6.00	52.99	
		以下余白			

川崎市告示第616号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和5年12月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年12月19日から令和6年1月9日まで一般の縦覧に供します。

令和5年12月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
27	上小田中 第219号線	中原区 上小田中5丁目 中原区 上小田中5丁目	1303番 10先 1303番 13先	
28	久地 第153号線	高津区 久地2丁目 高津区 久地2丁目	116番 2先 65番 15先	
29	馬絹 第195号線	宮前区 馬絹4丁目 宮前区 馬絹4丁目	1194番 10先 1194番 18先	
30	細山 第297号線	麻生区 細山5丁目 麻生区 細山5丁目	257番 25先 257番 19先	

川崎市長 福 田 紀 彦

31	白鳥 第85号線	麻生区 白鳥4丁目	388番	9先	
		麻生区 白鳥4丁目	385番	9先	
32	栗木台 第96号線	麻生区 栗木台2丁目	845番	1先	
		麻生区 栗木台2丁目	3番	9先	
		以下余白			

川崎市告示第617号

市道路線廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和5年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
33	新丸子東 第38号線	中原区 新丸子東3丁目	1058番	4先
		中原区 上丸子	1194番	5先
34	久地 第15号線	高津区 久地2丁目	48番	1先
		高津区 久地2丁目	116番	2先
35	久地 第16号線	高津区 久地2丁目	70番	先
		高津区 久地2丁目	71番	3先
36	子母口 第35号線	高津区 子母口	301番	1先
		高津区 子母口	791番	33先
37	栗木台 第59号線	麻生区 栗木台2丁目	845番	3先
		麻生区 栗木台2丁目	805番	7先
		以下余白		

川崎市告示第618号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和5年11月27日招集の令和5年第5回川崎市議会定例会において、令和5年12月14日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和5年12月20日

令和5年度川崎市一般会計補正予算

令和5年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,248,970千円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 873,386,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

歳 入		第 1 表 歳 入 歳 出	
歳 入	款	項	
	17 国 庫 支 出 金		
		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
18 県 支 出 金			
		2 県 補 助 金	
20 寄 附 金			
		1 寄 附 金	
23 諸 収 入			
		6 雑 入	
24 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

予 算 補 正		予 算 補 正	
予 算 補 正	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
	171,583,506	△ 4,439,866	167,143,640
	129,222,085	△ 184,999	129,037,086
	41,871,951	△ 4,254,867	37,617,084
	42,574,810	△ 1,109,008	41,465,802
	11,527,233	△ 1,109,008	10,418,225
	1,271,820	170,195	1,442,015
	1,271,820	170,195	1,442,015
	34,089,506	196,709	34,286,215
	8,430,648	196,709	8,627,357
	64,823,000	△ 67,000	64,756,000
	64,823,000	△ 67,000	64,756,000
	878,635,492	△ 5,248,970	873,386,522

歳 出

款		項
2 総務費	費	
		2 総務管理費
4 こども未来費	費	
		2 こども支援費
5 健康福祉費	費	
		4 老人福祉費
		7 公衆衛生費
9 港湾費	費	
		1 港湾管理費
11 区役所費	費	
		1 区政振興費
歳 出		合 計

補正前の額	補正額	計
千円	千円	千円
58,414,152	153,612	58,567,764
17,406,330	153,612	17,559,942
138,218,087	12,276	138,230,363
90,476,237	12,276	90,488,513
190,330,453	△ 5,701,570	184,628,883
20,994,465	427,081	21,421,546
28,209,804	△ 6,128,651	22,081,153
10,409,641	146,712	10,556,353
3,399,898	146,712	3,546,610
18,540,405	140,000	18,680,405
13,765,981	140,000	13,905,981
878,635,492	△ 5,248,970	873,386,522

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事	業	名	金 額
11 区 役 所 費	1 区 政 振 興 費	川崎区道路維持補修事業費			千円 20,000
		幸区道路維持補修事業費			20,000
		中原区道路維持補修事業費			20,000
		高津区道路維持補修事業費			20,000
		宮前区道路維持補修事業費			20,000
		多摩区道路維持補修事業費			20,000
		麻生区道路維持補修事業費			20,000
		計			140,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

事	項	期 間	限 度 額
子ども文化センター・わくわくノラザ運営費		令和 5 年度から	千円 5,091,885
		令和 1 0 年度まで	
王禅寺四ツ田緑地管理運営事業費		令和 5 年度から	109,450
		令和 1 0 年度まで	

2 変 更

事	項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和 5 年度民間特別養護老人ホーム等整備事業費	合 和 6 年 度	合 和 5 年 度 から 合 和 7 年 度 まで	千円 952,524		千円 1,180,108

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

記 債 の 目 的	限 度		額
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
老 人 福 祉 総 務 事 業	千円 2,188,000	千円 △ 67,000	千円 2,121,000
地 方 債 総 合 計	64,823,000	△ 67,000	64,756,000

川崎市告示第619号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和5年11月27日招集の令和5年第5回川崎市議会定例会において、令和5年12月15日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和5年12月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

令和5年度川崎市一般会計補正予算

令和5年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,432,371千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 884,818,893千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第620号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市子ども文化センター及び川崎市ふれあい館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市子ども文化センター条例（昭和35年川崎市

条例第33号）第4条第3項及び川崎市ふれあい館条例（昭和63年川崎市条例第23号）第4条第3項の規定の規定により告示します。

令和5年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

	管理を行わせる 公の施設の名称及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
		住 所	名称及び代表者名	
1	川崎市大師 子ども文化センター 川崎市川崎区大師公園1番4号	川崎市中原区新丸子東3丁目 1100番地12	公益財団法人かわさき 市民活動センター 理事長 小倉 敬子	令和6年4月1日から 大師地区複合施設供用 開始の日の前日まで
2	川崎市藤崎 子ども文化センター 川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号	同	同	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
3	川崎市日進町 子ども文化センター 川崎市川崎区堤根34番地15	同	同	同
4	川崎市田島 子ども文化センター 川崎市川崎区田島町20番23号	同	同	令和6年4月1日から 田島地区複合施設供用 開始の日の前日まで
5	川崎市殿町 子ども文化センター 川崎市川崎区殿町1丁目18番13号	同	同	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
6	川崎市渡田 子ども文化センター 川崎市川崎区渡田1丁目15番5号	同	同	同
7	川崎市浅田 子ども文化センター 川崎市川崎区浅田3丁目7番10号	同	同	同
8	川崎市桜本 子ども文化センター 川崎市ふれあい館 川崎市川崎区桜本1丁目5番6号	川崎市川崎区桜本1丁目8番 22号	社会福祉法人青丘社 理事長 三浦 知人	同
9	川崎市小田 子ども文化センター 川崎市川崎区小田2丁目16番9号	川崎市中原区新丸子東3丁目 1100番地12	公益財団法人かわさき 市民活動センター 理事長 小倉 敬子	同
10	川崎市旭町 子ども文化センター 川崎市川崎区旭町2丁目1番5号	同	同	同
11	川崎市南河原 子ども文化センター 川崎市幸区都町74番地2	同	同	同
12	川崎市小倉 子ども文化センター 川崎市幸区小倉5丁目17番59号	同	同	同
13	川崎市幸 子ども文化センター 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5	同	同	同
14	川崎市南加瀬 子ども文化センター 川崎市幸区南加瀬2丁目19番3号	同	同	同
15	川崎市下平間 子ども文化センター 川崎市幸区下平間70番地1	同	同	同
16	川崎市北加瀬 子ども文化センター 川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号	同	同	同
17	川崎市小杉 子ども文化センター 川崎市中原区小杉町3丁目600番地	同	同	同

18	川崎市玉川 こども文化センター 川崎市中原区市ノ坪464番地2	同	同	同
19	川崎市住吉 こども文化センター 川崎市中原区木月祇園町17番6号	東京都港区芝4丁目13-3 PMO田町東10F	株式会社明日葉 代表取締役 大隈 太嘉志	同
20	川崎市新城 こども文化センター 川崎市中原区下新城1丁目2番4号	川崎市中原区新丸子東3丁目 1100番地12	公益財団法人かわさき 市民活動センター 理事長 小倉 敬子	同
21	川崎市平間 こども文化センター 川崎市中原区上平間1,323番地	同	同	同
22	川崎市大戸 こども文化センター 川崎市中原区上小田中2丁目24番1号	同	同	同
23	川崎市新丸子 こども文化センター 川崎市中原区新丸子691番地7	同	同	同
24	川崎市西加瀬 こども文化センター 川崎市中原区西加瀬10番5号	同	同	同
25	川崎市井田 こども文化センター 川崎市中原区井田杉山町16番38号	東京都港区芝4丁目13-3 PMO田町東10F	株式会社明日葉 代表取締役 大隈 太嘉志	同
26	川崎市宮内 こども文化センター 川崎市中原区宮内3丁目4番3号	川崎市中原区新丸子東3丁目 1100番地12	公益財団法人かわさき 市民活動センター 理事長 小倉 敬子	同
27	川崎市上作延 こども文化センター 川崎市高津区上作延5丁目26番55号	神奈川県横浜市神奈川区 金港町5番地32 ベイフロント横浜5階	株式会社理究キッズ 代表取締役 米田 正人	同
28	川崎市末長 こども文化センター 川崎市高津区末長3丁目25番8号	川崎市中原区新丸子東3丁目 1100番地12	公益財団法人かわさき 市民活動センター 理事長 小倉 敬子	同
29	川崎市高津 こども文化センター 川崎市高津区溝口3丁目10番8号	神奈川県横浜市神奈川区 金港町5番地32 ベイフロント横浜5階	株式会社理究キッズ 代表取締役 米田 正人	同
30	川崎市子母口 こども文化センター 川崎市高津区子母口983番地	川崎市中原区新丸子東3丁目 1100番地12	公益財団法人かわさき 市民活動センター 理事長 小倉 敬子	同
31	川崎市二子 こども文化センター 川崎市高津区二子5丁目14番61号	神奈川県横浜市神奈川区 金港町5番地32 ベイフロント横浜5階	株式会社理究キッズ 代表取締役 米田 正人	同
32	川崎市梶ヶ谷 こども文化センター 川崎市高津区梶ヶ谷6丁目1番地10	川崎市中原区新丸子東3丁目 1100番地12	公益財団法人かわさき 市民活動センター 理事長 小倉 敬子	同
33	川崎市東高津 こども文化センター 川崎市高津区下野毛1丁目3番2号	神奈川県横浜市神奈川区 金港町5番地32 ベイフロント横浜5階	株式会社理究キッズ 代表取締役 米田 正人	同
34	川崎市宮崎 こども文化センター 川崎市宮前区宮崎1丁目7番地	東京都港区芝4丁目13-3 PMO田町東10F	株式会社明日葉 代表取締役 大隈 太嘉志	同
35	川崎市平 こども文化センター 川崎市宮前区平2丁目13番1号	川崎市宮前区菅生3丁目 53番11-203号 サンライズハウス	特定非営利活動法人あかい屋根 理事長 阿部 克義	同
36	川崎市菅生 こども文化センター 川崎市宮前区菅生ヶ丘13番2号	同	同	同
37	川崎市有馬 こども文化センター 川崎市宮前区有馬4丁目5番2号	東京都港区芝4丁目13-3 PMO田町東10F	株式会社明日葉 代表取締役 大隈 太嘉志	同
38	川崎市野川 こども文化センター 川崎市宮前区野川台1丁目25番23号	同	同	同

39	川崎市宮前平 こども文化センター 川崎市宮前区宮崎6丁目2番地	同	同	同
40	川崎市白幡台 こども文化センター 川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1	川崎市宮前区菅生3丁目 53番11-203号 サンライズハウス	特定非営利活動法人あかい屋根 理事長 阿部 克義	同
41	川崎市蔵敷 こども文化センター 川崎市宮前区菅生5丁目3番21号	同	同	同
42	川崎市錦ヶ丘 こども文化センター 川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号	川崎市中原区新丸子東3丁目 1100番地12	公益財団法人かわさき 市民活動センター 理事長 小倉 敬子	同
43	川崎市菅 こども文化センター 川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号	同	同	同
44	川崎市枳形 こども文化センター 川崎市多摩区枳形6丁目3番1号	同	同	同
45	川崎市長尾 こども文化センター 川崎市多摩区長尾1丁目12番7号	同	同	同
46	川崎市中野島 こども文化センター 川崎市多摩区中野島4丁目22番7号	同	同	同
47	川崎市三田 こども文化センター 川崎市多摩区三田3丁目7番地4	同	同	同
48	川崎市南菅 こども文化センター 川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号	同	同	同
49	川崎市王禅寺 こども文化センター 川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号	同	同	同
50	川崎市百合丘 こども文化センター 川崎市麻生区百合丘1丁目11番地2	同	同	同
51	川崎市片平 こども文化センター 川崎市麻生区片平5丁目25番1号	川崎市麻生区岡上1丁目1番 19号	NPO法人児童育成会コッコロ 理事長 菅原 敬子	同
52	川崎市東百合丘 こども文化センター 川崎市麻生区東百合丘3丁目1番10号	川崎市中原区新丸子東3丁目 1100番地12	公益財団法人かわさき 市民活動センター 理事長 小倉 敬子	同
53	川崎市白山 こども文化センター 川崎市麻生区白山4丁目2番2号	同	同	同
54	川崎市千代ヶ丘 こども文化センター 川崎市麻生区千代ヶ丘1丁目20番地60	同	同	同
55	川崎市虹ヶ丘 こども文化センター 川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目22番1号	同	同	同
56	川崎市麻生 こども文化センター 川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号	同	同	同
57	川崎市柿生 こども文化センター 川崎市麻生区上麻生7丁目18番32号	同	同	同
58	川崎市岡上 こども文化センター 川崎市麻生区岡上3丁目13番1号	川崎市麻生区岡上1丁目1番 19号	NPO法人児童育成会コッコロ 理事長 菅原 敬子	同

川崎市告示第621号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市港湾振興会館及び東扇島中公園の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市港湾振興会館条例(平成3年川崎市条例第34号)第4条第3項及び川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)第2条の2第3項の規定により告示します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市港湾振興会館 川崎区東扇島38番地1 東扇島中公園 川崎区東扇島52番地1
指定管理者	(所在地) 川崎区東扇島38番地1 (名 称) 公益社団法人川崎港振興協会・株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体 (代表者) 公益社団法人川崎港振興協会 会長 齋藤文夫
指定期間	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

川崎市告示第622号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和5年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙省略
- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
 - 引取りの場所
別紙記載の保管場所
 - 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 引取りに要する費用
自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円
- 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。
(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第623号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市産業振興会館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市産業振興会館条例(昭和63年川崎市条例第7号)第4条第3項の規定により告示します。

令和5年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市産業振興会館 川崎市幸区堀川町66番地20
指定管理者	(所 在 地) 川崎市幸区堀川町66番地20 (名 称) 公益財団法人川崎市産業振興財団・京急サービス株式会社共同事業体 (代 表 者 名) 公益財団法人川崎市産業振興財団 理事長 三浦 淳
指定期間	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

税 告 示

川崎市税告示第11号

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第23条の6第3項の申出により、「川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について」(平成21年川崎市告示第91号)の一部を改正しますので、同条第4項の規定により告示します。

令和5年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

表中

「

特定非営利活動法人 かわさき創造プロジェクト (川崎市多摩区中野島6丁目29番 1号新多摩川ハイム4号棟101)	左に掲げる者の 主たる目的であ る業務に関連 する寄附金	令和2年6月23日 から 令和7年6月22日 まで
---	---------------------------------------	------------------------------------

」

を

「

特定非営利活動法人 かわさき創造プロジェクト (川崎市多摩区菅仙谷1丁目10番 40号)	左に掲げる者の 主たる目的であ る業務に関連 する寄附金	令和2年6月23日 から 令和7年6月22日 まで
---	---------------------------------------	------------------------------------

」

に改める。

公 告

川崎市公告第1469号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月15日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度学校給食用備品（熱風消毒保管庫9台）
	履 行 場 所	川崎市立四谷小学校ほか7校
	履 行 期 間	令和6年3月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「厨房機器」種目「給食設備」に登載されていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。 (8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階） 電話番号 044-200-2093	
入札日時等	令和6年1月25日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1470号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月15日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度学校給食用備品（牛乳保冷库11台）
	履 行 場 所	川崎市立大師小学校ほか10校
	履 行 期 間	令和6年3月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「厨房機器」種目「給食設備」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者	

参 加 資 格	(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。 (8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階） 電話番号 044-200-2093
入札日時等	令和6年1月25日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1471号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月15日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

かわさき新産業創造センター電話交換機等更新委託

(2) 履行場所

川崎市幸区新川崎7番7号

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(4) 業務概要

かわさき新産業創造センター（NANOBI C研究棟）に設置されている電話交換機を更新すると共に、NANOBI C研究棟、NANOBI Cクリーンルーム棟、KBIC本館に設置された内線電話の接続や多機能電話の入れ替え・接続作業、適切な設定がなされたことの確認作業等を行う。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備」及び業種「通信」種目「電話設備」に搭載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや工事实績一覧表等※様式自由）を提出してください。

(1) 配布・提出場所・問合せ先

川崎市経済労働局イノベーション推進部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

フロンティアビル10階

電 話 044-200-2973

E-mail 28innova@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年12月15日（金）から令和5年12月22日（金）まで（※土日除く）

（持参の場合は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出方法

持参又は簡易書留による郵送

郵送の場合は、上記日時までに必着とします。

封筒に入札件名を記載してください。

提出先：3(1)配布・提出場所・問合せ先に同じ。

4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会
実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所・問合せ先の場所において、希望者には印刷物を配布します。また、次のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

・入札公表について(かわさき新産業創造センター電話交換機等更新委託)

<<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000156654.html>>

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、2の競争入札参加資格について審査し、競争入札参加資格確認通知書を交付します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和5年12月26日(火)に電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送信します。

6 仕様に関する質問書の受付

(1) 質問書の送付先

3(1)配布・提出場所・問合せ先に同じ。

(2) 質問書受付期間

令和5年12月26日(火)から12月28日(木)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問書受付方法

電子メール又はFAXに限る。

電子メール 28innova@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3920

(5) 回答方法

令和6年1月5日(金)に、競争入札参加資格を有する者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契

約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年1月10日(水) 午前11時30分

イ 入札場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階

川崎市経済労働局会議室

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、郵送(簡易書留)による入札に変更する場合があります。

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 前払金

否

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所・問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所・問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

・入札公表について（かわさき新産業創造センター電話交換機等更新委託）

<<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000156654.html>>

川崎市公告第1472号

令和5年9月5日付け川崎市公告第1149号で公告した同年12月3日に執行する川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会委員の選挙について、届出のあった候補者の数が、それぞれ選挙すべき委員の数を超えなかったもので、土地区画整理法施行令（昭和30年3月31日政令第47号）第35条第4項の規定に基づき、次のとおり候補者をもって当選人と定め、同令第35条第5項の規定により公告します。

令和5年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 宅地の所有者が選挙する委員の当選人（7人）

氏 名	住 所
井出 正彦	川崎市多摩区登戸1866番地
片山 俊大	東京都大田区北千束3丁目24番14号
黒崎 泰由	川崎市多摩区登戸2527番地
小泉 鎮男	川崎市多摩区登戸11番地
野村 貢	川崎市多摩区登戸2382番地
三平 雅美	川崎市多摩区登戸2091番地
吉澤 聡美	川崎市多摩区登戸1486番地

2 宅地について借地権を有する者が選挙する委員の当選人（1人）

氏 名	住 所
有限会社東神住宅	川崎市多摩区登戸2262番地

川崎市公告第1473号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アトレ川崎

川崎市川崎区駅前本町26番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社アトレ

代表取締役 高橋 弘行

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 深澤 祐二

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社アトレ	代表取締役 一ノ瀬 俊郎	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社アトレ	代表取締役 高橋 弘行	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

	氏名又は名称	代表者	住所
①	(空き区画)	—	—
②	株式会社 フードコスメ	代表取締役 飯田 悠起	東京都中央区銀座一丁目7番3号
③	株式会社 バルグループホールディングス	代表取締役 井上 隆太	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号

他計113者

(変更後)

	氏名又は名称	代表者	住所
①	株式会社 ヘルセ	代表取締役 李 基道	東京都新宿区住吉町2番10号 ソフィアM201
②	(空き区画)	—	—
③	(空き区画)	—	—

他計111者

4 変更の年月日

- (1) 令和5年6月28日
(2) 令和5年11月29日 ほか

5 変更する理由

- (1) 設置者の代表者に変更が生じたため
(2) 小売業者に変更が生じたため

6 届出の年月日

令和5年12月13日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

(川崎フロンティアビル10階) ※令和6年1月12日(金)まで

(本庁舎9階) ※令和6年1月15日(月)以降

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和5年12月18日から令和6年4月18日の午前8時30分から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和6年4月18日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市公告第1474号

特定生産緑地指定解除の公示

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき指定を解除した特定生産緑地について、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示します。

令和5年12月19日

川崎市長 福田 紀彦

区	指定解除箇所
中原区	井田2丁目地内において、箇所番号27及び29を解除する。 下小田中6丁目地内において、箇所番号120の一部を解除する。
高津区	梶ヶ谷5丁目地内において、箇所番号24を解除する。 蟹ヶ谷字東神庭地内において、箇所番号162を解除する。
宮前区	土橋3丁目地内において、箇所番号294及び295を解除する。 西野川1丁目地内において、箇所番号327を解除する。 東有馬1丁目地内において、箇所番号496を解除する。 西野川1丁目地内において、箇所番号333の一部を解除する。
多摩区	菅5丁目地内において、箇所番号102を解除する。 南生田5丁目地内において、箇所番号434を解除する。 長沢1丁目地内において、箇所番号240及び529の一部を解除する。
麻生区	東百合丘1丁目地内において、箇所番号278を解除する。 栗木3丁目地内において、箇所番号394を解除する。

川崎市公告第1475号

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第2条第2項の規定に基づき、次の公園の供用を一時停止します。

令和5年12月19日

川崎市長 福田 紀彦

公園の名称	所在地	面積(㎡)
栢生日向公園	麻生区片平2丁目365番2	647

※ 令和6年1月5日をもって一時停止とします。

※ 供用を開始する年月日につきましては、再度公告します。

(別図省略)

川崎市公告第1476号

二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託及び大師河原水防センター運営等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告します。

令和5年12月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 目的

「二ヶ領せせらぎ館」(平成11年3月開設)及び「大師河原水防センター」(平成20年1月開設)は、「多摩川エコミュージアムプラン」の運営拠点及び情報発信センターであり、国が推進する「多摩川流域リバーミュージアム」の情報発信の拠点です。

また、市民・企業・学校・行政の協働によりその魅力を最大限に活用し、多くの市民が楽しく憩える環境を目指す「川崎市新多摩川プラン」を推進する拠点としています。

これらの計画を推進するため、「二ヶ領せせらぎ館」及び「大師河原水防センター」に係る受付・案内業務、多摩川の魅力発信に係る広報業務、環境学習推進業務等を委託します。

この要領は、高い業務意識に加えて、多摩川に関する必要な能力を保有し、豊富な経験を活かせる非営利の事業者(公共的団体)を公募型プロポーザル方式により特定することを目的とします。

2 業務の概要

(1) 件 名

ア 二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託

イ 大師河原水防センター運営等業務委託

※ 企画提案、契約は、上記ア、イの委託業務案件ごとに実施し、締結します。

(2) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 履行場所

ア 二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託の履行場所

川崎市多摩区宿河原1丁目5番1号

二ヶ領せせらぎ館地内

イ 大師河原水防センター運営等業務委託の履行場所

川崎市川崎区大師河原1丁目1番15号

大師河原水防センター地内

(4) 主な業務内容

ア 二ヶ領せせらぎ館運営等業務委託の主な業務内容

(ア) 施設等の維持及び安全管理業務

施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な空調清掃、水槽の清掃と飼育、消防用設備機器（消火器具等）等の点検、自動体外式除細動器（AED）の貸出及び簡易な点検、軽微な修繕等

(イ) 受付及び案内業務

来館者への対応、多摩川に関する説明及び利用案内等

(ウ) 会議室利用調整業務

施設利用者への案内、会議室の申込受付及び調整等

(エ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の企画展示業務

1階展示スペースを利用した企画展示（参考：1か月ごと）、その他のスペースを利用した多摩川に関する情報展示、水槽での生きものの展示

(オ) 多摩川の魅力発信等の広報業務

ホームページの作成と更新、広報誌発行やイベント参加等による多摩川に関する情報発信

(カ) 多摩川を生かした市民等への環境学習推進業務

教育機関、市民団体等の環境学習への対応及び資料作成

(キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
かわさき水辺の楽校の活動支援と協力、国土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体との事業連携と協力

イ 大師河原水防センター運営等業務委託の主な業務内容

(ア) 施設等の維持及び安全管理業務

施設の施錠、片付け、館内清掃及び軽易な空調清掃、水槽の清掃と飼育、消防用設備機器（消火器具等）の点検及び総合点検、自動体外式除細動器（AED）の貸出及び簡易な点検、軽微な修繕等

(イ) 受付及び案内業務

来館者への対応、多摩川に関する説明及び利用案内等

(ウ) 多摩川に関するパネル、クラフト等の展示業務

1階河川情報室を利用した多摩川に関する情報展示、クラフト作成コーナーの設置及び展示、水槽での生きものの展示

(エ) 多摩川の魅力発信等の広報業務

ホームページの作成と更新、広報誌発行やイベント参加等による多摩川に関する情報発信

(オ) 多摩川を生かした市民等への環境学習推進

業務

教育機関、市民団体等の環境学習への対応及び資料作成

(カ) 防災意識の啓発及び大師河原河川防災ステーションの訓練利用調整業務

水防を中心とした防災意識の啓発、行政機関等の訓練利用に係る近隣住民や来館者への案内及び注意喚起等

(キ) 多摩川流域団体等とのネットワーク推進業務
だいち水辺の楽校の活動支援と協力、国土交通省京浜河川事務所、多摩川流域関係団体との事業連携と協力

(5) 事業委託料（参考）

事業委託料は、それぞれ次の金額を上限とします。なお、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

ア ニヶ領せせらぎ館運営等業務委託

4,999,610円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

イ 大師河原水防センター運営等業務委託

4,999,500円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他」、種目「その他」に登録されていること
- (4) 公共的な活動を行うために設立された特定非営利活動法人等の公共的団体であること
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者であること
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎17階
電 話 044-200-2268（直通）

FAX 044-200-3973

電子メール53miky@city.kawasaki.jp

5 実施手順（概要）

公募後の受託候補者選定までの実施手順（概要）は次表のとおりです。

内 容	期 間 等
参加意向申出書提出期間	受 付 期 間：令和5年12月19日(火)～令和5年12月27日(水)の午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く。） 郵 送 の 場 合：令和5年12月27日(水)必着
提案資格確認結果通知発送	令和6年1月5日(金)まで
質問の受付及び回答	受 付 期 間：令和6年1月9日(火)～令和6年1月16日(火)午後5時まで 回 答 日：令和6年1月23日(火)予定 ※質問の受付は、電子メールのみとし、質問に対する回答は、全ての参加事業者に対し電子メールで送付します。
企画提案書等提出期限	令和6年1月30日(火)午後5時まで 郵 送 の 場 合：令和6年1月30日(火)必着
書類審査	令和6年1月31日(水)～令和6年2月7日(水) ※ヒアリング審査を行う事業者を選定し、審査結果を速やかに通知します。なお、企画提案書提出者が5者以内であった場合、書類審査とヒアリング審査を同日に行います。
ヒアリング審査	令和6年2月15日(水)を予定
受託候補者選定結果の通知	令和6年2月下旬を予定

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課の所管するホームページ及び「入札情報かわさき」へ掲載します。なお、参加意向申出書（様式2）及び質問書の様式についても併せて掲載します。

(2) 公表開始日

令和5年12月19日(火)

7 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「3 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により各1部を提出してください。

(1) 提出期間

受付期間：令和5年12月19日(火)から令和5年12月27日(水)まで

（郵送の場合は令和5年12月27日(水)までに必着）

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午～午後1時を除く。）

(2) 配布・提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

参加意向申出書（様式2）

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認した後、提案資格確認結果通知書を送付します。なお、参加資格を有する場合には、企画提案書等の様式を令和6年1月5日(金)までに、原則として電子メールにより送付します。

8 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

参加意向申出書を提出した案件について、質問書に質問内容を記載し、「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛てに電子メールで送付してください。

(2) 配布・受付場所

4に同じ

(3) 受付期間

令和6年1月9日(火)から令和6年1月16日(火)午後5時まで

(4) 回答方法

参加意向申出書を提出した案件に対する質問の回答は、令和6年1月23日(火)までに、全ての参加事業者に対して電子メールにて回答します。

9 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により提出してください。

(1) 提出期限

令和6年1月30日(火)午後5時まで

（郵送の場合は令和6年1月30日(火)までに必着）

(2) 提出場所

4に同じ

(3) 提出書類

参加資格を有する場合には、令和6年1月5日(金)までに企画提案書等の様式を原則として電子メールで送付します。

ア 企画提案書

イ 団体概要書

ウ 業務計画書

エ 提案業務年間計画書

オ 見積書

カ 法人の定款、役員名簿（任意帳票）

キ 団体の活動がわかる実績報告書（任意帳票）

(4) 留意点

ア 提出書類は、正本1部を製本し、提出してください。

イ 用紙はA4判横書きとし、左上1か所としてください。また、企画提案書の表紙を除いて20

ページ程度で作成し、ページ番号を下部に記載の上、片面印刷で提出してください。

ウ 提出された提案書類は返却しません。

エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできません。

オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容の全てが契約に反映されるとは限りません。

カ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

10 審査方法

(1) 選考基準

ア 事業目的の理解度

企画提案書全体を通じて、本業務の目的を十分に理解し、意欲的な事業計画になっているか。

イ 事業執行体制の整備

事業を行うのに十分な執行体制が確保されているか。また、業務従事者が十分に機能を発揮できる事業計画になっているか。

ウ 事業の企画・運営力

業務内容について、専門的知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。また、効果的かつ効率的な運営への配慮がなされているか。

エ 関連業務の過去の実施実績

本業務に活用できるような経験を過去の業務において実施しているか。

オ 予算の妥当性

コストは妥当であり、費用対効果がみられる内容か。

カ その他

本業務を実施するに当たり、特にアピールできるその他の内容があるか。

(2) 基準点

総合計点の60%以上

(3) 書類審査

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、書類審査通過者を選定します。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。なお、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。ただし、応募した事業者が5者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者に対して、審査の日程等を通知します。

(4) ヒアリング審査

受託者を特定するため、必要に応じて提案内容を説明（プレゼンテーション）していただき、その後、

質疑応答を行います。

ア 日時（予定）

令和6年2月15日(木)

※ 時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 会場（予定）

本庁舎17階 建設緑政局会議室

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書等に基づいて、15分程度で提案を行っていただきます。その後、15分程度で質疑応答を行っていただきます。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各参加事業者につき3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととします。

オ 順位の確定方法

合計点を提案業者ごとに集計し、最も高い合計点を獲得した業者を契約先として選定します。当該集計において、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の（ア）～（ウ）の選考過程により最終順位を確定し、選定業者とする。なお、提案業者が1業者のみの場合については、基準点を満たした場合に選定業者とします。

（ア） 選考基準「事業の企画・運営力」の合計点が最も高い業者

（イ） （ア）に該当する業者が複数ある場合、経費見積額が最も低い業者

（ウ） 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した業者

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和6年2月下旬

11 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

(1) 契約日前に「3参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき

(2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき

(3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

(4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

(1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

市指定の契約書により、作成を要します。

(4) 契約保証金

業務受託に係る契約保証金については、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第5号の適用により納付を免除します。

13 業務に関する参考資料

次のURLを参照してください。

(1) 川崎市新多摩川プラン

(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020806.html>)

(2) 多摩川流域リバーミュージアム

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00469.html>)

(3) 多摩川エコミュージアムプラン

(<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-5-16-1-7-0-0-0-0.html>)

(4) ニヶ領せせらぎ館

(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000115802.html>)

(5) 大師河原水防センター

(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020773.html>)

(6) みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf)

(7) 水辺の楽校

(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000020703.html>) (https://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/200301_06/030205/030205_ref5.html)

(8) 多摩川流域懇談会

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00123.html>)

川崎市公告第1477号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月20日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	東扇島堀込部埋立その1工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島地先
	履行期間	契約の日から令和7年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。	
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。	
	(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。	
	(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されていること。	
	(6) 令和5・6年度川崎市競争入札参加資格申請時における経審の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1200点以上であること。	
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
	(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。	
	(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。	
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万	

参 加 資 格	円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (10) 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注した工事で、「作業船にて、陸上土砂又は石材を使用し、50,000m³以上の海上投入及び施工管理を実施した工事」の完工実績（元請に限る）を平成20年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年1月29日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	中原区内標識撤去工事
	履 行 場 所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設置等」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年1月16日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	元住吉駅周辺自転車等駐車場第2施設管理事務所新築その他工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月2丁目1番14号
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年1月26日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 本工事請負契約については、工期を変更(令和6年7月31日限り)することがあります。この場合、工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決(令和6年3月頃)を要します。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎区役所大規模改修その1工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東田町8番地
	履 行 期 間	契約の日から令和6年8月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年2月7日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	堤根処理センター雨水排水ポンプ改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区堤根52番
	履 行 期 間	契約の日から令和6年7月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参 加 資 格	(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年1月19日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1478号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年12月20日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区西野川一丁目3051番250
ほか4筆の一部
965平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市青葉区藤が丘二丁目29番地10
株式会社 成建アオバ 代表取締役 榎本 寛
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数: 7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和5年3月29日
川崎市指令 ま宅審(イ)第114号
令和5年4月28日
川崎市指令 ま宅審(イ)第7号(変更)

川崎市公告第1479号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第34条第1項の規定に基づき定款及び事業計画の変更の認可をしたので、同法第34条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和5年12月21日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 組合の名称

- 下平間第三住宅団地マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称
下平間第三住宅団地
 - 3 施行マンション敷地の区域
川崎市幸区下平間387番地1
 - 4 施行再建マンションの敷地の区域
川崎市幸区下平間387番地1
 - 5 事業施行期間
組合設立の日から令和10年3月まで
 - 6 事務所の所在地
東京都港区赤坂一丁目8番1号
 - 7 設立認可の年月日
令和5年6月5日
 - 8 事業計画の変更の認可の年月日
令和5年12月21日

川崎市公告第1480号

次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを実施します。

令和5年12月22日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 入札物件(一時貸付物件)
一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格(最低貸付料)等は、別表のとおりです。
- 2 貸付期間
物件番号1 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)
- 3 入札参加資格
次の条件を全て満たす方でなければ、入札に参加することはできません。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167

条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、自動販売機等設置事業を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (6) 令和3年度及び令和4年度において、自動販売機等設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結していないこと。

4 契約上の主な条件等

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び同法第238条の5第1項の規定に基づく土地又は建物の賃貸借契約です。借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(2) 用途の指定等

一時貸付物件は、自動販売機等設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機等設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

(3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

- ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。
- イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。
- エ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類

似する行為をすること。

オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

カ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(4) 自動販売機等の設置等

借受人は、貸付期間の開始後、財産管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置してください。また、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合は、その指示に従って必要な措置を講じてください。

ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理上及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

エ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

オ 自動販売機は、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種（年間消費電力量（カタログ値）1,131kWh／年未満のものに限る。）とすること。なお、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

カ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守し、販売品の賞味期限等の衛生管理対策の徹底を図ること。

(5) 販売品

ア 販売品は、別表に定められたものとする（財産管理者が認めた場合を除く。）。なお、酒税法第2条（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。

(6) 資料の提出等

ア 借受人は、毎年1回、一時貸付物件に設置した自動販売機の売上実績（売上数量、売上金額）を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反して

いる疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(7) 違約金

川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

5 入札案内書（入札参加申込書を含む。）の配布

本件入札に参加を希望する者には、次により入札案内書（入札参加申込書等）を配布します。

- (1) 配布場所 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎20階）
川崎市環境局施設部処理計画課
電話 044-200-2589
- (2) 配布期間 令和5年12月22日(金)から令和6年1月18日(木)まで

6 入札参加申込みに必要な書類

入札参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 入札参加申込書
- (2) 自動販売機設置事業申告書
- (3) 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書
- (4) 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- (5) 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出たもの）
- (6) 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）
- (7) 市税納税証明書（川崎市競争入札参加資格審査申請用）

※ 川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ

交付の申請にあたっては、「未納の税額がない証明（都道府県・市区町村）」を選択してください。
詳細は各市税事務所にお問い合わせください。

(8) 財務諸表の写し

申込み時点において終了している事業年度のうち、直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を提出してください。

※ (4)～(7)の書類は、発行後3か月以内に取得したものの（原本）を提出してください。

7 入札参加申込書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、上記6に記載された書類を次により提出しなければなりません。

- (1) 提出場所 上記5(1)に同じ
- (2) 提出期間 令和6年1月12日(金)から令和6年1月19日(金)まで
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く。）
- (3) 提出方法 持参

8 入札の手續等

次により入札を執行します。

(1) 入札の方法

入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付料（消費税及び地方消費税の額を含まないもの）を記入してください。入札書の提出は送付又は持参によるものとします。

ア 入札書の到着期限

令和6年1月31日(水)必着（持参の場合は令和6年1月31日(水)17時まで）

イ 入札書の提出場所

『送付の場合』

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市環境局施設部処理計画課
施設搬入・埋立計画担当

『持参の場合』

川崎市川崎区宮本町1番地（新本庁舎20階）
川崎市環境局施設部処理計画課

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 令和6年2月2日(金)午前9時

(4) 開札の場所 川崎市環境局施設部処理計画課

(5) 落札者の決定等

最終的な確認を行い、落札候補者を落札者として決定します。

なお、確認の結果、申込書類や入札書等に不備があった場合は、当該落札候補者を失格とし、順次、価格の高い入札者について同様の確認を行い、落札候補者を落札者として決定します。

(6) 入札の無効

入札案内書で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約条項 入札案内書に記載してあります。

(2) 契約書等作成の要否 要

(3) 契約保証金 入札案内書に記載してあります。

(4) 契約の締結日（予定） 令和6年3月11日(月)

(5) 貸付料の支払い 入札案内書に記載してあります。

10 その他

(1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。

(2) 詳細は入札案内書によります。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

上記5(1)に同じ

川崎市公告第1481号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月22日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	ホイールローダ（川崎市大型特殊道路維持作業用自動車仕様）
	履 行 場 所	高津区役所道路公園センター（川崎市高津区溝口5-15-7）
	履 行 期 間	令和7年3月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。 (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階） 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	令和6年2月9日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	備蓄食料品（アルファ化米）の購入
	履 行 場 所	大師中学校備蓄倉庫（川崎区大師河原2-1-1）他 49箇所
	履 行 期 間	令和6年3月27日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「食料品」種目「食料品」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階） 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	令和6年2月9日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）	
入札保証金	要	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1482号

令和 5 年12月22日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福 田 紀 彦

競争入札に 付する事項	件 名	あおぞら定期修理
	履 行 場 所	請負人工場
	履 行 期 間	令和 6 年 3 月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和 5 ・ 6 年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成25年 4 月 1 日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1 契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 本庁舎16階) 電話番号 044-200-2093	
入札日時等	令和 6 年 1 月30日11時00分 (川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町 1 番地 本庁舎 3 階)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1483号

令和 5 年12月22日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	中央支援学校大戸分教室プール解体撤去その他工事家屋事後調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市中原区下小田中 1 丁目 4 番 1 号ほか
	履 行 期 間	令和 6 年 3 月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和 5 ・ 6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項各号による中小企業者であること。 (5) 令和 5 ・ 6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和 6 年 1 月25日14時30分 (財政局資産管理部契約課委託契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	夢見ヶ崎公園中央エリア園路整備等実施設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬1丁目2-1ほか
	履 行 期 間	令和6年3月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、 種目「造園部門」で登録されている者。 (4) 主任技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）、 技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画）又はRCCM（造園部門）の いずれかの資格を有する者を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年1月25日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	生田根岸跨線橋（ランプ）耐震補強設計委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区枳形4丁目4番地先
	履 行 期 間	令和6年3月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、 種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。 ア 管理技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコ ンクリート部門）のいずれかの資格を有する者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年1月25日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託(その3)
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 間	令和6年3月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、 種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年1月25日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1484号

入 札 公 告

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

令和5年度川崎市内公立保育園等産業廃棄物(粗大ごみ)収集運搬・処分業務委託

(2) 履行場所

川崎市内公立保育園14カ園、地域子育て支援センター3カ所

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月29日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 「令和5・6年度 川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種名「廃棄物関連業務」・種目名「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」で登録されている者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成30年4月1日以降に、本市又は他官公庁にお

いて同様の契約実績を有すること(契約実績を証明できるものを書面にて一般競争入札参加申込書と共に提出すること。)

(5) 本件業務を実施するために必要な許可を受けていること(本件業務を実施するために必要な産業廃棄物収集運搬及び処分に係る許可証の写しを一般競争入札参加申込書と共に提出すること。)

3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加申込書及び契約実績を証する契約書の写し並びに本件業務を実施するために必要な産業廃棄物収集運搬及び処分に係る許可証の写しを提出してください。

(1) 提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎15階

こども未来局保育・子育て推進部運営管理
・子育て支援担当

電 話 044-200-2660

FAX 044-200-3933

E-mail 45suisin@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和5年12月25日から令和6年1月5日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、正午から午後1時までを除きます。また、令和5年12

月29日から令和6年1月3日までを除きます。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる書類（契約書の写し）

ウ 本件業務を実施するために必要な産業廃棄物収集運搬及び処分に係る許可証の写し

※書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 一般競争入札参加申込書及び仕様書等の入手方法
一般競争入札参加申込書及び入札説明書並びに仕様書等は、川崎市のホームページからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日時

令和6年1月11日 午後5時

ただし、川崎市「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和6年1月12日までに電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

「3(1)提出場所」に同じ。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和6年1月12日から令和6年1月15日午後5時までとします（土曜日及び日曜日を除きます）。ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く、午前8時30分から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。（電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にて御連絡ください。）

ア 持参

「3(1)提出場所」に同じ。

イ 電子メール

45suisin@city.kawasaki.jp

ウ FAX

044-200-3933

(5) 回答方法

質問があった場合、令和6年1月18日に競争入札参加資格を有するとして競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2 一般競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して下記の入札日時に持参してください。

イ 契約は総価契約となります。従いまして、入札は収集運搬及び処分に係る総額（税抜き）を入札金額として行います。つまり、入札金額は、収集運搬に係る総額（税抜き）と処分に係る総額（税抜き）を合算した金額となります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時

令和6年1月22日 午前10時00分

イ 入札・開札場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎1階復元棟102会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金は、免除とします。
- (2) 前払金の要否
前払金はありません。
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。
- (5) 業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1485号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 橘処理センター完成式典等支援業務委託
- (2) 履行場所 川崎市高津区新作1丁目20番1号
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月29日(金)まで
- (4) 業務概要 橘処理センターの完成式典及び見学会を安全かつ円滑に実施するために必要な事前準備、会場の準備、設営、運営補助及び撤去、関係資料の作成等を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でない者。

- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」で登録されていること。
- (4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、類似する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)、(5)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎20階
環境局施設建設課 磯崎
電 話 044-200-2591(直通)
044-863-7131(橘処理センター)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月4日(木)9時から17時まで

(12月29日から1月3日まで及び12時から13時までの間は除く。)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

- ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- イ 上記2(5)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和6年1月10日(木)までに交付します。

なお、交付については、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和6年1月10日(木)9時から17時まで

(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和6年1月10日(水)9時から令和6年1月12日(金)
17時まで

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール 30siseke@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和6年1月16日(火)に
全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付しま
す。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加
資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた
とき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載
をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行
うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年1月22日(月)9時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎復元棟2階 202会議室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入
札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。
(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意
思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲
覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで
す。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1486号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市新本庁舎等移転に伴う産業廃棄物収集運
搬・処分業務(第2期・混合廃棄物等)委託

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア ほか

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年3月29日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしてい
なければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物収集運搬
業」及び「産業廃棄物処分業」の両方で登録されて
いること。

(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」で登録されていること。

(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関
する法律」第2条第1項各号による中小企業者であ
ること。

(6) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、
産業廃棄物の収集運搬・処分業務の契約実績を有す
ること。ただし、民間実績については、同等の契約
実績を有すること。

(7) 産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分
業許可証を取得していること。

- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配付及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎2階
総務企画局本庁舎等整備推進室
電 話 044-200-1820

また、一般競争入札参加資格確認申請書等の入札関係書類は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧及びダウンロードをすることができます。

(2) 配付・提出期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月4日(木)まで
(ただし、12月29日(金)から1月3日(水)を除く。)
午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出場所・提出方法

提出場所は(1)の場所とします。

提出方法は持参又は郵送とします。なお、郵送により提出する場合は、速やかに上記所管部署に必ず電話してください。

(4) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 2(6)及び(7)を証明する書類

4 入札説明書等の交付

入札説明書等は、3(1)記載のURLからダウンロードできます。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書等を交付します。

また、入札説明書等は3(1)の場所において令和5年12月25日(月)から令和6年1月4日(木)まで(12月29日(金)から1月3日(水)を除きます。)縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和6年1月9日(火)午後5時までに一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで送付します。

6 仕様書等に関する問い合わせ

仕様書等の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

- ア 持参の場合の受付場所
3(1)と同じ
イ 電子メールの場合の提出先
17seibi@city.kawasaki.jp
ウ FAXの場合の提出先
044-200-3749

(2) 受付期間

令和5年12月25日(月)午前9時から令和6年1月10日(水)午後5時まで

(12月29日(金)から1月3日(水)及び土・日・祝日を除きます。持参の場合は、正午から午後1時までを除きます。)

(3) 質問回答

質問に対する回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和6年1月11日(木)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ電子メールで送付します。なお、電子メールの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び2(6)又は(7)の書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

入札書の提出日時 令和6年1月16日(火)午前10時15分

入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎2階復元棟202会議室

(2) 入札金額

各単価の合計金額となります。なお、契約単価金額については、本市の設計単価に落札比率を乗じて得た金額とします。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

8(1)に同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(6) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合には、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者としします。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。

10 契約の手続等

(1) 推定総金額

各契約単価に消費税及び地方消費税額を加算し、予定数量を掛けた金額を足し合わせたものとします。

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ ア以外の場合は、推定総金額の10%を納入しなければなりません。

(3) 契約書作成の可否

要

(4) 前払金

無

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(3)の場所及び川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ

川崎市公告第1487号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市新本庁舎等移転に伴う什器等の解体及び分別業務委託（第2期）

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア
ほか

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年3月29日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第

2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること。

(4) 平成30年度から令和5年度（入札参加申込開始の前日）までに、国若しくは地方公共団体の庁舎又は民間企業の事務所等の移転（残置物品725㎡以上）において、同一案件（同一契約であることを要しない。）で什器等の解体及び分別業務の契約実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配付及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎2階

総務企画局本庁舎等整備推進室

電話 044-200-1820

また、一般競争入札参加資格確認申請書等の入札関係書類は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧及びダウンロードをすることができます。

(2) 配付・提出期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月4日(木)まで
(ただし、12月29日(金)から1月3日(水)を除く。)

午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）

(3) 提出場所・提出方法

提出場所は(1)の場所とします。

提出方法は持参又は郵送とします。なお、郵送により提出する場合は、速やかに上記所管部署に必ず電話してください。また、(2)の期間内に必着とします。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(4)を証明する書類

4 入札説明書等の交付

入札説明書等は、3(1)記載のURLからダウンロードできます。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書等を交付します。

また、入札説明書等は3(1)の場所において令和5年12月25日(月)から令和6年1月4日(木)まで（12月29日(金)から1月3日(水)を除きます。）縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和6年1月9日(火)午後5時までに一般競争入札

参加資格確認通知書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで送付します。

6 仕様書等に関する問い合わせ

仕様書等の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

ア 持参の場合の受付場所

3(1)と同じ

イ 電子メールの場合の提出先

17seibi@city.kawasaki.jp

ウ FAXの場合の提出先

044-200-3749

(2) 受付期間

令和5年12月25日(月)午前9時から令和6年1月10日(水)午後5時まで

(12月29日(金)から1月3日(水)及び土・日・祝日を除きます。持参の場合は、正午から午後1時までを除きます。)

(3) 質問回答

質問に対する回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和6年1月11日(木)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ電子メールで送付します。なお、電子メールの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)の書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

入札書の提出日時 令和6年1月16日(火)午前10時00分

入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎2階復興棟202会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)と同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(5) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合には、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者としてします。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ ア以外の場合は、推定総金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

川崎市公告第1488号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市新本庁舎等移転に伴う産業廃棄物収集運搬・処分業務(第2期・廃プラスチック類)委託

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア ほか

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年3月29日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」の両方で登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、産業廃棄物の収集運搬・処分業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (5) 産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証を取得していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎2階
総務企画局本庁舎等整備推進室
電 話 044-200-1820

また、一般競争入札参加資格確認申請書等の入札関係書類は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧及びダウンロードをすることができます。

(2) 配付・提出期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月4日(木)まで
(ただし、12月29日(金)から1月3日(水)を除く。)
午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(3) 提出場所・提出方法

提出場所は(1)の場所とします。

提出方法は持参又は郵送とします。なお、郵送により提出する場合は、速やかに上記所管部署に必ず電話してください。

(4) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(4)及び(5)を証明する書類

4 入札説明書等の交付

入札説明書等は、3(1)記載のURLからダウンロードできます。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書等を交付します。また、入札説明書等は3(1)の場所において令和5年

12月25日(月)から令和6年1月4日(木)まで（12月29日(金)から1月3日(水)を除きます。）縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和6年1月9日(火)午後5時まで一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで送付します。

6 仕様書等に関する問い合わせ

仕様書等の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

ア 持参の場合の受付場所

3(1)と同じ

イ 電子メールの場合の提出先

17seibi@city.kawasaki.jp

ウ FAXの場合の提出先

044-200-3749

(2) 受付期間

令和5年12月25日(月)午前9時から令和6年1月10日(水)午後5時まで

(12月29日(金)から1月3日(水)及び土・日・祝日を除きます。持参の場合は、正午から午後1時までを除きます。)

(3) 質問回答

質問に対する回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和6年1月11日(木)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者（審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。）へ電子メールで送付します。なお、電子メールの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)又は(5)の書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

入札書の提出日時 令和6年1月16日(火)午前10時30分

入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎2階復元棟202会議室

(2) 入札金額

各単価の合計金額となります。なお、契約単価金額については、本市の設計単価に落札比率を乗じて

得た金額とします。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

8(1)に同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
効な入札を行った入札者を落札者とします。

(6) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし
ます。ただし、代理人が立ち会う場合には、入札前
に委任状を提出しなければなりません。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行いま
す。再度入札に参加することができる者は、その前回
の入札に参加した者とします。ただし、その前回の入
札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定によ
り無効とされた者及び開札に立ち会わない者は、再度
入札に参加の意思がないものとみなします。

10 契約の手続等

(1) 推定総金額

各契約単価に消費税及び地方消費税額を加算し、
予定数量を掛けた金額を足し合わせたものとします。

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 前払金

無

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(3)の場所及び川崎市ホームページ内「入札情
報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することが
できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ

川崎市公告第1489号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和5年度防災行政無線システム定期点検業務委
託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎6
階ほか

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月29日まで

(4) 業務概要

防災行政無線システムを構成している各種設備の
定期点検、必要な調整等を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種
「施設維持管理」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体に
おいて、無線設備の点検等に関する類似の契約を締
結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般
競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証す
る書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持
参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎6階

危機管理本部危機管理部 情報・無線担当

電 話 044-200-2856（直通）

F A X 044-200-3972

E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月4日(木)ま
での午前8時30分から午後5時まで及び令和6年1月
5日(金)の午前8時30分から正午までとします。た
だし、令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(木)
まで、及び平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年1月10日(水)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月11日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和6年1月12日(金)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(木)まで、及び平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵 送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和6年1月16日(火)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAX

にて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年1月22日(月) 午前9時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎6階 災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札・契約関連情報」配下の「特定契約(公契約)」に関する情報を御覧ください。また、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所でご覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1490号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和5年度非常用発電装置点検整備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区東田町8 川崎区役所ほか3か所
- (3) 履行期間
契約日から令和6年3月15日まで
- (4) 委託概要

川崎区役所ほか3か所に設置している防災設備用の非常用発電装置について、当該装置が常時適切に稼働できるよう定期点検及び整備作業を実施する。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の

業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。

- (4) 過去5年間で2件以上、国又は地方公共団体において非常用発電装置の保守点検又は点検整備に係る契約を締結し、これらを全て誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎6階

危機管理本部危機管理部 情報・無線担当

電話 044-200-2856(直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月5日(金)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。ただし、令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(水)までの期間を除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年1月10日(水) 午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

- 「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
- 「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。
- (2) 質問受付期間
- 令和5年12月25日(月)から令和6年1月12日(金)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。ただし、令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(木)までの期間、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。
- (3) 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
- 持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
- (電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の問合せ先に電話にて連絡ください。)
- ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp
- イ FAX 044-200-3972
- ウ 郵 送 「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
- 令和6年1月16日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時 令和6年1月19日(金) 午前10時00分
- イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎6階
災害対策本部室
- (3) 入札書の提出方法
- 持参とします。
- (4) 入札保証金
- 免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
- 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
- 入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。
- 9 契約の手続き等
- (1) 契約保証金
- 免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
- 必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
- 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1491号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 大型産業廃棄物収集運搬・処分業務委託

- (2) 履行場所 川崎市立学校
(3) 履行期間 契約日～令和6年3月15日
(4) 業務概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に登録されていること。
(4) 本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去5年以内にあること。
(5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。
(6) 川崎市又は神奈川県及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可(産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが含まれていること。)を受けていること。
(7) 処分地において、産業廃棄物処分業の許可(産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが含まれていること。)を受けていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
管理担当 辻
電 話 044-200-3480
FAX 044-200-3679
E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年12月25日(月)～令和6年1月4日(木) 9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日及び年末年始期間(令和5年12月29日(金)～令和6年1月3日(水))を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)、(6)及び(7)に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参

4 資料の閲覧

(1) 積算用資料

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により、令和6年1月9日(火)までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和6年1月9日(火)～令和6年1月11日(木) 9時～12時、13時～16時

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和6年1月15日(月)までに、入札参加資格があると認めた者に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行

うものとしします。

- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和6年1月19日(金)
10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎16階1603会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 前払金 否

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- (5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第1492号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 市道川崎駅丸子線街路樹樹形管理剪定業務委託
- (2) 履行場所 川崎市中原区小杉町2丁目228番地1ほか
- (3) 履行期限 令和6年3月31日限り
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草・せんてい等樹木管理」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 「1級造園施工管理技士または2級造園施工管理技士」かつ「街路樹剪定士」の資格を有する者が、在籍していること。

※本業務は、都市の安全と美観を維持する上で、重要な剪定業務を行うことから、その実施にはノウハウが必要であるため。

※上記両資格は、同一人物が有していることを求めるものではない。

- (6) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。

- (7) 川崎市中原区、幸区、高津区に本社を有すること。

※本委託は、豪雨、強風、積雪などの荒天に際して、常に対処できるようにしなければならないため、発注者である中原区役所道路公園センターと同区または隣接区に本社を有することを入札参加資格とします。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒211-0041

川崎市中原区下小田中2丁目9番1号

川崎市中原区役所道路公園センター

電 話：044-788-2311

F A X：044-788-1106

E-Mail：65doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年12月25日(月)から令和5年12月28日(木)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(5)の写し

ウ 上記3(3)イについて、健康保険証等、在籍が確認できる書類の写し

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を令和6年1月9日(火)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 65doukan@city.kawasaki.jp

FAX : 044-788-1106

(2) 質問受付期間

令和6年1月9日(火)午前9時から令和6年1月12日(金)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和6年1月18日(木)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

ア 入札参加者は、川崎市契約規則で定める入札書に必要な事項を記載し、記名押印(押印はあらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。)入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して、所定の日時及び場所へ提出してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年1月22日(月)午前10時00分

イ 場所 川崎市中原区下小田中2丁目9番1号

中原区役所道路公園センター2階会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った入札者を落札者とします。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第1493号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

業務連絡用タブレット端末等の賃貸借及びモバイル回線に関する契約

(2) 履行場所

環境局施設部施設整備課

(3) 履行期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 調達概要

業務連絡用タブレット端末等の賃貸借及びモバイル回線の契約及び保守

詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条に規定する資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「事務用機器」に登録されていること。

- (4) 本業務の機器等の物品調達について、本市又は他官公庁において過去に類似した契約実績があること。

- (5) この調達において契約締結後、仕様書の内容を遵守し確実に速やかに納入できること。

- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 競争入札参加申込書、配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎20階

環境局施設部施設整備課 担当 大畠、神谷

電話044-200-2575(直通)

(2) 配布・提出期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月11日(木)まで

午前9時から午後5時まで

(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日

並びに正午から午後1時の間は除く)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 2(4)について、契約内容を確認できる契約書等の写し(履行中の契約でも可)

(4) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)。

(5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 入札説明会及び仕様書等の交付

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 仕様書等の交付

競争入札参加申込書、仕様書、質問書、委任状は、インターネットからダウンロードすることができます。(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の「入札情報(入札公表・落札結果)」物品の欄の「入札公表」の中にあります。

(配布最終日においては、午後8時までダウンロード可能となりますが、提出期限は同日の午後5時までとなりますのでご注意ください)

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年1月17日(水) 午後5時まで

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信します。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和6年1月17日(水)午前9時から令和6年1月19日(金)午後5時まで

(3) 問合せの様式

4(2)交付時に配布する「質問書」にて受付けます。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはFAXに限ります。

なお、送信後は必ず質問書を送信した旨を3(1)まで電話連絡をください(午前9時から午後5時まで。正午から午後1時までを除く)

ア 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(5) 回答方法

ア 回答日：令和6年1月23日(火)

イ 回答方法：回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、競争入札参加資格があると認めた全社宛てに電子メール又はF A Xにて送信します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認めた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年1月26日(金)午前10時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎14階1403会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(5) 入札書の記載金額

機器等の調達及び保守業務に係る費用を含む60か月のリース費用の総額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）で行います。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち

会わない者は除きます。

(8) 入札・開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。8(2)イ（入札・開札の場所）に入場するときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示及び名刺の提出が必要となりますので、必ず持参してください。

なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出してください。）。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 本書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 本件契約は、川崎市契約条例第6条第1号に規定する契約に該当しますので、発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本件契約を変更又は解除することができます。

前記を理由に発注者が本件契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができます。この場合における補償額は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとします。

川崎市公告第1494号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

母子保健帳票翻訳業務委託

(2) 履行場所

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健
担当指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(4) 調達概要

本市が行う母子保健事業について、すべての対象者に等しく実施するため、事業周知用資料や、各種申請時に必要な13種の帳票類に対し、11種の言語へ翻訳を行う。

2 競争入札参加に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加者資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿に業種「その他」・種目「翻訳・速記」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
- (4) 本件公告の日から5年以内に、類似業務（タイ語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語を含む多言語翻訳業務）を受託した実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、競争入札参加申込書及び仕様書に定める精度管理、個人情報保護に関する認定証等の写しを提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎15階

川崎市こども未来局児童家庭支援・
虐待対策室母子保健担当 埴担当

電 話：044-200-1312（直通）

F A X：044-200-3638

メールアドレス：45boshiho@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月5日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から
正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 2(4)を証明する契約書の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の交付

業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布

します。

5 入札参加資格確認通知書の交付

3により競争入札参加申込書を提出した者には、次により入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年1月9日(火)午後5時まで

(2) 交付方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は電子メール、登録していない場合はF A Xにて交付

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じです。

(2) 質問受付期間

令和6年1月10日(水)から令和6年1月12日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から
正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の質問書の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

3(1)への持参、電子メール又はF A X（ただし、
電子メールまたはF A Xで送付した場合は、送付した
旨を電話にて御連絡ください）

(5) 回答方法

令和6年1月16日(火)午後5時までに当該競争入
札参加資格を有する者へ電子メール又はF A Xにて回
答書を送付します。入札参加資格を満たしていない
者からの質問については回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続き等

(1) 入札方法

ア 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書と入札金額の内訳書をあわせて、入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

ウ 入札は、総額（税抜）を入札金額として行います。

エ 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年1月22日(月) 午前10時

イ 場 所 川崎市役所本庁舎 3階
303会議室
川崎市川崎区宮本町1番地

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札の無効

入札に参加する資格がない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 再度入札の実施

開札の結果、落札者がいない場合は、翌開庁日の午前10時に再度入札を行います。

ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者は除きます。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の契約関係規定で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)と同じです。

川崎市公告第1495号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎シンフォニーホール録音系機器更新業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 概要

仕様書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和5・6年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登載されていること。

(3) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) この委託業務について、過去5年間で、川崎市又は他官公庁において類似の契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

(7) この委託業務について、契約締結後、確実かつ速やかに実施できること。

3 競争入札参加申込書提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

「音楽のまち・かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000156990.html>)よりダウンロード(「川崎の魅力・みどころ」－「川崎の魅力」－「文化芸術」－「音楽のまち・かわさき」)

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民文化振興室 音楽のまち推進担当

T E L 044-200-2030

F A X 044-200-3248

(2) 配布・提出期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月5日(金)
(土曜日、日曜日、祝日及び令和5年12月29日(金)
～令和6年1月3日(水)を除く、午前9時から正午ま
で及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 問い合わせ先は、3(1)の場所とします。

イ 提出された書類等の差し替え又は再提出は認め
ません。

ウ 提出された書類等は返却しません。

エ 提出された書類等に係り、説明を求められたと
きは、これに応じなければなりません。

オ 提出された書類等を審査した結果、この委託業
務を履行することができると認められた者に限
り、入札に参加することができます。

4 競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付
競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格がある
と認められた者には、次により、競争入札参加資格確
認通知書等を交付します。ただし、川崎市競争入札参
加資格名簿へ登録した際に電子メールアドレスの登録
をしている場合は、そのアドレスあてに令和6年1月
9日(火)までに電子メールで送付します。

(1) 日時 令和6年1月9日(火)

午前9時から正午まで及び午後1時から午
後5時まで

(2) 競争入札参加資格確認通知書等の交付

電子メールにて送付します。ただし、川崎市業務
委託有資格者名簿に電子メールアドレスを登録して
いない場合は、上記3(1)の場所で交付します。

5 仕様及び入札説明書に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項
を記入し、指定する電子メールアドレス(25bunka@
city.kawasaki.jp)宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和6年1月9日(火)から令和6年1月12日(金)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時
まで

(4) 回答方法

令和6年1月16日(火)午後5時までに、競争入札参
加資格確認通知書を交付した全ての者に、電子メー
ルで回答します。

6 競争入札参加資格の喪失

開札前に上記2の各号いずれかの条件を欠いたとき
は、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和6年1月19日(金)午前10時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎2階 204会議室

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札金額

ア 入札は総価で行います。

イ 履行期間の総額(税抜き)を入札金額とします。
契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札
書に記載してください。また、入札金額には契約
期間内の業務履行に必要なとなる一切の費用を含め
て見積もるものとします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格
の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「
川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札
は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市ホームページ内「入札情報」の契約関係
規程において閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
るところによります。

(2) この入札の入札説明書は、この入札以外の目的に
使用してはなりません。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第1496号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

防犯カメラ用路面標示シートの製作及び設置業務
委託

(2) 履行場所

川崎区及び幸区内

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月29日まで

(4) 業務概要

防犯カメラ用路面標示シートの製作及び設置業務
詳細は「入札説明書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委
託有資格業者名簿に業種「その他」、種目「その他」
で登録されていること。

(5) 過去5年間に、本委託業務と同等の契約実績を有
していること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2
条第2号に規定する暴力団ではないこと。

(7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5
号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配
法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認め
られないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争
入札参加資格確認申請書及び役員等氏名一覧表を提出
しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

川崎市役所

市民文化局市民生活部地域安全推進課

担当：中村

電 話 044-200-2284（直通）

F A X 044-200-3869

電子メール 25tiiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月12日(金)まで
の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時
までとします。ただし、土・日及び休日を除きます。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を
提出した者には、川崎市業務委託有資格業者名簿に登
録した電子メールアドレスに、一般競争入札参加資格
確認通知書を令和6年1月15日(月)午後5時までに送付
します。なお、電子メールアドレスを登録していない
者には次により一般競争入札参加資格確認通知書を交
付します。

(1) 日時

令和6年1月15日(月)午後1時から午後5時まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

上記3により、一般競争参加入札参加資格確認申
請書を提出した者に無償で入札説明書を交付しま
す。また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)
の期間で縦覧に供します。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和6年1月17日(水)午前10時から正午まで及び午
後1時から午後4時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提
出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはF A Xに限りします。

電子メール 25tiiki@city.kawasaki.jp

F A X 044-200-3869

(5) 回答方法

令和6年1月19日(金)に、全社あてに文書（電子
メールまたはF A X）で送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた
とき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等
について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の総額(税抜き)で行ないます。
また、この金額には委託業務実施に際して必要となる各種工事・設定・手続き等に係る一切の費用を含むものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和6年1月26日(金) 午後1時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル9階
市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの

「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書、役員等氏名一覧表及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1497号

入 札 公 告

川崎市マイナンバーカード普及促進業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 件 名

川崎市マイナンバーカード普及促進業務委託

2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

川崎市内、川崎市マイナンバーカードセンター ほか

4 業務概要

本業務は、コールセンターの運営、カード交付予約システムの提供及び運用保守、カード交付管理システムの提供及び運用保守、訪問型出張申請実施業務、カードの運搬等を委託するものであり、事業内容についてマイナンバーカードに関する専門技術、豊富な経験などに基づく委託提案を受けるものです。詳細は「川崎市マイナンバーカード普及促進業務委託仕様書」のとおりです。

5 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式(随意契約)

(2) 業務規模概算額

199,979,780円(消費税及び地方消費税を含む)
以下

6 参加者の資格

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」、種目「一般事務」に登録されていること。

(3) 共同企業体を構成する場合、構成員は川崎市の競争入札参加資格を有すること。

(4) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指

名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 次の条件をすべて満たすこと。

ア 過去5年以内に、人口10万人以上の市区町村、都道府県、または国の機関等において、マイナンバーカードに関する委託業務を受託した実績があること。

イ 次の認証のいずれかを取得しており、複数回更新していること。(再委託先を含む)

(ア) I SMS適合性評価の認定取得

(イ) プライバシーマークの取得

(ウ) I S O 27001の取得

7 共同企業体による参加

共同企業体による参加を希望する場合、構成員は原則2社以内とします。また、別途定める委任状、共同企業体協定書、共同企業体編成表を参考意向申出書と併せて提出してください。

8 ホームページでの公表、参加意向申出書等の提出及び問い合わせ先等

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書(様式1)、6の各号を証する資料、本業務の実施体制(再委託を予定している場合は再委託先の体制表を含む)を提出しなければなりません。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。また、提出は郵送のみとします。

※令和6年1月4日必着とし、書留郵便等の配達記録が残るもので送付してください。

(1) 参加意向申出書等の提出場所及び問い合わせ先
213-0012

川崎市高津区坂戸3丁目2番1号

かながわサイエンスパーク西棟

川崎市マイナンバーカードセンター 宛て

電 話 044-861-3281

メール 25koseki@city.kawasaki.jp

(2) ホームページでの公表・受付期間等

配布・受付期間 令和5年12月25日～令和6年1月4日

本件に係る当課ホームページのURL

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000156385.html>

9 提案資格確認結果通知書の交付

8により参加意向申出書を提出した者には、令和6年1月11日に当該業務委託の提案資格の有無について、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際の電子メールアドレス宛に提案資格確認結果通知書(様式3)を送付します。

10 質問書の受付・回答

(1) 受付期間等

受付期間：令和5年12月25日～令和6年1月4日

(2) 質問書の様式

質問書(様式2)の様式により提出してください。

スペースが不足する場合は別添としてください。

(3) 質問の受付方法

電子メールとします。(電子メールアドレス：25koseki@city.kawasaki.jp)

(4) 回答方法

令和6年1月11日までに参加予定者全員に電子メールにて送付します。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 10部

(ア) A4版縦横どちらでも構いません。

(イ) 表紙を除いて30ページ以内で作成してください。

(ウ) 散逸しないような形で綴ってください。

(エ) 企画提案書の書式は自由ですが、次の内容については必須記載事項とします。

1	会社概要	6 参加者の資格(5)アに基づいて会社概要及び業務実績を記載してください。(実績については直近3年間程度)																								
2	業務実績																									
3	実施体制	提出済みの体制表に基づいて、実施体制を記載してください。																								
4	業務説明	次の各項の実現方法について個別具体的に記載してください。 (1) 川崎市マイナンバーカード普及促進業務委託仕様書に含まれる評価項目 <table><tr><th>業務要件項番</th><th>評価項目</th></tr><tr><td>5(1)</td><td>コールセンターの運営</td></tr><tr><td>5(2)</td><td>カード交付予約システムの提供及び運用保守</td></tr><tr><td>5(3)</td><td>カード交付管理システムの提供及び運用保守</td></tr><tr><td>5(4)</td><td>カードの運搬等</td></tr><tr><td>5(5)</td><td>訪問型出張申請実施業務</td></tr><tr><td>6</td><td>業務履行の成果物・検査</td></tr></table> (2) 川崎市マイナンバーカード普及促進業務委託仕様書に含まれない評価項目 <table><tr><th>評価基準項番</th><th>評価項目</th></tr><tr><td>1</td><td>実現性</td></tr><tr><td>2</td><td>金額の妥当性</td></tr><tr><td>14</td><td>実施要件にない独自提案</td></tr><tr><td>15</td><td>取り組み意欲</td></tr></table>	業務要件項番	評価項目	5(1)	コールセンターの運営	5(2)	カード交付予約システムの提供及び運用保守	5(3)	カード交付管理システムの提供及び運用保守	5(4)	カードの運搬等	5(5)	訪問型出張申請実施業務	6	業務履行の成果物・検査	評価基準項番	評価項目	1	実現性	2	金額の妥当性	14	実施要件にない独自提案	15	取り組み意欲
業務要件項番	評価項目																									
5(1)	コールセンターの運営																									
5(2)	カード交付予約システムの提供及び運用保守																									
5(3)	カード交付管理システムの提供及び運用保守																									
5(4)	カードの運搬等																									
5(5)	訪問型出張申請実施業務																									
6	業務履行の成果物・検査																									
評価基準項番	評価項目																									
1	実現性																									
2	金額の妥当性																									
14	実施要件にない独自提案																									
15	取り組み意欲																									

イ 見積書 1部

(2) 受付期間等

受付期間：令和6年1月11日～令和6年1月18日

(3) 提出場所

- 8(1)に同じ
- (4) 提出方法
郵送により、8(1)記載の提出先に提出してください。
※郵送にて、令和6年1月18日必着とし、書留郵便等の配達した記録が残るもので送付してください。
- (5) 企画提案書の取扱い
ア 提出された企画提案書等は返却できません。
イ 提出期限後は、企画提案書等の差し替え、変更または追加は認められません。
ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験、熱意があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。
エ 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- 12 企画提案会（プレゼンテーション）
提出書類に基づき、プレゼンテーション形式による審査会を実施します。
- (1) 日時
令和6年1月25日（予定）
※確定した時間及び開催場所については、提案各社へ別途通知します。また、応募者数に応じて別日を設定する可能性があります。
- (2) 実施方法等
ア プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
（ア）準備及び説明：20分
（イ）質疑応答：10分
イ プレゼンテーションについては、選定された場合に中心的に業務に従事する方が行ってください。
ウ プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。
エ プロジェクター等の準備はありませんので、使用する場合は持参してください。
オ プレゼンテーション用資料については、企画提案書または企画提案書に基づいて作成された資料を使用してください。
- (3) 評価者
本市が設置するプロポーザル評価委員会における評価委員が評価者となります。
- (4) 企画提案の評価
企画提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。
- 13 選定方法

- (1) プロポーザル評価委員会の設置
ア 川崎市市民文化局内にプロポーザル評価委員会を設け、企画提案書の内容審査を行います。参加者の中から最優秀者を選定します。
イ 会議の公開
プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年条例第3号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。
- (2) プロポーザルの評価
プロポーザルの評価は別紙「評価基準」に基づき数値化して採点し、プロポーザル評価委員会において最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。
- (3) 最高評価点が同点だった場合
最高得点の評価提案者が複数あった場合には、評価項目1「実現性」の点数の最も高いものを選定業者候補とします。ただし当該項目も同点の場合は委託料の総額が最も安価なものを選定業者候補とします。
- (4) 実施結果
プロポーザルの実施結果について、終了後、当課のホームページで公表します。
- (5) 評価項目
企画提案の評価項目、評価基準、配点等詳細は別紙評価基準のとおりです。
- 14 選考結果通知
選考結果については、令和6年2月上旬以降に提案者すべてに郵送で通知するとともに、当課のホームページで公表します。なお、選考結果についての電話・メール等での問い合わせには応じられないのでご了承ください。
本件に係る当課ホームページのURL
<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000156385.html>
- 15 企画提案の辞退
企画提案を辞退される場合は、令和6年1月18日までに郵送により申し出てください。
※令和6年1月18日必着とし、書留郵便等の配達記録が残るもので送付してください。
- 16 契約手続き等
(1) 選考結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結します。
(2) 選定業者を特定後、両者の協議により契約仕様を確定します。
(3) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
(4) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規

則第33条各号のいずれかに該当する場合は、全部または一部を免除します。

(5) 契約書作成の要否

必要とします。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま

(8) 業務の全部または大部分を一括して第3者に委託することはできません。ただし、個別の事項について再委託を行う場合は、個別に本市の承諾を得て再委託するものとします。

(9) 関連情報を入手するための窓口は8(1)と同じです。

(10) 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式4)を提出してください。

(11) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

川崎市公告第1498号

入 札 公 告

「川崎市総合福祉センター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託」に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市総合福祉センター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市中原区上小田中6-22-5
川崎市総合福祉センター
- (3) 履行期限 契約締結日から令和6年2月29日まで
- (4) 業務概要 川崎市総合福祉センター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託仕様書・特記仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 本市又はその他の官公庁において、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関する委託業務の契約実績が過去3年以内にあること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿

で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内」又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に登録されていること。

(5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

(6) 川崎市又は神奈川県及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。

(7) 処分地において、産業廃棄物処分業の許可を受けていること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、類似の

契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

※令和6年1月9日(火)以降は川崎市役所本庁舎12階

健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当

電 話 044-200-2626 (直通)

F A X 044-200-3926

E-MAIL 40keasui@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月10日(水)までの開庁日、下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似契約の契約書の写し

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書及び業務委託仕様書について

(1) 入札説明書の閲覧

この入札に関する入札説明書(業務委託仕様書を含む。)は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、川崎市のホームページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(2) 入札説明書の配布

上記3により一般競争入札参加申込書を提出した者のうち、入札説明書の印刷物の配布を希望する者には、上記3(1)の場所において、3(2)の期間中配布します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、かつ提出された書類を審査した結果入札参加資格があると認められた者には、次の日時までに川崎市の令和5・6年度業務

委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛てに一般競争入札参加資格の確認通知書を送付します。また、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合、次により確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和6年1月12日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

上記3(1)に同じ

6 質問等の受付

(1) 問合せ先

3(1)に同じ。事前に現場確認をしたい場合も御相談ください。

(2) 質問受付期間

令和6年1月15日(月)午前8時30分から1月19日(金)午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又は持参によります。電子メールにて質問等を送る場合は、電話により併せて御連絡ください。

E-MAIL 40keasui@city.kawasaki.jp

川崎市役所健康福祉局地域包括ケア推進室

地域福祉担当宛て

(5) 回答は令和6年1月23日(火)までに電子メールにて送信します。ただし、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、FAXにて送付します。

(6) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問等に関しては回答しません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の記載金額

契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効とします。)

(ア) 入札日時

令和6年1月29日(月) 10時

(イ) 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎12階 1201会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

(1)イ(ア)と同じ

(4) 開札の場所

(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札及び入札に参加する資格のない者が行った入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所又は「入札情報かわさき」において閲覧できます。

(5) 議決の要否

否

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)と同じ

川崎市公告第1499号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 南部リサイクルセンター空気圧縮機

点検整備業務委託 (2) 履行場所 川崎市川崎区夜光3丁目1-3 (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日(金)まで (4) 業務概要 本仕様書は、南部リサイクルセンターに設置されている空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。	約書の写し等) イ 上記2(5)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合) 4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付 競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を令和6年1月11日(木)までに交付します。 なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。 (1) 交付場所 上記3(1)に同じ (2) 交付日時 令和6年1月11日(木)9時から17時まで(12時から13時は除く)
2 競争入札参加資格 この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。 (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。 (4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁において、同種の空気圧縮機の点検整備業務または補修工事の契約実績を有すること。 (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。	5 質問書の受付・回答 (1) 質問受付日 令和6年1月11日(木)から令和6年1月15日(月)9時から17時まで (土曜日、日曜日及び12時から13時は除く) (2) 質問書の様式 「質問書」の様式は、仕様書と併せて交付いたします。 (3) 質問受付方法 持参または電子メール、FAXによります。 ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp イ FAX 044-200-3923 ウ 持参 上記3(1)に同じ
3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先 この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の契約実績を確認できる書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。 (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎20階 環境局施設部処理計画課 担当 森田 電 話 044-200-2587(直通) ※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。 (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間 令和5年12月25日(月)から令和6年1月5日(金)9時から17時まで (令和5年12月29日から令和6年1月3日及び12時から13時は除く) (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします) (4) 提出書類 ア 上記2(4)の実績を確認できる書類等の写し(契	(4) 回答方法 質問があった場合に限り、令和6年1月17日(木)に全ての競争入札参加者へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。 6 競争入札参加資格の喪失 次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。 (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。 (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。 7 入札手続等 (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。 (2) 入札・開札の日時 令和6年1月19日(金)10時00分 (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎20階 2002会議室 (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。) (5) 入札保証金 免除 (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定

- に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1500号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター資源化処理施設
空調設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月29日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、王禅寺処理センター資源化処理施設及び王禅寺エコ暮らし環境館に設置されている空調換気設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備等を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」で登録されていること。
- (4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、同種の空調設備点検整備業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- (5) 業務に必要な有資格者及び技術者を配置できること。

ア 冷媒フロン類取扱技術者(第一種又は第二種)
イ 高所作業車運転技能講習修了者

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)、(5)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地

王禅寺処理センター

技術係 宮原、鈴木、谷井、山口

電 話 044-966-6135

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月4日(木)9時から17時まで

(12時から13時までの間及び12月31日から1月3日は除く。)

- (3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し。

イ 上記2(5)の資格証の写し。

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和6年1月12日(金)までに交付します。

なお、交付については、令和5・6年度川崎市業務

委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和6年1月12日(金)9時から17時まで
(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和6年1月12日(金)9時から令和6年1月17日(水)17時まで
- (2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法
質問があった場合に限り、令和6年1月22日(月)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札・開札日時 令和6年1月25日(木)10時00分
イ 入札・開札場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
3階会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします)
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (6) 再入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 契約書の作成
必要とします。
- (3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。
なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (4) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1501号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センターブロワ点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月29日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センターに設置されているブロワの機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に

業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されていること。

- (4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、同種のプロワ点検整備業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013
川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
技術係 宮原、鈴木、谷井、山口
電 話 044-966-6135
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和5年12月25日(月)から令和6年1月4日(木)9時から17時まで
(12時から13時までの間及び12月31日から1月3日は除く。)

- (3) 提出方法
持参(持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類
上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和6年1月12日(金)までに交付します。

なお、交付については、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
(2) 交付日時 令和6年1月12日(金)9時から17時まで
(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和6年1月12日(金)9時から令和6年1月17日(水)17時まで
(2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください

い。

(3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和6年1月22日(月)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札・開札日時 令和6年1月25日(木)10時30分
イ 入札・開札場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
3階会議室

- (3) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします)

- (4) 入札保証金
免除とします。

- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金
免除とします。
(2) 契約書の作成
必要とします。
(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。
なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (4) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1502号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 生田緑地内枯損木対応業務（その2）委託
- (2) 履行場所 川崎市多摩区枳形6丁目ほか（生田緑地内）
- (3) 履行期限 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務概要 本委託は、生田緑地内において、枯損木の撤去を行うことで、安全安心な環境の創出を図るものです。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録されている者。
- (5) 「1級造園施工管理技士または2級造園施工管理技士」の免状を有する社員が1名以上、かつ、林床保護が必要な作業であるため「ロープ高所作業特別教育修了証」を持つ社員が1名以上在籍する者。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所及び問い合わせ先

〒214-0032 川崎市多摩区枳形6-26-1
川崎市建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所
電話：044-934-8577

電子メール：53ikuta@city.kawasaki.jp

※入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和6年1月12日(金)までとします。（午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く））

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 上記2(4)を確認することができる資料
- ウ 上記2(5)の資格証の写し

(4) 提出方法

持参

- 4 競争入札参加資格確認通知書及び設計図書等の交付
入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールに、競争入札参加資格確認通知書及び設計図書等を令和6年1月17日(水)に送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メール

(2) 質問受付期間

令和6年1月19日(金)午前9時から1月24日(水)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式を電子メールにて提出してください。

(4) 回答方法

令和6年1月26日(金)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者全員に質問と回答を電子メールにて送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

- (2) 入札・開札の日時・場所
ア 日時 令和6年2月2日(金)午前10時00分
イ 住所 川崎市多摩区柵形6-26-1
ウ 場所 生田緑地整備事務所2階市民活動室
- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価
格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価
格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ
れを無効とします。
- 8 契約手続等
- (1) 契約保証金の要否
要 10%
- (2) 前払金
無
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日
本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。

川崎市公告第1503号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、最終
改正 令和5年4月1日施行）附則第5条の規定により、
次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同条
の規定により公告します。

令和5年12月26日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者			設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等 促進事業の実 施により成立 する利用権の 設定等に係る 当事者間の法 律関係
所在	現況 地目	面積 (㎡)	氏名 又は名称	住所	利用権 の種類	利用権 の内容	始期	終期	借賃 (年額) (円)	借賃の支 払方法	氏名 又は名称	住所	賃貸借	
川崎市麻生区栗木1丁目 328番1	畑	1,194	鈴木 崇夫	川崎市麻生区 栗木台2丁目2 番1号	賃借権	普通畑	令和6年 1月1日	令和7年 12月31日	24,200	毎年12月20 日までに地 権者口座に 振り込み	公益社団法人 神奈川県農 業会議 会長 持田 文男	横浜市中区山 下町2番地		
川崎市麻生区栗木1丁目 328番1	畑	1,194	公益社団法人 神奈川県農 業会議 会長 持田 文男	横浜市中区山 下町2番地	賃借権	普通畑	令和6年 1月1日	令和7年 12月31日	24,200	毎年12月10 日までに農 業会議指定 の口座に振 り込み	木下 順一	川崎市麻生区 高石1-7-34		
川崎市麻生区栗木2号 248-2	畑	1,516	宮野 薫	川崎市麻生区 岡上564	賃借権	普通畑	令和6年 1月1日	令和9年 12月31日	20,000	毎年末まで に貸手の口 座に入金	飯草 誠一	川崎市麻生区 栗木台2-6-8		
														賃貸借

川崎市公告第1504号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次の
とおり公告します。

令和5年12月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～10年度川崎市立宮前平小学校給食調理
等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立宮前平小学校

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月23日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」種目「給食サービス」で登録されている者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和5年12月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和5年12月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和2、令和3、令和4年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和5年度の受託実績が3校以上あつて令和5年12月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成30年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教

育委員会ホームページの「令和6～9、10年度川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」

(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000135728.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和5年12月26日(火)から令和6年1月9日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年1月9日(火)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年1月15日(月)までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年1月15日(月)午前8時30分～令和6年1月22日(月)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年1月26日(金)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAX又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。
ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年2月5日(月) 午前11時00分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎 2階 204会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手

引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。
- (5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1505号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月26日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～10年度川崎市立荻宿小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立荻宿小学校

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月23日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」種目「給食サービス」で登録されている者。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であるこ

と。

- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和5年12月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和5年12月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和2、令和3、令和4年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和5年度の受託実績が3校以上あつて令和5年12月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成30年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和6～9、10年度川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」（<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000135728.html>）において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和5年12月26日(火)から令和6年1月9日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による

場合は、令和6年1月9日(火)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年1月15日(月)までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年1月15日(月)午前8時30分～令和6年1月22日(月)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年1月26日(金)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A X又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立

ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。

ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年2月5日(月) 午前10時30分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 2階 204会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の

10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1506号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとお

り公告します。

令和5年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～9年度川崎市立東小倉小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立東小倉小学校

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」種目「給食サービス」で登録されている者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和5年12月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和5年12月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和2、令和3、令和4年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和5年度の受託実績が3校以上あつて令和5年12月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等

の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成30年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和6～9、10年度川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」

(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000135728.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和5年12月26日(火)から令和6年1月9日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年1月9日(火)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年1月15日(月)までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年1月15日(月)午前8時30分～令和6年1月22日(月)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年1月26日(金)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A X又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。

ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年2月5日(月) 午前9時30分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 2階 204会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札

等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作

業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1507号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和6～9年度川崎市立平間小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立平間小学校

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」種目「給食サービス」で登録されている者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和5年12月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和5年12月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和2、令和3、令和4年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和5年度の受託実績が3校以上あつて令和5年12月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成30年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成30年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和6～9、10年度川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000135728.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894 (直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和5年12月26日(火)から令和6年1月9日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和6年1月9日(火)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和6年1月15日(月)までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル10階
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室
西村、本間、千葉担当
電 話：044-200-3299・3894 (直通)
F A X：044-200-1810
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和6年1月15日(月)午前8時30分～令和6年1月22日(月)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和6年1月26日(金)までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A X又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。
ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年2月5日(月) 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎 2階 204会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免

除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条

例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1508号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市総合教育センター塚越相談室他計5施設で使用する電力の供給に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市総合教育センター塚越相談室他計5施設
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 概 要 上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約89,952キロワット時

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業を営もうとする者として経済産業大臣の登録を受けていること。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」で登録がされている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、入札参加資格を有している者であること。

3 競争入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 1F 総務室

電 話 044-844-3600

(2) 配付・提出期間

令和5年12月26日(火)から令和6年1月15日(月)まで（ただし、令和5年12月29日から令和6年1月3日まで及び同月6日から8日までを除く。）の下記の時間

午前9時～正午及び午後1時～5時

(3) 提出方法

持参に限りです。

4 入札説明書の交付

3により、競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間に縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 交付場所

3(1)と同じ

- (2) 交付日時

令和6年1月18日(木)午後1時～5時

ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録した際にメールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

6 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ場所 3(1)と同じ。

- (2) 問い合わせ期間

令和6年1月18日(木)から令和6年1月25日(木)までの下記の時間

午前9時～正午及び午後1時～5時（土曜日、日曜日を除く。）

- (3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

質問書を送付した際は、併せて3(1)まで電話連絡してください。

- (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和6年1月30日(火)までに、参加全社あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったと

き。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法等

持参による入札とします。

入札金額は予定使用電力量に対する総価（消費税及び地方消費税を含まない）で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

- (2) 入札書の提出日時及び場所

ア 入札書の提出日時

令和6年2月15日(木) 午後1時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 開札の日時 8(2)アに同じ

- (5) 開札の場所 8(2)イに同じ

- (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除

- (2) 前払金 否

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めると

ころによります。

- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第1号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称

川崎市立橘高等学校教育用ICT機器等賃貸借契約

- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター
川崎市高津区溝口6-9-3

- 3 契約の相手方を決定した日

令和5年11月14日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所

NX・TCリース&ファイナンス 株式会社 横浜
営業所

所長 宮下 晃

横浜市西区高島2丁目19番3号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く）

80,496,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

- 7 入札の公告を行った日

令和5年9月25日

川崎市公告（調達）第2号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称

川崎市立高津高等学校教育用ICT機器等賃貸借契約

- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター
川崎市高津区溝口6-9-3

- 3 契約の相手方を決定した日

令和5年12月12日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション 株式会社
神奈川支店長 加納 誠
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)
36,138,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年10月25日

川崎市公告(調達)第3号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
労働会館改修工事
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年12月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
前田建設工業 株式会社 横浜営業所
営業所長 山本 貴興徳
横浜市西区北幸一丁目11番15号
- 5 落札金額
3,770,000,000円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年9月11日

川崎市公告(調達)第4号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
行政情報システムにおけるクライアント機器等の賃貸借及び保守に関する契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局デジタル化施策推進室

川崎市川崎区宮本町1番地

- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年11月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
FLCS 株式会社 横浜支店
支店長 齋藤 雄太
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 契約金額(税抜き金額)
125,274,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年10月10日

川崎市公告(調達)第5号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約(令和6年3月31日導入分)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局デジタル化施策推進室
川崎市川崎区宮本町1番地(本庁舎10階)
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年12月5日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
FLCS 株式会社 横浜支店
支店長 齋藤 雄太
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 落札金額
287,742,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年10月25日

川崎市公告(調達)第6号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 本庁舎（地下2階から3階及び25階）清掃業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地
- (3) 履行期限 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 委託概要

本庁舎（地下2階から3階及び25階）における日常清掃及び定期清掃業務（詳細は仕様書を参照）

- (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」種目「建築物清掃」で登録されている者

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種及び種目に登録のない者も含む。）で当該入札の参加を希望する者は、令和6年1月17日(水)までに財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

- (4) 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注する事務室等の建物における清掃業務を、1年以上継続して履行した実績（元請けに限る）を平成31年4月1日以降に有すること。

ただし、上記の実績を有していない場合、令和5年4月1日以降に本市と契約を締結した履行期間が1年以上にわたる事務室等の建物における清掃業務を履行中であり、公告日時点で適正に業務を履行し、履行期間終了まで適正に履行されない恐れがない場合に限り実績として認めるものとする。

※2(4)に関しましては、10(3)を必ずお読みください。

3 入札説明書の閲覧・交付

入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます。（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（財政局）」の「入札公表詳細」に掲載。）

※「入札情報かわさき」のアドレス：<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合

には、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 閲覧場所 川崎市財政局資産管理部契約課
委託契約係
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎16階
電話 044-200-2097
- (2) 閲覧期間 令和6年1月10日(水)～令和6年2月21日(水)
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 入札参加申込書の提出方法・期間

(1) 提出方法

参加申込書は、電子入札システムにより提出してください。詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札：受注者機能操作マニュアル（ダイジェスト版）」を御覧ください。

(2) 提出期間

「入札公表詳細」の公表日（令和6年1月10日(水)）から申請申込締切日（令和6年1月17日(水)）まで（午前8時～午後8時）

※ ただし、電子入札システムによりがたい者は、「入札公表詳細」の申請申込提出場所（財政局資産管理部契約課）に、申請申込締切日午後5時までに持参してください。（持参については市役所開庁時間に限ります。）なお、一般競争入札参加申込書等は、申請申込締切日午後5時まで配布しています。

また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

5 設計図書類の取得方法

仕様書等は電子化して配付しますので、確認通知書の「仕様書等配布日時・場所」及び「通信欄」を御覧の上、ダウンロードしてください。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日

後、令和6年1月26日(金)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の積算内容に関してのみ、質問ができます。

(入札参加資格等に関する質問は、「入札公表詳細」の申込提出場所にお問合せください。)

ア 電子入札システムによる質問方法

質問は、電子入札システムにより提出してください。質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 入力・提出期間

令和6年1月26日(金)午前9時から令和6年2月6日(火)午後4時

※ ただし、電子入札システムによりがたい者は、「入札公表詳細」の申込提出場所に、入力・提出期間の最終日午後4時までに持参してください。(持参については市役所開庁時間に限る。)なお、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書」からダウンロードできます。

また、質問書の持参提出後、質問締切日までに質問書をExcel形式のまま、契約課委託契約係宛てメール(23keiyak@city.kawasaki.jp)にて送付してください。(質問締切日時時点で持参又はメール送付のどちらか一方のみしか確認ができない場合には、質問受付をいたしません。)

(2) 回答

ア 回答日 令和6年2月9日(金)午前9時

イ 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、

質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」)に掲載している「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、回答後の再質問については受付をいたしません。

8 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

9 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和6年2月21日(水)午後1時30分

(2) 持参による入札の場合

ア 入札書の提出日時 令和6年2月21日(水)午後2時30分

イ 入札書の提出場所 3(1)に同じ

(3) 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

ア 入札書の提出期限 令和6年2月20日(火)必着

イ 入札書の提出先 3(1)に同じ

※ 郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年2月21日(水)午後2時30分

イ 場所 3(1)に同じ

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、電子入札対象案件のため、翌開庁日(2月22日)に再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者は除きます。

10 落札者の決定及び競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上で、入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行確保についての可否を判断し、落札者として決定します。これら

の審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について、必要に応じて、同様の審査を実施し落札者を決定します。

調査基準価格の設定額については、「川崎市業務委託低入札価格調査取扱要領第3条第2項」に基づき次のとおり設定します。

調査基準価格：予定価格の80%を下回った場合
(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

(2) 価格失格基準

本案件については、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者で、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者のうち、その者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると判断し、その者を落札者とししないものとする基準（価格失格基準）を設定します。

価格失格基準：調査基準価格の90%を下回った場合
(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

(3) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者について、上記2(4)に定める履行実績を有するかどうかの確認をした上、落札者として決定します。

なお、財政局資産管理部契約課で履行実績の確認ができない場合は、落札候補者へ電話連絡します。電話連絡を受けた方は、該当する案件の「契約書」データをメールにて財政局資産管理部契約課(23keiyak@city.kawasaki.jp)あて送付し、確認を受けてください。

(4) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券（振替債を除く）の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証を

もって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 無

(4) 特定業務委託契約

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。

12 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申し立てることができます。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は川崎市財政局資産管理部契約課で閲覧できます。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

(5) 本案件は電子契約対象案件です。

(6) 公告に関することは、川崎市財政局資産管理部契約課へお問合せください。

14 Summary

(1) Outsourcing of Cleaning Services for the City Hall Main Building (25/F, all floors between 3/F and B2)

(2) Time-limit for tender(electronic tender system):

13:30 p.m. 21 February 2024

(3) Time-limit for tender(direct delivery):

14:30 p.m. 21 February 2024

(4) Deadline for tender(by mail):

20 February 2024

(5) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki,
Kanagawa
210-8577 Japan
TEL:044-200-2097

川崎市公告（調達）第7号

入 札 公 告

浮島処理センターほか2施設で使用する電力の供給における特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

浮島処理センターほか2施設で使用する電力の供給に関する契約

(2) 内訳・履行場所・予定購入電力量

	内 訳	履行場所	購入電力 見込数量 (kWh)
(1)	浮島処理センターで使用する電力の供給	川崎市川崎区浮島町509番1号	2,162,400
(2)	橘処理センターで使用する電力の供給	川崎市高津区新作1丁目20-1	315,520
(3)	王禅寺処理センターで使用する電力の供給	川崎市麻生区王禅寺1285番地	984,000

(3) 履行期間

令和6年4月1日0時から令和7年3月31日24時まで

(4) 調達概要

上記期間内における各施設で使用する電力の供給契約（単価契約）の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(2)の履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業を営もうとする者として経済産業大臣に登録し、事業を開始していること。

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 令和5・6年度「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種「その他

の物品販売」種目「電気供給」に記載のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和6年1月19日までにを行うこと。

(5) 川崎市環境配慮入札電力実施要綱第4条第2項の規定に基づき、入札参加資格を有している者であること。なお、未申請の者は、環境局脱炭素戦略推進室に所定の様式により資格審査申請を令和6年1月19日までにを行うこと。

3 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込をしなければなりません。

(1) 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎20階

環境局施設部処理計画課

担当 眞鍋

電話 044-200-2588

(2) 仕様書等の閲覧及び競争入札参加申込書の配布、提出期間

令和6年1月10日(水)から令和6年1月19日(金)の9時から17時まで

(12時から13時、土曜日、日曜日除く。)

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合、令和6年1月19日(金)17時を必着とします。

なお、郵送した場合は、3(1)の所管課まで電話連絡願います。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、競争入札参加資格確認通知書を交付します。

また、競争入札参加資格があると認めたものには、入札説明書及び仕様書を交付します。

なお、「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次により交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和6年1月30日(火)9時から17時まで

(12時から13時までは除く。)

5 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することが

できません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 郵送による入札

(ア) 入札書の郵送期限

令和6年2月19日(月) 17時00分必着

(イ) 郵送場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎20階

環境局施設部処理計画課

イ 持参による入札

(ア) 入札日時

令和6年2月20日(火) 11時00分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎3階 305会議室

- (2) 開札の日時 令和6年2月20日(火)11時00分

- (3) 開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎3階 305会議室

- (4) 入札保証金 免除

- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入
札を行った者を落札者とします。

- (6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行いま
す。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意
思がないものとみなします。)

- (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

7 契約の手続等

- (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の総額10パーセント
を納付しなければなりません。

- (2) 契約書の作成

要

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)で閲覧できます。

又は川崎市ホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」から閲覧できます。(https://

www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同
じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会におけ
る、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を
要します。

9 Summary

- (1) Subject :

Package Deal Contract Concerning the
Provision of Electricity for Ukishima Waste
Disposal Center and 2 Other Facilities

- (2) Time-limit for tender :

11:00 am on February 20, 2024 (Tuesday)

- (3) Time-limit for tender by mail :

5:00 pm on February 19, 2024 (Monday)

- (4) Point of Contact for the Notice:

Treatment Planning Section
Environmental Facilities Department
Environmental Protection Bureau
City of Kawasaki

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

Tel: 044-200-2588

川崎市公告(調達)第8号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとお
り公告します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び納入予定数量

重金属安定剤 約240トン

- (2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

- (3) 納入場所

仕様書によります。

- (4) 納入期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- (5) 本案件は、紙入札方式により行います(電子入札
はできません)。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「化学工業薬品」に登録されていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和6年1月23日までに行ってください。
- (4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
- (5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 田口
川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎16階
電話 044-200-2091

イ 閲覧期間 令和6年1月10日～令和6年1月23日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和6年1月10日～令和6年1月23日
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(1) 配布、提出及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

(2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記3のとおり縦覧に供します。

6 一般競争入札参加者に求められる義務

(1) この入札の参加者は、次により仕様についての説明を受けなければなりません。

ア 日時 令和6年1月29日又は30日

時間については、別途入札参加者にお知らせします。

イ 場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
川崎市浮島処理センター4階
第1会議室

(2) この入札の参加者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を納入できることを証するため、次のとおり書類を提出しなければなりません。

また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。

ア 提出書類

(ア) 上記1(1)の購入物品の性状等に関する証明書類（仕様書によります。）

(イ) 上記1(1)の購入物品を安定して供給できることを証明する書類（代理店証明書等）

イ 提出場所 上記3(1)アに同じ。

ウ 提出期間 令和6年1月31日～令和6年2月26日
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

7 仕様書作成担当部署及び担当者

環境局施設部処理計画課 担当 高木
電話 044-200-2589

8 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書の配布は、上記 3(1)アの場所で行います。

また、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書」からもダウンロードできます。

イ 提出場所、期間及び方法

次の期間に上記 3(1)アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てに E x c e l 形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記 3(1)アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和 6 年 1 月 10 日～令和 6 年 2 月 26 日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

また、質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)に E x c e l 形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答予定日 令和 6 年 3 月 8 日 午後 5 時まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、入札参加申込者に対して、回答予定日までに 9 の入札参加資格確認通知書等に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

9 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに令和 6 年 3 月 8 日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和 6 年 3 月 8 日の午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時に上記 3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

10 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

薬品 1 トンあたりの単価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和 6 年 3 月 19 日

午前 11 時 00 分

イ 場所 川崎市役所入札室

川崎市川崎区宮本町 1 番地

本庁舎 3 階

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先

ア 期 限 令和 6 年 3 月 15 日 必着

イ 宛て先 上記 3(1)アに同じ

(4) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の 2 パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。

なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

12 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和 6 年 3 月頃)を要します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、免除します。ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の 10 パーセントを納付しな

ければなりません。

- (2) 契約書作成の要否
必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)アの場所において閲覧できます。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Heavy metal stabilizer, approximately 240t
- (2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 19 March 2024
- a Direct delivery
11:00 AM. 19 March 2024
- b By mail
15 March 2024
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city,
Kanagawa
210-8577, Japan
TEL : 044-200-2091
- (4) Language:
Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第9号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
保護収容動物運搬等業務委託
- (2) 履行場所
指定場所

- (3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- (4) 業務概要

川崎市が保護収容した動物(犬、猫、いえうさぎ、いえばと、あひる、にわとり等)の運搬業務、収容動物に関連する運搬業務及び犬の捕獲の補助業務、並びに飼養管理の補助業務を行うもの。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「倉庫・運送業務」種目「運送業務」で登録されている者
- (4) 平成31年度以降で官公庁又は民間において、動物収容運搬業務委託又は動物由来感染症に対応した運搬業務委託で同規模の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 内山

電 話 044-589-7137

F A X 044-589-7138

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

- (3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

- (4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)午

後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年1月30日(火)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和6年1月10日(水)から令和6年2月6日(火)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、あるいはFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年2月14日(水)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和6年2月26日(月)午後3時00分

ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 3階研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第10号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

動物愛護センター施設維持管理業務委託

(2) 履行場所

川崎市動物愛護センター

川崎市中原区上平間1700番地 8

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要

動物愛護センターの設備機器の保守点検及び管理、衛生設備の保守点検及び管理、並びに敷地内の植栽管理について、仕様書に基づき適切に実施し、良好な施設機能を維持する。業務の概要は次のア～オによる。

ア エレベーター保守点検

イ 衛生設備保守点検

ウ 空調換気設備等保守点検等

エ 消防設備保守点検

オ 植栽管理

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(2) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

(3) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の以下の業務・種目、全てで登録されている者。

ア 業種「施設維持管理」

種目「エレベーター保守点検」

イ 業種「施設維持管理」

種目「空調・衛生設備保守点検」

ウ 業種「施設維持管理」

種目「消火設備保守点検」

エ 業種「施設維持管理」

種目「その他の施設維持管理」

オ 業種「樹木管理」

種目「除草、せんてい等樹木管理」

(6) 平成31年度以降で官公庁又は民間において、類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地 8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 内山

電 話 044-589-7137

F A X 044-589-7138

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年1月30日(火)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和6年1月10日(水)から令和6年2月6日(火)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く）、あるいはF A X 番号又は電子メールアドレス

ス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年2月14日(木)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和6年2月26日(月)午後2時

ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 3階研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(3) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分ご注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」をご確認ください。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第11号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市動物愛護センター

川崎市中原区上平間1700番地8

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要

収容動物の給餌、哺乳、給水等の飼養、飼育室等の洗浄消毒、食器・布類の洗浄消毒・滅菌について、感染症予防に対応した飼養管理業務等を実施します。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

- 2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に掲載のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和6年1月23日までに行ってください。
- (4) 平成31年度以降で官公庁又は民間において、動物飼養管理業務委託で同規模の契約実績があること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
- 一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒211-0013
川崎市中原区上平間1700番地8
川崎市動物愛護センター 庶務担当 木村
電 話 044-589-7137
FAX 044-589-7138
E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)までの下記の時間。
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。
- (3) 提出物
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し
- (4) 提出方法
持参とします。
- 4 入札説明書等の交付
上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。
また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年1月30日(火)までに送付します。
- 6 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
上記3(1)に同じ
- (2) 問合せ期間
令和6年1月10日(水)から令和6年2月6日(火)までの下記の時間。
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (3) 問合せ方法
「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、あるいはFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。
また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛てに電話にて速やかに連絡してください。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和6年2月14日(水)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法等
ア 持参による入札の場合
(ア) 入札書の提出日時
令和6年2月26日(月)午後2時30分
(イ) 入札書の提出場所
川崎市動物愛護センター 3階 研修室
川崎市中原区上平間1700番地8
イ 郵送による入札の場合
(ア) 入札書の提出期限
令和6年2月25日(日)午後5時 必着
(イ) 入札書の提出先
〒211-0013
川崎市中原区上平間1700番地8
川崎市動物愛護センター 庶務担当 木村
電 話 044-589-7137
- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 開札の日時
上記8(1)ア(ア)と同じ
- (4) 開札の場所
上記8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札
は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会におけ
る、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を
要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームペー
ジの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲
覧することができます。(http://www.city.kawasaki.
jp/233300/index.html)

10 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨
は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)
と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川
崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め
るところによります。

11 Summary

(1) The Nature and quantity of the services to
be required

The contract for the consignment of Animal
breeding management.

(2) Time-limit for tender

14:30 P.M. February 26, 2024(Monday)

(3) Time-limit for tender by mail:

17:00 P.M. February 25, 2024(Sunday)

(4) Language and currency used in the contract

formalities:

Japanese language and currency

(5) Contact point for the notice:

Animal Protect Center

Health and Medical Policy

Health and Welfare Bureau

Kawasaki City

1700-8 Kamihirama, Nakahara-Ku, Kawasaki City

Kanagawa Prefecture, 211-0013, Japan

TEL:044-589-7137

FAX:044-589-7138

E-mail: 40dobutu@city.kawasaki.jp

川崎市公告（調達）第12号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

有害鳥獣捕獲等業務委託

(2) 履行場所

川崎市内全域

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 業務概要

市内に出没するアライグマ（カンクイアライグマ
を含む）、ハクビシン及びカラスの巣立ちビナ等の
捕獲等により、生活被害の低減を図り安全な市民生
活を確保することを目的とする。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「建物清掃等」種目「建築物ねずみこん虫等防
除」で登録されていること。

(4) 捕獲器具、処分機等器具、及び車両を所有し、速
やかに被害現場で対応することが可能であること。

(5) 平成31年度以降で官公庁又は民間において、有害
鳥獣捕獲等業務委託で同規模の契約実績があるこ
と。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争
参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 木村

電 話 044-589-7137

F A X 044-589-7138

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)までの
下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時
まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の
写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年1月30日(火)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和6年1月10日(水)から令和6年2月6日(火)までの
下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時
まで。

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く）、あるいはFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年2月14日(水)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手續等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和6年2月26日(月)午後3時30分

ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 3階研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第5号の適用により免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を

要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。
- (3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第13号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
動物愛護センター庁舎警備等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市中原区上平間1700番地8
川崎市動物愛護センター
- (3) 履行期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 業務概要
機械警備システムによる施設への侵入・火災・ガス漏れ・盗難等及び不良行為の拡大の防止、かつ監視カメラの設置による安全の確保をするもの。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「警備」種目「機械警備」で登録されていること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。
- (5) 平成31年度以降で官公庁において、類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争

参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 木村

電 話 044-589-7137

FAX 044-589-7138

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年1月30日(火)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和6年1月10日(水)から令和6年2月6日(火)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

まで。

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く)、あるいはFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年2月14日(木)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和6年2月26日(月)午後4時00分

ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター 3階研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第5号の適用により免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を

要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第14号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

デジタル印刷機賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 業務概要

デジタル印刷機(自動原稿送り装置付き)及び架台等の搬入、据付及び調整並びに賃貸借及び保守、さらに期間終了後の撤去を行うもの。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「リース」種目「事務用機器」で登録されていること。

(4) 神奈川県内又は東京都内に、本社又は事業所・営業所があること。

(5) 平成31年度以降で官公庁において、類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地 8

川崎市動物愛護センター 庶務担当 木村

電 話 044-589-7137

F A X 044-589-7138

E-mail 40dobutu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 実績調査及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書等の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、無償で入札説明書及び仕様書を交付します。

また、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において、令和6年1月10日(水)から令和6年1月23日(火)午後5時まで縦覧に供します。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和6年1月30日(火)までに送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和6年1月10日(水)から令和6年2月6日(火)までの下記の時間。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参（午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、金曜日、土曜日及び休日を除く）、あるいはFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、「質問書」送付後、送付した旨を上記3(1)の担当宛て電話にて速やかに連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年2月14日(水)までに、競争参加者全てにFAX又は電子メールにて回答します。

8 入札の手續等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和6年2月26日(月)午後4時30分

ウ 入札場所

川崎市中原区上平間1700番地 8

川崎市動物愛護センター 3階研修室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)イと同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第5号の適用により免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等については、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

10 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。
- (3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

税 公 告

川崎市税公告第148号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第149号

納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第150号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により

交付します。

令和5年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第3期分	令和5年12月26日	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第151号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第152号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和5年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第3期分以降	令和6年1月4日 (第3期分)	計22件
令和5年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第4期分	令和6年1月31日	計7件

(別紙省略)

川崎市税公告第153号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎

市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月22日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第31号

川崎市上下水道局公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

川崎市上下水道局公文書管理規程の一部を
改正する規程

川崎市上下水道局公文書管理規程(昭和36年川崎市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「文書には」を「文書のうち、次の各号に掲げるものは」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の4号を加える。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられている文書
- (2) 権利又は義務に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 特定の事実を証明する文書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、所管課長が特に必要と認める文書

第25条第3項第1号中「契約書、証明書、許可書その他権利義務に関わる」を「第1項各号に掲げる」に改める。

第25条の2中「施行するもの」を「施行する電磁的記録のうち、前条第1項各号に掲げる文書に係るもの」に改める。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第32号

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する
規程

(川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部改正)

第1条 川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇

給等に関する規程(昭和47年川崎市水道局規程第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「管理者」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6(第7条関係)

年齢別最低保障額表

採用年齢	金 額
歳	円
18	151,100
19	154,200
20	157,500
21	159,700
22	163,400
23	166,200
24	169,100
25	173,900
26	177,500
27	182,700
28	186,100
29	189,500
30	192,900
31	196,300
32	199,700
33	203,100
34	208,000
35	211,300
36	214,600
37	217,900
38	221,200
39	222,200
40歳以上	223,200

第2条 川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第2中「41歳未満」を削り、「54号給」を「69号給」に、「51号給」を「66号給」に改める。

別表第6中

「

40歳以上	223,200
-------	---------

」

を

「

40	223,200
41	224,100
42	225,000
43	225,900
44	226,800
45	227,700
46	228,600
47	229,400

48	230,200
49	230,900
50	231,600
51	232,400
52	233,200
53	233,900
54	234,600
55歳以上	235,000

に改める。

附 則
(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（次項及び第3項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和6年1月1日（以下「第2条施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 適用日からこの規程の施行の日（次項において「第1条施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が第1条の規定による改正前の川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 第1条施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に上下水道管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

(技能職及び業務職に関する在職者調整)

- 4 適用日において41歳以上であり、かつ、第2条施行日前から引き続き在職する上下水道局企業職給料表(2)（川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年水道部規程第5号）別表

第2をいう。以下同じ）の適用を受ける職員で、その者の第2条施行日における給料月額が、その者が第2条施行日の前日に退職し、第2条施行日に再び採用されたものとした場合に第2条の規定による改正後の川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下この項及び次項において「改正後の規程」という。）の規定を適用して得られるその者の初任給の額を下回ることとなる者については、その者の第2条施行日における号給を、第2条施行日の前日にその者が退職し、第2条施行日に再び採用されたものとした場合に改正後の規程の規定を適用して得られる号給に調整することができる。

(年齢別最低保障額に関する在職者調整)

- 5 適用日において41歳以上であり、かつ、第2条施行日前から引き続き在職する上下水道局企業職給料表(2)以外の給料表の適用を受ける職員で、その者の第2条施行日における給料月額が、その者の適用日における年齢に対応する改正後の規程別表第6に定める年齢別最低保障額表に掲げる額を下回る者については、その者の第2条施行日における号給を、当該額とその者に適用される給料表の職務の級における同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該級における直近上位の額の号給）に調整することができる。

川崎市上下水道局規程第33号

川崎市上下水道局企業職員の職務の級に係る分類の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

川崎市上下水道局企業職員の職務の級に係る分類の基準に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の職務の級に係る分類の基準に関する規程（昭和32年川崎市水道部規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表の上下水道企業職給料表(2)の適用職員の表備考第1項ただし書を削る。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第66号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同

規程第12条第1号の規定により告示します。

令和5年12月22日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定有効期間

令和6年 1月01日から

令和10年10月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1232

商号又は名称 成田興業

営業所所在地 横浜市戸塚区原宿2丁目10番12号

代表者氏名 成田 尚司

指定番号 1233

商号又は名称 長澤設備

営業所所在地 横浜市金沢区釜利谷西1丁目49番
9号

代表者氏名 長澤 和幸

川崎市上下水道局告示第67号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、
次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いま
したので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和5年12月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定番号 第1659号

氏名又は名称 株式会社オーソリティー空調

住 所 (新) 川崎市多摩区登戸3282番地1
(旧) 川崎市高津区久地四丁目21番
28号

代表者氏名 立花 信一

変更年月日 令和4年2月10日

2 指定番号 第1812号

氏名又は名称 ノーリツリビングクリエイト株式
会社

住 所 大阪府吹田市江の木町21番1号

代表者氏名 (新) 宮原 貞

(旧) 平野 直樹

変更年月日 令和5年4月1日

川崎市上下水道局告示第68号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、
川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者
を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示
します。

令和5年12月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定番号 第1933号

氏名又は名称 長澤設備

住 所 横浜市金沢区釜利谷西一丁目49番
9号

代表者氏名 長澤 和幸

指定年月日 令和6年1月1日

有効期限 令和10年12月31日

2 指定番号 第1934号

氏名又は名称 株式会社SFS

住 所 神奈川県藤沢市天神町一丁目19番
地の24

代表者氏名 鈴木 大保

指定年月日 令和6年1月1日

有効期限 令和10年12月31日

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第100号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月19日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	南加瀬3丁目200mm～50mm配水管布設替工事
	履行場所	自：幸区南加瀬3-4-3先 至：幸区南加瀬3-40-1先
	履行期間	契約の日から280日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。	

参 加 資 格

ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。

※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。

(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。

(6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。

(7) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。

(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

(10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

(11) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。

本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。

なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年1月25日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 電話交換機設備等更新工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)
	履 行 期 間	契約の日から令和6年7月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。	

参 加 資 格	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」種目「電話設備」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気通信工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「電気通信」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年1月22日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第101号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月26日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	黒川配水池ほか30箇所 機械警備委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区黒川313(黒川配水池内) ほか30箇所
	履 行 期 間	契約締結日～令和11年3月31日 (警備期間は令和6年4月1日～令和11年3月31日)
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「警備」、種目「機械警備」で登録されている者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年1月25日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	鷺沼配水所ほか1箇所 機械警備業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋3-1-1(鷺沼配水所内)ほか1箇所
	履 行 期 間	契約締結日～令和11年3月31日 (警備期間は令和6年4月1日～令和11年3月31日)
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「警備」、種目「機械警備」で登録されている者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年1月25日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	下水道施設の効率的運用に向けたシステム整備基本計画策定業務委託
	履 行 場 所	川崎市全区
	履 行 期 間	令和7年3月21日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成25年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道施設の監視・制御システムに関する計画策定業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要 ア 業務責任者は、技術士(上下水道部門：下水道)の資格又は技術士(総合技術監理部門：上下水道-下水道)の資格を有する者 イ 照査技術者は、技術士(上下水道部門：下水道)の資格又は技術士(総合技術監理部門：上下水道-下水道)の資格を有する者 ウ 技術者は、平成25年度以降に下水道施設の監視・制御システムに関する計画策定業務の実績を有し、かつ技術士(電気電子部門：電気設備)を有する者 エ 技術者は、技術士(衛生工学部門：水質管理)の資格を有する者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年1月25日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	水処理センター・ポンプ場耐水化基本計画・基本設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか
	履 行 期 間	令和6年12月27日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道の水処理施設又はポンプ場の耐水化に関する実施設計業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。また、ア～ウは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要 ア 業務責任者は、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 照査技術者は、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者 ウ 建築設計技術者は、1級建築士の資格を有する者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年1月25日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	土橋地区浸水対策費用効果分析業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区地内
	履 行 期 間	令和6年12月13日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、「下水道総合浸水対策計画策定マニュアル（案）平成18年3月 国土交通省」又は「下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）平成28年4月 国土交通省」に基づいて、浸水シミュレーションを活用した「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定する業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。	

参 加 資 格	(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～ウは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要 ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和6年1月25日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター実施設計委託その36
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履 行 期 間	令和6年9月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道施設（処理場）における土木施設の改築実施設計業務（詳細設計）及び下水道管路施設の耐震計算レベル1,2を含む推進工法（中大口径）における実施設計業務（詳細設計）の元請けとしての履行完了実績をTECRIS等により確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要 ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）、RCCM（下水道部門）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）又は技術士（上下水道部門：下水道）のいずれかの資格を有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年1月25日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	大師河原ポンプ場実施設計委託その7
	履 行 場 所	川崎市川崎区小島町10－1
	履 行 期 間	令和6年12月27日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道施設（ポンプ場または処理場）における沈砂池の新設又は改築に係る実施設計委託（詳細設計）業務の元請けとしての履行完了実績をTECRIS等により確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要 ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）、RCCM（下水道部門）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）又は技術士（上下水道部門：下水道）のいずれかの資格を有する者 エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097	
入札日時等	令和6年1月25日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	排水樋管周辺地域における浸水被害軽減詳細設計業務委託その1
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 間	令和7年3月14日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、ポンプゲート設備設計及び雨水流出解析の実実施設計業務委託の元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。なお、実績については、それぞれ別々の業務委託でも可とする。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、エとオは兼務できない。また、ア～カは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要	

参 加 資 格	ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）又は技術士（上下水道部門：下水道）の資格を有する者 イ 技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有する者 ウ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者 エ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又は技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）のいずれかの資格を有する者 オ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又は技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）のいずれかの資格を有する者 カ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－2097
入札日時等	令和 6 年 1 月 25 日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件 9)

競争入札に付する事項	件 名	令和 5 年度 水運用システム路上局大師河原ほか 5 箇所流量制御設備保守点検委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区大師河原 2－4－4 ほか 5 箇所
	履 行 期 間	令和 6 年 3 月 29 日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－2097	
入札日時等	令和 6 年 1 月 25 日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第 8 条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第1号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年1月10日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
基幹ネットワーク機器賃貸借 一式
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
仕様書によります。
- (4) 納入期間
仕様書によります。
- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に登録のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和6年1月24日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎16階

電話 044-200-2093

- (2) 期間 令和6年1月10日(公告日)～令和6年1月24日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

- 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間

令和6年1月10日(公告日)～令和6年1月24日

午前8時から午後8時まで

※ ただし、競争入札参加申込書等を3(1)の場所に持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとします。

- (3) 電子入札システムによる申込ができない場合の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎16階

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 川田

電話 044-200-2093

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込書を提出し、かつ、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行することができることを証明する6の書類を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行できると認められた者に限り、入札に参加することができます。(ただし、仕様書に定められた条件をみたす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等の提出後に納入予定のリース物品に変更が生じる場合は、3(1)の場所に事前連絡の上、令和6年2月14日までに7の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。)

6 競争入札参加の申込を行う時に必要な書類
機器明細

7 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局総務部情報管理課 担当：祖慶
電話 044-200-3185

8 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和6年1月10日～令和6年
1月24日
午前8時～午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにE x c e l形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を4(3)の担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和6年1月10日～令和6年
1月24日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1
時～午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp
質問書の配布についても、3(1)の場所で行います。

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にE x c e l形式のまま保存した質問書を提出してく

ださい。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日時

令和6年2月6日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

9 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和6年2月6日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和6年2月6日の午前9時～正午に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

10 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札(見積)書は賃貸借(60ヶ月分)の税抜き額を記載してください。

なお、リース物品の価格のほか、輸送費、保険料、保守等役務の履行に関する一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

入札金額は、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください

い。

また、次により入札を執行します。

電子入札システムによります。ただし、電子入札システムによりがたい者は、紙入札方式で入札予定日時に川崎市役所入札室に持参してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

令和6年2月21日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和6年2月21日
午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区宮本町1
番地 本庁舎3階

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和6年2月19日必着
(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年2月21日 午前10時30分

イ 場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

12 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市上下水道局は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市上下水道局に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

The leasing of devices for core network in Kawasaki Waterworks bureau

(2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

9:30 A.M. 21 February 2024

b Direct delivery

10:30 A.M. 21 February 2024

c By mail

19 February 2024

(3) Contract point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL : 044-200-2093

(4) Language :

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市上下水道局公告（調達）第2号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年1月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

カラーデジタル複合機賃貸借12台 一式

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

仕様書によります。

- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和6年1月24日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎16階
電話 044-200-2093
- (2) 期間 令和6年1月10日（公告日）～令和6年1月24日
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公

表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間

令和6年1月10日（公告日）～令和6年1月24日
午前8時から午後8時まで

※ ただし、競争入札参加申込書等を3(1)の場所に持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとします。

(3) 電子入札システムによる申込ができない場合の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎16階

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 川田

電話 044-200-2093

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込書を提出し、かつ、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行することができることを証明する6の書類を、競争入札参加の申込時に提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行できると認められた者に限り、入札に参加することができます。（ただし、仕様書に定められた条件をみたす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等の提出後に納入予定のリース物品に変更が生じる場合は、3(1)の場所に事前連絡の上、令和6年2月14日までに7の担当課の承認を得ることとします。その結果、担当課の承認を得られなかった者の入札は無効とします。）

6 競争入札参加の申込を行う時に必要な書類

- (1) カタログ（調達予定機種がわかるように目印等を入れること）
- (2) 機器仕様及び機器明細一覧表

7 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局総務部情報管理課 担当：森本
電話 044-200-3185

8 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ま

せた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和6年1月10日～令和6年
1月24日
午前8時～午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにE x c e l形式のまま送付してください。なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を4(3)の担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和6年1月10日～令和6年
1月24日
(土曜日、日曜日及び祝日を
除く。)
午前8時30分～正午、午後1
時～午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp
質問書の配布についても、3(1)の場所で行います。

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(C D - R)にE x c e l形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日時

令和6年2月6日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(P D Fファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はいたしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

9 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和6年2月6日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和6年2月6日の午前9時～正午に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

10 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札(見積)書は賃貸借(60ヶ月分)の税抜き額を記載してください。

なお、リース物品の価格のほか、輸送費、保険料、保守等役務の履行に関する一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

入札金額は、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

また、次により入札を執行します。

電子入札システムによります。ただし、電子入札システムによりがたい者は、紙入札方式で入札予定日時に川崎市役所入札室に持参してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

令和6年2月21日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和6年2月21日 午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室

- 川崎市川崎区宮本町 1
番地 本庁舎 3 階
- ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合
(ア) 入札書の提出期限 令和 6 年 2 月 19 日必着
(イ) 入札書の提出先 3 (1) に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和 6 年 2 月 21 日 午前 10 時 30 分
イ 場所 川崎市役所入札室
川崎市川崎区宮本町 1 番地 本庁舎 3 階
- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市上下水道局契約規程第 14 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 12 契約の手続等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金
契約金額の 10 パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第 33 条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3 (1) の場所において閲覧できます。
- 13 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市上下水道局は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市上下水道局に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 6 年 3 月頃）を要します。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
The leasing of 12 multifunction printers for Kawasaki Waterworks bureau
- (2) Time-limit for tender :
a By electronic bidding system
9:30 A.M. 21 February 2024
b Direct delivery
10:30 A.M. 21 February 2024
c By mail
19 February 2024
- (3) Contract point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL : 044-200-2093
- (4) Language :
Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市上下水道局公告（調達）第 3 号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 6 年 1 月 10 日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
ア デジタル水道メーター（新品）
20mm 31,200 個
イ デジタル水道メーター（修理品）
20mm 43,200 個

※案件毎に申し込みが必要です。

- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
川崎市幸区下平間 1-11 番地 給水装置課
- (4) 納入期限
仕様書によります。
- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申

込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」種目「水道用品」に登載されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和6年1月24日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎16階
電話 044-200-2093
- (2) 期間 令和6年1月10日（公告日）から令和6年1月24日
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により1(1)の購入物品ごとにそれぞれ競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書は、電子入札システムにより

次の期間に提出してください。

提出期間 令和6年1月10日（公告日）から令和6年1月24日

午前8時から午後8時

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「上下水道局の入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札：操作説明書（入札システム操作方法）」を御覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に競争入札参加申込書を提出してください。

なお、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係

担当 川田

電話 044-200-2093

5 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局サービス推進部給水装置課

担当 谷内

電話 044-200-1586

6 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出（入力）してください。

提出（入力）期間

令和6年1月10日（公告日）から令和6年1月24日

午前8時から午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにExcel形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記4(3)の担当まで御連絡ください。

提出期間

令和6年1月10日(公告日)～令和6年1月24日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

なお、質問書の郵送による提出は認めません。

(2) 回答

ア 回答日時

令和6年2月5日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和6年2月5日までに確認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和6年2月5日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記

載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付すこととし、入札金額は総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

令和6年2月20日 午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア)入札書の提出日時

令和6年2月20日 午前10時30分

(イ)入札書の提出場所

本庁舎3階入札室(川崎区宮本町1番地)

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア)入札書の提出期限 令和6年2月16日 必着

(イ)入札書の提出先 3(1)の場所に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日 午前10時30分

イ 場所

本庁舎3階入札室(川崎区宮本町1番地)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- a 31,200 20mm digital water meters (new)
- b 43,200 20mm digital water meters (repair)
- (2) Time limit for tender:
- a By electronic bidding system
9:30A.M. 20 February 2024
- b Direct delivery
10:30A.M. 20 February 2024
- c By mail
16 February 2024
- (3) Contact point for the notice:
- KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration
Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL:044-200-2093
- (4) Language:
- Japanese is the only language
used in all the contract
procedures

川崎市上下水道局公告（調達）第4号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年1月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 調達の名称及び数量

上下水道局危機管理対策用ビデオ会議システムの賃貸借及び保守 1式

2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階

3 落札者を決定した日

令和5年12月6日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション 株式会社
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
神奈川支店長 加納 誠

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）

56,439,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年10月25日

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第63号

入 札 公 告

川崎市立川崎病院における入院セット提供等実施事業者の公募について次のとおり公告します。

令和5年12月18日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市立川崎病院入院セット提供等実施事業者の選定
- (2) 履行場所 川崎市川崎区新川通12-1
川崎市立川崎病院
- (3) 履行方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の一時貸付契約

(4) 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市病院局契約規程（平成17年川崎市病院局規程第39号）第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 「川崎市立川崎病院における入院セット提供等実施事業者 一般競争入札貸付案内書」（以下「案内書」という。）に定める条件及び法令を遵守し、入院セット提供実施事業を運営できる資力、能力等を有すること。
- (6) 直近2年間に、許可病床数が300床以上の病院において、入院セット提供等実施事業を運営した実績

を有していること。ただし、当該運営実績において、運営事業者の都合により、履行義務の全部又は一部を果たさなかったことが判明した場合は、運営実績とはみなさない。

- (7) 運営事業者は、リネン類の洗濯業務に関しては「医療関連サービスマーク」を保有している者であること。もしくは、厚生労働省令で定める基準（医療法施行規則第9条の14）に適合していることを証明できること。なお、リネン類の洗濯業務に関して、自ら行わず再委託する場合には再委託された者は上記要件を満たす者であること。

- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項各号又は第2項各号に規定する行為をしている事実がないこと。

- (10) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

3 契約条項を示す場所

川崎市立川崎病院事務局庶務課

〒210-0013

川崎市川崎区新川通12-1

電話番号 044-233-5521（代表）

4 入札及び開札の日時及び場所

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 入札受付 | 令和6年1月31日(水)午後1時30分から午後2時まで |
| (2) 入札及び開札の日時 | 令和6年1月31日(水)午後2時 |
| (3) 入札及び開札の場所 | 川崎市立川崎病院7階講堂 |

5 入札保証金

本入札に係る入札保証金の納付は免除します。

6 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとします。

7 その他

- (1) 詳細は案内書によります。案内書（様式類を含む）、仕様書等は川崎市立川崎病院ホームページからダウンロードできます。
- (2) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

川崎市川崎区新川通12-1

川崎市立川崎病院事務局庶務課庶務係担当

電 話 044-233-5521（代表）

FAX 044-245-9600

電子メールアドレス 83kawsyo@city.kawasaki.jp

川崎市病院局公告第64号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話044-200-3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会へ

の出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人としま

す。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。

ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用するベッド(27台)の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年12月25日から令和6年1月9日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年12月25日から令和6年1月9日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和5年1月16日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院で使用する血圧脈波検査装置の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和5年12月25日から令和6年1月9日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年12月25日から令和6年1月9日まで受け付けます。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和5年1月16日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院で使用する医療用ガス（液体ヘリウム）の調達（基本単価契約）
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「薬品」 種 目「ガス」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和5年12月25日から令和6年1月9日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年12月25日から令和6年1月9日まで受け付けます。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和5年1月16日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第65号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

電話044-200-3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類

は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 令和6年第1回川崎市議会定例会における本件契約に係る予算の議決を必要とします。

- (8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、

(案件1)

競 争 入 札 に	件 名	川崎病院給食業務委託
付 す る 事 項	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）

競争入札に付する事項	履行期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	
競争参加資格	名簿の登録	業種「給食調理業務」 種目「給食サービス」	
	地域区分	設定しません。	
	その他	1 過去5年間（公告日から起算する。）に病床規模500床以上の病院において、元請として類似の受託実績を2件以上有していること。 （申込時に契約書の写しを提出すること） 2 産科病棟及び小児病棟の受託実績を有していること。 （申込時に契約書の写しを提出すること） 3 一般財団法人医療関連サービス振興会から「医療関連サービスマーク」の認定を受けていること。または厚生省令で定める基準（医療法施行規則第9条の14）に適合していること。 （申込時に認定証書の写し等証明できる書類を提出すること） 4 競争参加申込後、希望がある場合は令和6年1月16日から令和6年1月22日までの間、職員同行の上、現場視察を行うこととします。（現場視察時に、献立表を入札参加申込事業者へ配布します）	
競争参加の申込	令和5年12月25日から令和6年1月15日まで受け付けます。		
現場説明会	実施しません。		
仕様に関する問い合わせ等	令和5年12月25日から令和6年1月17日まで受け付けます。		
入札及び開札	日時	令和6年1月24日 午前10時00分	
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室	
予定価格	公表しません。		
最低制限価格	設定しません。		
特定業務委託に関する事項	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 特定業務委託契約は、下請事業者も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。 また、本案件は年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。 下請事業者も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。 詳細については、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程及び川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」掲載の「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き（https://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000090213.html）」をご確認ください。		

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	井田病院給食業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1（川崎市立井田病院）
	履行期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「給食調理業務」 種目「給食サービス」
	地域区分	設定しません。
競争参加資格	その他	1 過去5年間（公告日から起算する。）に病床規模300床以上の病院において、元

競争参加資格	そ の 他	請として類似の受託実績を2件以上有していること。(申込時に契約書の写しを提出すること) 2 緩和ケア病棟の受託実績を有すること。 (申込時に契約書の写しを提出すること) 3 一般財団法人医療関連サービス振興会から「医療関連サービスマーク」の認定を受けていること。または厚生省令で定める基準(医療法施行規則第9条の14)に適合していること。 (申込時に認定証書の写し等証明できる書類を提出すること) 4 競争参加申込後、希望がある場合は令和6年1月16日から令和6年1月22日までの間、職員同行の上、現場視察を行うこととします。(現場視察時に、献立表を入札参加申込事業者へ配布します)
競争参加の申込	令和5年12月25日から令和6年1月15日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年12月25日から令和6年1月17日まで受け付けます。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和6年1月24日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に関する事項	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 特定業務委託契約は、下請事業者も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。 また、本案件は年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。 下請事業者も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。 詳細については、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程及び川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」掲載の「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き(https://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000090213.html)」をご確認ください。	

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第1号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年1月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担

当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申立てが行われ

た場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申立検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。

- (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

- (1) 競争参加申込書は、案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

- (2) 競争参加者は、案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

- (3) 「令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿（以下「名簿」といいます。）」に登録のない者（別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。）は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

- (4) 競争参加資格があると認められた者には、案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報の

ページにも掲載を行います。

4 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時、場所等については、案件ごとの定めるところによります。

- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。提出は、3の回答が掲載された後に受け付けます。

- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、川崎市議会定例会において、別紙の案件に係る予算が議決されることを条件とします。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金の適用はありません。

- (3) 契約書の作成を必要とします。

- (4) 令和6年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を必要とします。

6 その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院清掃業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「建物清掃等」 種目「建築物清掃」
	地域区分	設定しません。

競争参加資格	そ の 他	1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域（ICU、CCU、手術室等）の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。 2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。 (1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し (2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面 ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書 イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数量の一覧表（高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表） ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書 エ 業務の管理体制を記載した業務案内書 オ 業務上必要な研修実施調書 3 人工や単価、清掃の種類等が分かる積算の内訳（様式任意）を入札書とともに提出すること。 4 履行の確実性を保証するための誓約書を提出すること。（競争参加申込時に別添誓約書を提出すること。）
競争参加の申込	令和6年1月10日から令和6年1月29日まで受け付けます。	
現 場 視 察	設定しません。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和6年2月22日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	令和6年2月20日必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に関する事項	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 特定業務委託契約は、下請事業者も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。 また、本案件は年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。 下請事業者も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。 詳細については、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程及び川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」掲載の「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き（https://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000090213.html）」をご確認ください。	
Summary	1 Nature and quantity of services to be purchased: Cleaning in Kawasaki Municipal Kawasaki Hospital 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 22nd February 2024 3 Time-limit for tender by mail: 20th February 2024 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau	

Summary	Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857(Direct-in)
---------	---

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院清掃業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「建物清掃等」 種目「建築物清掃」
	地域区分	設定しません。
	その他	1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域（ICU、CCU、手術室等）の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。 2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。 (1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し (2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面 ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書 イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数量の一覧表（高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表） ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書 エ 業務の管理体制を記載した業務案内書 オ 業務上必要な研修実施調書 3 人工や単価、清掃の種類等が分かる積算の内訳（様式任意）を入札書とともに提出すること。 4 履行の確実性を保証するための誓約書を提出すること。（競争参加申込時に別添誓約書を提出すること。）
競争参加の申込	令和6年1月10日から令和6年1月29日まで受け付けます。	
現場視察	設定しません。	
入札及び開札	日時	令和6年2月22日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	令和6年2月20日必着
	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
特定業務委託に 関する事項	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 特定業務委託契約は、下請事業者も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。 また、本案件は年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。 下請事業者も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。	

特定業務委託に関する事項	詳細については、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程及び川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」掲載の「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き(https://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000090213.html)」をご確認ください。
Summary	1 Nature and quantity of services to be purchased: Cleaning in Kawasaki Municipal Ida Hospital 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. 22nd February 2024 3 Time-limit for tender by mail: 20th February 2024 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg. 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki Kawasaki, Kanagawa, 210-0006, JAPAN Tel 044-200-3857(Direct-in)

消 防 局 告 示

川崎市消防局告示第2号

火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等について（平成4年川崎市消防局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月26日

川崎市消防長 原 田 俊 一

「第14条第1項第3号及び第2項（条例第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項及び第4項）を「第14条第1項第3号、第2項及び第16条第3項（条例第11条の2第1項及び第3項、第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項）」に改める。

第2項第1号エ中「床」の次に「、壁又は柱」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第16条第3項を加える部分及び第4項を削る部分は、令和6年1月1日から施行する。

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第13号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和5年12月20日

川崎市消防長 原 田 俊 一

指定催しの名称	川崎大師平間寺初詣
開催場所	川崎大師平間寺 (川崎市川崎区大師町4番48号) 周辺
開催期間	令和5年12月31日から令和6年2月3日まで

川崎市消防局公告第14号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市消防長 原 田 俊 一

訓練	日 時	令和6年1月6日(土)10時45分～11時10分		
	場 所	麻生区上麻生6丁目15番1号 麻生水処理センター あさおふれあいの広場 (令和6年麻生地区消防出初式)		
	消防隊数	消防隊 2 隊	計 2 隊	
訓練	日 時	令和6年1月7日(日)11時30分～11時35分		
	場 所	中原区等々力1番地1号 等々力緑地催し物広場 (令和6年中原地区消防出初式)		
	消防隊数	消防隊 7 隊	消防団 9 隊	計16隊
訓練	日 時	令和6年1月7日(日)11時47分～11時52分		
	場 所	幸区河原町1 河原町グラウンド(河原町小学校跡地) (令和6年幸地区消防出初式)		
	消防隊数	消防隊 1 隊	計 1 隊	

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第19号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防団員休団事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月21日

川崎市消防長 原 田 俊 一
川崎市消防団員休団事務処理規程の一部を
改正する訓令

川崎市消防団員休団事務処理規程の一部を次のように改正する。

第3条中「休団することができる。」の次に「ただし、消防団長は市長が、消防団長以外の消防団員は消防団長が認める場合は、休団の期間を延長することができる。」を加える。

第4条中「消防団員が休団するときは、」を「消防団員が休団又は休団の期間を延長するときは、」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令の施行の日前において、休団の期間の延長の申し出があった場合は、改正後の第3条により期間を延長し、改正後の第4条に規定する、休団申請書により届け出て承認を受けることができる。

川崎市消防局訓令第20号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月22日

川崎市消防長 原 田 俊 一
川崎市消防局公文書管理規程の一部を改正
する訓令

川崎市消防局公文書管理規程（昭和61年消防局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第22条の3第1項中「文書には」を「文書のうち、次の各号に掲げるものは」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の4号を加える。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられている文書
- (2) 権利又は義務に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 特定の事実を証明する文書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、所管課長が特に必要と認める文書

第22条の3第2項第1号中「契約書、証明書、許可書その他権利義務にかかわる文書」を「前項各号に掲げる文書」に改める。

第22条の4第1項中「総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより施行するもの」を「総務企画局長が認める電子情報処理組織により施行する電磁的記録のうち、前条第1項各号に掲げる文書に係るもの」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第25号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和5年12月19日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和5年12月26日(火) 13時30分から
- 2 場 所 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室
- 3 陳情審議
陳情第7号 川崎市稲田小学校におけるプールの注水事故を受けて今後の再発防止に関する陳情について
- 4 議 事
議案第34号 人事について
議案第35号 川崎市重要郷土資料指定に係る諮問について
- 5 その他報告等

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和5年4月9日執行の川崎市議会議員選挙における候補者の出納責任者から提出があった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を、次のとおり公表します。

令和5年12月21日

川崎市選挙管理委員会
委員長 山 田 益 男

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	浦田大輔	所属党派	公明党	期 間	2 月 22 日から 4 月 17 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	神山 勇					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄附額
公明党川崎総支部	政党支部		798,716 円
その他の寄附 その他の収入			
一件 0 円			
830,000 円			
今 回 計 1,628,716 円			
前 回 計 ー 円			
総 計 1,628,716 円			

支 出

人件費	件屋費	選挙事務所費	集会費	通信費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費	雑費
0	174,740	174,740	0	0	23,050	817,564	1,032,261	20,793	84,122	0
69,026										
今 回 計 2,221,556										
前 回 計 ー										
総 計 2,221,556										

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,600 円
		594,000 円
	計	655,600 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 20 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	浦田大輔	所属党派	公明党	期 間	4月25日から	第 2 回分
出納責任者氏名	神山 勇				4月25日まで	

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄附額
公明党川崎総支部	政党支部		13,469 円
その他の寄附 その他の収入			
一件 0 円			
0 円			
今 回 計 13,469 円			
前 回 計 1,628,716 円			
総 計 1,642,185 円			

支 出

人件費	件数	金額
選挙事務所費	0	0 円
集会費	0	0 円
通信費	0	0 円
印刷費	0	0 円
広告費	0	0 円
文具費	0	0 円
食糧費	0	0 円
宿泊費	0	0 円
雑費	0	0 円
今 回 計 13,469		
前 回 計 2,221,556		
総 計 2,235,025		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,600 円
		594,000 円
	計	655,600 円

報告書受理年月日	令和5年4月25日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	片 柳 進	所 属 党 派	日本共産党	期 間	3 月 23 日から	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	豊 川 孝 治				4 月 18 日まで	

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	政治団体		569,886 円
日本共産党川崎南部地区委員会				
		その他の寄附	一件	0 円
		その他の収入		0 円
		今 回 計		569,886 円
		前 回 計		— 円
		総 計		569,886 円

支 出

人 件 費	144,000 円
家 屋 費	132,000 円
選挙事務所費	132,000 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
印刷費	0 円
広告費	972,200 円
文具費	201,126 円
食糧費	0 円
雑費	38,000 円
泊費	0 円
雑費	0 円
今 回 計	1,487,326 円
前 回 計	— 円
総 計	1,487,326 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	855,600 円
	計	917,440 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	後 藤 真左美	所 属 党 派	日本共産党	期 間	3 月 23 日から	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	浦 川 信 一			4 月 20 日まで		

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
日本共産党川崎南部地区委員会	政治団体		592,370 円
その他の寄附 その他の収入			0 円
今 回 計			592,370 円
前 回 計			— 円
総 計			592,370 円

支 出

人 件 費	230,400 円
家 屋 費	60,000 円
選挙事務所費	60,000 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
印刷費	944,200 円
広告費	241,126 円
文具費	0 円
食糧費	34,084 円
休泊費	0 円
雑費	0 円
今 回 計	1,509,810 円
前 回 計	— 円
総 計	1,509,810 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	855,600 円
	計	917,440 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類
- 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	嶋 崎 嘉 夫	所 属 党 派	自由民主党	期 間	第 1 回分
出 納 責 任 者 氏 名	木 村 光 男			2 月 10 日から 4 月 19 日まで	

収 入

主たる寄附 氏 名・団体名	職 業	寄 附 額	氏 名・団 体 名	職 業	寄 附 額
自由民主党神奈川県川崎市支部連合会	政党	500,000 円	織戸一郎	会社役員	100,000 円
川崎区薬剤師連盟	政治団体	200,000 円	宮川政久	医師	50,000 円
薄衣敏則	会社役員	200,000 円	小俣義久	会社役員	30,000 円
川崎市医師連盟	政治団体	50,000 円			
石井美津子	不動産管理	100,000 円			
中山静子	会社役員	500,000 円			
中山周二	会社役員	100,000 円			
石渡孝明	会社役員	30,000 円			
斎藤文夫	団体役員	20,000 円			
宮島知恵子	会社役員	100,000 円			
石渡昭佳	不動産管理	50,000 円	その他の寄附	68 件	670,000 円
鈴木康伸	会社役員	100,000 円	その他の収入		500,000 円
青山喜由	会社役員	20,000 円	今 回 計		3,400,000 円
名川博	会社役員	20,000 円	前 回 計		— 円
布川重光	会社役員	20,000 円	総 計		3,400,000 円
中島伸夫	会社役員	20,000 円			
名川洋一	会社役員	20,000 円			

支 出

人 件 費	650,000 円
家 屋 費	432,790 円
選挙事務所費	400,290 円
集合会場費	32,500 円
通信費	60,500 円
交通費	— 0 円
印刷費	1,199,440 円
広告費	973,874 円
文具費	— 0 円
食糧費	46,880 円
泊 費	— 0 円
雑 費	2,530 円
今 回 計	3,366,014 円
前 回 計	— 円
総 計	3,366,014 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	880,440 円
	計	942,280 円

報 告 書 受 理 年 月 日

令 和 5 年 4 月 24 日

第 1 回 報 告 分

血要書台報支収るすに關動運挙選の者補候の職公

- | | | | | |
|---|---|------------|-------------------|-------------|
| 1 | 選挙の種類 | 令和5年4月9日執行 | 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区） | |
| 2 | 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） | | | 6,819,800 円 |
| 3 | 報告書の要旨 | | | |

候補者氏名	瀬山 輝彦	所属党派	日本維新の会	期 間 3 月 26 日から 4 月 3 日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	瀬山 早紀			

收入

主たる寄附				寄附額	
氏名・団体名	職業	寄附額	氏名・団体名	職業	寄附額
		0円			
氏名・団体名 職業 寄附額			一件 0円 77,081円		
			その他の寄附		
			その他の収入		
			今 回 計 77,081円 前 回 計 —円 総 計 77,081円		

丑
亥

	円	
人件費	<u> 0 </u>	
家屋費	<u> 0 </u>	
選挙事務所費	<u> 0 </u>	
集会場費	<u> 0 </u>	
通信費	<u> 0 </u>	
交通費	<u> 0 </u>	
印刷費	<u> 77,081 </u>	
広告費	<u> 0 </u>	
文具費	<u> 0 </u>	
糧食費	<u> 0 </u>	
泊雑費	<u> 0 </u>	
今回計	<u> 77,081 </u>	
前回計	<u> — </u>	
総計	<u> 77,081 </u>	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 8 日	第 1 回 報告 分
----------	----------------	------------

1	選挙の種類	令和5年4月9日執行	川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）			6,819,800 円
3	報告書の要旨			

收入

支出のうち公費負担当額	項目	金額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	469,040 円
	計	469,040 円

第 1 章 回報公告

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	野呂瀬 克 枝 (仁 平 かづえ)	所 属 党 派	日本維新の会	期 間		第 1 回 分
出納責任者氏名	山 口 利 江			3 月 1 日から	4 月 21 日まで	

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
神奈川維新の会	政治団体	500,000 円			
			その他の寄附	1 件	10,000 円
			その他の収入		600,000 円
			今 回 計		1,110,000 円
			前 回 計		— 円
			総 計		1,110,000 円

支 出

人 家	費	0
通 交	費	0
印 広	費	0
文 食	費	0
休 雑	費	0
泊 糧	費	0
具 糧	費	0
告 具	費	0
刷 告	費	487,234
信 通	費	903,100
集 合	費	44,701
選 挙 事 務 所	費	6,320
件 屋	費	0
費	費	0
今 回 計		1,450,651
前 回 計		—
総 計		1,450,651

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	841,500 円
	計	903,100 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類
- 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	野呂瀬 克 枝 (仁 平 かづえ)	所 属 党 派	日本維新の会	期 間		第 2 回 分
出納責任者氏名	山 口 利 江			4 月 27 日から	4 月 30 日まで	

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
神奈川維新の会	政治団体	35,000 円			
			その他の寄附	一 件	0 円
			その他の収入		0 円
			今 回 計		35,000 円
			前 回 計		1,110,000 円
			総 計		1,145,000 円

支 出

人 家	費	0
件 屋	費	35,000
選挙事務所集	費	35,000
合 会	費	0
信 通	費	1,674
刷 告	費	0
具 糧	費	0
食 糧	費	0
休 泊	費	0
雑	費	0
今 回 計		36,674
前 回 計		1,450,651
総 計		1,487,325

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	841,500 円
	計	903,100 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 2 日	第 2 回 報 告 分
----------	----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 智 一	所属党派	立憲民主党	期 間	11月14日から 4月21日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	栗 原 智 章					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	職 業	寄 附 額	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
連合神奈川政治政策を推進する会	政治団体	35,000 円	その他の寄附 その他の収入	12 件	115,000 円
安田州治	会社役員	100,000			1,600,000 円
小泉二三男	無職	30,000		今 回 計	1,980,000 円
齋藤 勁	団体役員	100,000		前 回 計	— 円
			総 計		1,980,000 円

支 出

人件費	307,500 円
家屋費	18,000
選挙事務所費	0
集合会場費	18,000
通信費	0
交通費	15,700
印刷費	889,260
広告費	1,199,038
文具費	4,739
食糧費	198,475
宿泊費	0
雑費	17,244
今 回 計	2,649,956
前 回 計	—
総 計	2,649,956

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		794,420 円
	計	856,260 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 智 一	所属党派	立憲民主党	期 間	4 月 21 日から 4 月 21 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	栗 原 智 章					

収 入

主たる寄附				氏名・団体名				職業				寄附額			
												0 円			
その他の寄附				一件				0 円							
その他の収入								0 円							
計				計				0 円							
前回				前回				1,980,000 円							
総計				総計				1,980,000 円							

支 出

人件費	2,500 円
選挙事務所賃料	0
集会場所費	0
通信費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0
前回	2,500
計	2,649,956
総計	2,652,456

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	794,420 円
	計	856,260 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 26 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 智 一	所属党派	立憲民主党	期 間	5 月 12 日から 5 月 12 日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	栗 原 智 章					

収 入

主たる寄附			氏名・団体名			職 業			寄 附 額		
									0 円		
その他の寄附			その他の収入			一 件			0 円		
その他の収入									0 円		
今 回			計 回						0 円		
前 回			計 回						1,980,000 円		
総 計			計 回						1,980,000 円		

支 出

人件費	15,000 円
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会費	0
通信費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0
今 回	15,000
前 回	2,652,456
総 計	2,667,456

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	794,420 円
	計	856,260 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 18 日	第 3 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	濱田昌利	所属党派	公明党	期 間	2月9日から 4月15日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	倉持正治					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
公明党川崎総支部	政党支部		1,221,355 円
その他の寄附 その他の収入			0 円
			830,000 円
			2,051,355 円
			2,051,355 円

支 出

人 件 費	人 件 費
選挙事務所費	417,455 円
集会費	417,455 円
通信費	0 円
印刷費	140 円
広告費	0 円
文具費	728,959 円
食糧費	960,025 円
宿泊費	550 円
雑費	176,431 円
	0 円
	37,832 円
今 回 計	2,321,392 円
前 回 計	— 円
総 計	2,321,392 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		310,960 円
	計	372,800 円

報告書受理年月日	令和5年4月19日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------	-------------

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書

- | | | | | |
|---|------------------------------|------------|-------------------|-------------|
| 1 | 選挙の種類 | 令和5年4月9日執行 | 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区） | |
| 2 | 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 | | （法定選挙運動費用額） | 6,819,800 円 |
| 3 | 報告書の要旨 | | | |

候補者氏名	濱田昌利	所属党派	公明党	期 間 5月8日から 5月8日まで	第2回分
出納責任者氏名	倉持正治				

收入

主たる寄附			
氏名・団体名	職業	寄附額	
公明党川崎総支部	政党支部	23,212 円	
			その他の寄附 その他の収入
			一件 0 円
			0 円
			計 23,212 円
			今 回 計 2,051,355 円
			前 回 計 2,074,567 円
			総 計 2,074,567 円

丑
亥

人	費	0
家	屋	0
	選舉事務所費	0
	集合會費	0
通	信	18,227
交	通	0
印	刷	0
広	告	0
文	具	0
食	糧	0
休	泊	0
雑	費	4,985
		23,212
		2,321,392
		2,344,604

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	310,960 円
	計	372,800 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 10 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	濱田昌利	所属党派	公明党	期	5月24日から	第3回分
出納責任者氏名	倉持正治			間	5月24日まで	

収 入

主たる寄附		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
公明党川崎総支部	政党支部			12,140円
		その他の寄附	一件	0円
		その他の収入		0円
		今 回 計		12,140円
		前 回 計		2,074,567円
		総 計		2,086,707円

支 出

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会費	0
通信費	12,140
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0
今 回 計	12,140
前 回 計	2,344,604
総 計	2,356,744

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	310,960 円
	計	372,800 円

報告書受理年月日	令和5年5月26日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	林 敏 夫	所属党派	国民民主党	期 間	12 月 30 日から 4 月 17 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	東海林 健 一					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
神奈川改革協議会	政治団体		2,165,500 円
鈴木康伸	葬儀屋		30,000
戸田毅	会社員		20,000
坂野等	無職		20,000
城島光力	無職		30,000
その他の寄附 その他の収入			12 件 98,000 円 1,000,000 円
今 回 計 3,363,500 円			
前 回 計 ー 円			
総 計 3,363,500 円			

支 出

人 家 選 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 事 合 会 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 所 費 場 費 費 費 費 費 費 費 費	円
			420,000
			258,500
			247,500
			11,000
			73,964
			43,866
			805,000
			1,017,580
			0
			174,688
			0
			330
今 回 計 2,793,928			
前 回 計 ー			
総 計 2,793,928			

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	575,100 円
	計	636,940 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 19 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	林 浩 美	所 属 党 派	無所属	期 間	2 月 28 日から 4 月 8 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	横 山 博 子					

収 入

主たる寄附			氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
大坂芳浩	自営業	50,000 円			
坂本喜美子	自営業	20,000			
鈴木康伸	自営業	30,000			
瀧本勝博	自営業	20,000			
市川郁雄	自営業	50,000			
吉澤義子	無職	20,000			
服部直哉	役員	300,000			
			その他の寄附		
			その他の収入		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		
			計		

支 出

人 件 費	652,500 円
家 屋 費	446,966 円
選挙事務所費	441,466 円
集合会場費	5,500 円
通信費	55,780 円
印刷費	655,610 円
広告費	935,702 円
文具費	177,916 円
食糧費	15,318 円
泊 費	275,338 円
休 費	0 円
雑 費	38,895 円
今 回 計	3,254,025 円
前 回 計	— 円
総 計	3,254,025 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	873,862 円
	計	935,702 円

報 告 書 受 理 年 月 日 令和 5 年 4 月 24 日 第 1 回 報 告 分

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	本 間 賢次郎	所 属 党 派	自由民主党	期 間	2 月 5 日から 4 月 14 日まで	第 1 回分
出 納 責 任 者 氏 名	渡 辺 一 彦					

収 入

主たる寄附			氏 名・団 体 名	職 業	寄 附 額
自由民主党川崎市支部連合会			政治団体		500,000 円
自由民主党神奈川県川崎市川崎区第五支部			政治団体		1,242,183
足立原孝文			団体役員		200,000
斎藤文夫			団体役員		50,000
田村謙二			医師		100,000
宮川政久			医師		50,000
市川郁雄			会社役員		30,000
池田徳行			会社役員		30,000
氏 名・団 体 名			職 業	寄 附 額	
その他の寄附			16 件	135,000 円	
その他の収入				1,000,000 円	
今 回 計				3,337,183 円	
前 回 計				— 円	
総 計				3,337,183 円	

支 出

人 家 件 屋 費	270,000 円
選挙事務所費	80,683 円
集合会場費	42,183 円
通信費	38,500 円
印刷費	82,500 円
広告費	0 円
文具費	1,499,300 円
食糧費	1,696,983 円
宿泊費	145,040 円
雑費	110,008 円
	0 円
	49,236 円
今 回 計	3,933,750
前 回 計	—
総 計	3,933,750

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		881,820 円
	計	943,660 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	本間 賢次郎	所属党派	自由民主党	期	5月2日から	第2回分
出納責任者氏名	渡辺 一彦			間	5月2日まで	

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	職業	寄附額	寄附額
				0円	
その他の寄附 その他の収入					
一件				0円	0円
計				3,337,183円	0円
前回				3,337,183円	0円
総計				3,337,183円	0円

支 出

人件費	0
家屋費	148,500
選挙事務所費	148,500
集合会場費	0
通信費	59,530
印刷費	0
広告費	0
文具費	15,756
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	440
今前回計	224,226
前回計	3,933,750
総計	4,157,976

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		881,820 円
	計	943,660 円

報告書受理年月日	令和5年5月8日	第2回報告分
----------	----------	--------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	本 間 賢次郎	所属党派	自由民主党	期 間	5 月 27 日から 5 月 27 日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	渡 辺 一 彦					

収 入

主たる寄附				氏名・団体名	職業	寄附額
						0 円
				その他の寄附	一件	0 円
				その他の収入		0 円
				今 回 計		0 円
				前 回 計		3,337,183 円
				総 計		3,337,183 円

支 出

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会費	0
通信費	46,842
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0
今回計	46,842
前回計	4,157,976
総計	4,204,818

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	881,820 円
	計	943,660 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 31 日	第 3 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,819,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山田 瑛理	所属党派	自由民主党	期 間	2 月 1 日から 4 月 23 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	黒澤 幸子					

収 入

主たる寄附				
氏名・団体名	職業	寄附額	氏名・団体名	職業
自由民主党川崎支部連合会	政党	500,000 円		
川崎市医師連盟	政治団体	50,000		
			その他の寄附	3 件
			その他の収入	30,000 円
				1,200,000 円
			今 回 計	1,780,000 円
			前 回 計	— 円
			総 計	1,780,000 円

支 出

人件費	404,250
家屋費	86,319
選挙事務所費	86,319
集合会場費	0
通信費	12,219
通刷費	363,464
広告費	609,810
文具費	112,114
食糧費	13,026
宿泊費	37,274
雑費	0
雑費	57,402
今 回 計	1,695,878
前 回 計	ー
総 計	1,695,878

支出のうち公費負担相当額		項 目	金 額
		ビラの作成	61,840 円
		ポスターの作成	490,050 円
		計	551,890 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書

- | | | | | |
|---|------------------------------|------------|-------------------|-------------|
| 1 | 選挙の種類 | 令和5年4月9日執行 | 川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区） | |
| 2 | 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 | | （法定選挙運動費用額） | 6,819,800 円 |
| 3 | 報告書の要旨 | | | |

候補者氏名	山田 瑛理	所属党派	自由民主党	期 間 5月8日から 5月17日まで	第2回分
出納責任者氏名	黒澤 幸子				

收入

主たる寄附			寄附額		
氏名・団体名	職業	寄附額	氏名・団体名	職業	寄附額
		0円			
			その他の寄附		
			一件 0円		
			その他の収入 0円		
			今 回 計 0円		
			前 回 計 1,780,000円		
			総 計 1,780,000円		

丑
亥

[illegible]

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	490,050 円
	計	551,890 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 17 日	第 2 回 報告 分
----------	-----------------	------------

1	選挙の種類	令和5年4月9日執行	川崎市議会議員選挙（川崎区選挙区）	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）			6,819,800 円
3	報告書の要旨			

候補者氏名	山田 瑛理	所属党派	自由民主党	期 間 第 3 回分 6 月 5 日から 6 月 12 日まで
出納責任者氏名	黒澤 幸子			

丑 奴

[illegible]

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	490,050 円
	計	551,890 円

報告書受理年月日	令和 5 年 6 月 12 日	第 3 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,692,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	枝 川 舞	所属党派	公明党	期 間	2 月 3 日から 4 月 18 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	福岡 信 一					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄附額
公明党川崎総支部	政党支部	職業支部	1,968,063 円
その他の寄附 その他の収入			
一件			0 円
計			1,968,063 円
前回			— 円
総計			1,968,063 円

支 出

人件費	件屋費	選挙事務所費	集会費	通信費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費
0	675,900	675,900	0	0	6,630	764,500	730,510	0	210,513
0	99,320								
計									
2,487,373									
—									
2,487,373									

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,600 円
		561,000 円
	計	622,600 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,692,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	枝 川 舞	所属党派	公明党	期 間	5 月 5 日から 5 月 5 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	福岡 信 一					

収 入

主たる寄附				氏名・団体名		職業	寄附額
氏名・団体名		氏名・団体名		氏名・団体名		職業	寄附額
							0 円
							その他の寄附
							1 件 6,937 円
							0 円
							6,937 円
							1,968,063 円
							1,975,000 円
							計
							計
							計
							計

支 出

人件費		家屋費		選挙事務所費		集会費		通信費		通刷費		広告費		文具費		食糧費		宿泊費		雑費		計	
人	件	家	屋	選	集	通	信	通	刷	告	文	食	休	雜									計
家	屋	集	会	場	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計
																							計

支出のうち公費負担相当額		項 目	金 額
		ビラの作成	61,600 円
		ポスターの作成	561,000 円
		計	622,600 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	561,000 円
	計	622,600 円
報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 8 日	第 2 回 報 告 分

1	選挙の種類	令和5年4月9日執行	川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）			6,692,500 円
3	報告書の要旨			

候補者氏名	加藤孝明	所属党派	自由民主党	期 間 5月18日から 5月20日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	杉谷 憲一				

丑 奴

[illegible]

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	775,500 円
	計	837,340 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 22 日	第 2 回 報告 分
----------	-----------------	------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,692,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	河野忠正	所属党派	公明党	期	2月27日から	第1回分
出納責任者氏名	田中潤一				4月12日まで	

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄附額
公明党川崎総支部	政党支部		1,514,008 円
その他の寄附 その他の収入			
一件 0 円			
830,000 円			
今 回 計 2,344,008 円			
前 回 計 ー 円			
総 計 2,344,008 円			

支 出

人件費	件屋費	選挙事務所集費	会場費	通信費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費	雑費
0	1,114,740	1,114,740	0	0	19,520	764,500	685,756	13,785	222,031	0
23,256										
今 回 計 2,843,588										
前 回 計 ー										
総 計 2,843,588										

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,600 円
		561,000 円
	計	622,600 円

報告書受理年月日	令和5年4月20日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,692,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	河 野 忠 正	所属党派	公明党	期 間	5 月 10 日から 5 月 10 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	河 野 忠 正					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
公明党川崎総支部	政党支部		24,160 円
その他の寄附 その他の収入			
一件			0 円
計			24,160 円
前回			2,344,008 円
総計			2,368,168 円

支 出

人 件 費	人 件 費
選挙事務所費	0
集会費	0
通信費	16,595
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	7,565
計	24,160
前回	2,843,588
総計	2,867,748

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	561,000 円
	計	622,600 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 12 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,692,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	嶋 凌 汰	所属党派	立憲民主党	期 間	1 月 20 日から 4 月 20 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	嶋 正 江					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	職 業	寄 附 額	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
立憲民主党神奈川県総支部連合会	政治団体	1,000,000 円			
			その他の寄附 その他の収入	一件	0 円
			今 回 計		1,000,000 円
			前 回 計		2,000,000 円
			総 計		2,000,000 円

支 出

人 家 件 費	円
選挙事務所費	260,000
集会費	370,466
通信費	370,466
印刷費	0
広告費	9,855
文具費	47,762
食糧費	773,150
雑費	27,731
	7,060
	54,556
	0
	15,062
今 回 計	1,565,642
前 回 計	—
総 計	1,565,642

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,720 円
	ポスターの作成	705,000 円
	計	765,720 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,692,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	嶋 凌 汰	所属党派	立憲民主党	期 間	4 月 28 日から 4 月 28 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	嶋 正 江					

収 入

主たる寄附				氏名・団体名	職業	寄附額
				氏名・団体名	職業	0 円
その他の寄附				一件	0 円	
その他の収入					0 円	
今 回 計					0 円	
前 回 計					2,000,000 円	
総 計					2,000,000 円	

支 出

人 家 選 挙 事 務 所 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 集 合 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	円
			0
			0
			0
			0
			9,922
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
今 回 計			9,922
前 回 計			1,565,642
総 計			1,575,564

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,720 円
	ポスターの作成	705,000 円
	計	765,720 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 1 日	第 2 回 報 告 分
----------	----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,692,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	嶋 凌 汰	所属党派	立憲民主党	期 間	5 月 10 日から	第 3 回分
出納責任者氏名	嶋 正 江				5 月 10 日まで	

収 入

主たる寄附				氏名・団体名				氏名・団体名			
氏名		団体名		氏名		団体名		氏名		団体名	
職業		寄附額		職業		寄附額		職業		寄附額	
		0円									
				その他の寄附							
				その他の収入							
				一件				0円			
								0円			
				計				0円			
				回				2,000,000円			
				回				2,000,000円			
				計							

支 出

人件費	家賃費	選挙事務所費	集会費	通信費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費	雑費
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,172
今 回 計										2,172
前 回 計										1,575,564
総 計										1,577,736

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		60,720 円
		705,000 円
	計	765,720 円

報告書受理年月日	令和5年5月11日	第 3 回 報 告 分
----------	-----------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,692,500 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	田 村 京 三	所 属 党 派	立憲民主党	期 間	2 月 2 日から 4 月 13 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	中 塚 佳					

収 入

主たる寄附			氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額			
立憲民主党神奈川県支部連合会 重田直樹	政治団体 不動産業	800,000 円 50,000			
			氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
			その他の寄附	5 件	50,000 円
			その他の収入		<u>1,000,000 円</u>
			今 回 計		1,900,000 円
			前 回 計		<u>— 円</u>
			総 計		<u>1,900,000 円</u>

支 出

人 件 費	193,700
家 屋 費	180,500
選挙事務所費	180,500
集合会場費	0
通信費	17,350
印刷費	0
広告費	720,720
文具費	439,487
食糧費	0
休泊費	9,958
雑費	0
	15,616
今 回 計	1,577,331
前 回 計	—
総 計	1,577,331

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,720 円
	ポスターの作成	572,000 円
	計	632,720 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 13 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,692,500 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	那須野 純 花	所 属 党 派	日本維新の会	期 間	3 月 9 日から 4 月 24 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	近 藤 仁					

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
神奈川維新の会	政治団体		500,000 円
その他の寄附 その他の収入			
今 回		一件	0 円
前 回			500,000 円
計			1,000,000 円
総 計			1,000,000 円

支 出

人 件 費	寄 附 額
家 屋 費	0
選挙事務所費	198,500
集合会場費	198,500
通信費	0
印刷費	6,040
広告費	14,226
文具費	5,475
食糧費	1,109,046
泊 費	4,369
雑 費	0
	0
	330
今 回	1,337,986
前 回	—
計	1,337,986

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,336 円
	ポスターの作成	499,400 円
	計	560,736 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,692,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	野田 雅之	所属党派	自由民主党	期 間	2 月 10 日から 4 月 21 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	佐 野 泰 正					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
自由民主党川崎市支部連合会	政治団体		500,000 円
その他の寄附 その他の収入			
今 回 計			4,500,000 円
前 回 計			— 円
総 計			4,500,000 円

支 出

人 家 選 挙 事 務 所 集 合 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	円
人件費	465,000	
家屋費	529,900	
選挙事務所費	518,900	
集会費	11,000	
通信費	7,147	
通刷費	16,480	
広告費	1,532,300	
文具費	1,316,449	
食糧費	67,760	
泊費	14,217	
雑費	0	
	60,354	
今 回 計		4,009,607
前 回 計		—
総 計		4,009,607

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		798,354 円
	計	860,194 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,692,500 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	野田 雅之	所属党派	自由民主党	期	5 月 12 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	佐野 泰正			間	5 月 12 日まで	

収 入

主たる寄附							
氏名・団体名	職業	寄附額		氏名・団体名	職業	寄附額	
			0円				
				その他の寄附			
				その他の収入			
				一件 0円			
				0円			
				0円			
				4,500,000円			
				4,500,000円			
				計			
				計			
				計			
				今 回			
				前 回			
				総 計			

支 出

人件費	家賃費	選挙事務所費	集会費	通信費	通刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費	雑費
0	314,180	314,180	0	0	96,002	0	0	0	0	24,605
今 回 計										434,787
前 回 計										4,009,607
総 計										4,444,394

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	798,354 円
	計	860,194 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 16 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（幸区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,692,500 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	渡 邊 学	所 属 党 派	日本共産党	期 間	2 月 12 日から 4 月 19 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	桜 井 辰 雄					

収 入

主たる寄附				氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額				
日本共産党川崎中部地区委員会	政治団体	793,360 円				
鬼柳清美	無職	30,000				
石川絹子	無職	30,000				

支 出

人 件 費	150,000
家 屋 費	50,000
選挙事務所費	50,000
集合会場費	0
通信費	0
印刷費	16,700
広告費	903,840
文具費	491,880
食糧費	0
休泊費	55,038
雑費	0
	43,644
今 回 計	1,711,102
前 回 計	—
総 計	1,711,102

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	777,240 円
	計	839,080 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	市 古 次 郎	所 属 党 派	日 本 共 産 党	期 間	1 月 5 日 から 4 月 14 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	篠 原 文 子					

収 入

主たる寄附				氏名・団体名		職業	寄附額
氏名	団体名	職業	寄附額	氏名・団体名	職業	寄附額	
日本共産党川崎中部地区委員会		政治団体	1,270,577 円				
磯崎スイ		無職	135,000				
小川和江		無職	135,000				
				その他の寄附	一件	0 円	
				その他の収入		0 円	
				今 回	計	1,540,577 円	
				前 回	計	— 円	
				総 計	計	1,540,577 円	

支 出

人 件 費	270,000
家 屋 費	217,000
選挙事務所費	215,000
集合会場費	2,000
通信費	10,415
印刷費	980,242
広告費	102,630
文具費	0
食糧費	23,320
泊 費	0
雑 費	14,616
今 回 計	1,618,223
前 回 計	—
総 計	1,618,223

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		848,640 円
	計	910,480 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 19 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	井 土 清 貴	所属党派	無所属	期 間	2 月 1 日から 4 月 20 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	三 富 祥 史					

収 入

主たる寄附				氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名			
藁科満治	無職	30,000 円				
連合神奈川政治政策を推進する会	政治団体	40,000				
有賀千代子	会社員	135,000				
相原房子	会社員	135,000				
鍋島美樹	会社員	135,000				
上村美穂	会社員	135,000				
鈴木民子	会社員	135,000				
その他の寄附				5 件	40,000 円	
その他の収入					1,500,000 円	
今 回 計					2,285,000 円	
前 回 計					— 円	
総 計					2,285,000 円	

支 出

人 件 費	675,000
家 屋 費	125,000
選挙事務所費	125,000
集合会場費	0
通信費	12,544
印刷費	0
広告費	805,190
文具費	963,163
食糧費	0
宿泊費	159,137
雑費	0
今 回 計	2,740,034
前 回 計	—
総 計	2,740,034

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	690,550 円
	計	752,390 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	井 藤 浩次郎	所 属 党 派	日本維新の会	期 間	3 月 17 日から 4 月 14 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	石 川 芳 江					

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
神奈川維新の会			500,000 円
その他の寄附 その他の収入			
一件		0 円	0 円
計		500,000 円	
前回		— 円	
総計		500,000 円	

支 出

人 件 費	135,000
家 屋 費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
交通費	42,750
印刷費	884,400
広告費	33,605
文具費	0
食糧費	29,013
休泊費	81,500
雑費	0
今 回 計	1,206,268
前 回 計	—
総 計	1,206,268

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	822,800 円
	計	884,400 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 26 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	大 庭 裕 子	所 属 党 派	日本共産党	期 間	1 月 30 日から 4 月 21 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	若 狭 仁 美					

収 入

主たる寄附				氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額					
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額					
日本共産党川崎中部地区委員会	政治団体	無職	亀山政彦			895,770 円 100,000					
							その他の寄附			29 件	145,000 円
							その他の収入				0 円
							今 回 計				1,140,770 円
							前 回 計				— 円
総 計					1,140,770 円						

支 出

人 件 費	0
家 屋 費	222,000
選挙事務所費	222,000
集合会場費	0
通信費	8,850
印刷費	0
広告費	975,240
文具費	98,310
食糧費	6,089
泊 費	35,234
雑 費	0
29,432	
今 回 計 1,375,155	
前 回 計 ー	
総 計 1,375,155	

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		848,640 円
	計	910,480 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	押本吉司	所属党派	立憲民主党	期	2月3日から	第1回分
出納責任者氏名	押本吉司				4月14日まで	

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
立憲民主党神奈川県連合 天沼寛文 おしもとよしじ後援会 古田義伸	政治団体 団体職員 政治団体 自営業	800,000 円 40,000 420,000 30,000			
			その他の寄附 その他の収入	20 件	195,000 円 1,001,298 円
			今 回 計		2,486,298 円
			前 回 計		— 円
			総 計		2,486,298 円

支 出

人 家 件 費	人 家 件 費	人 家 件 費
選挙事務所費	844,069	844,069
集合会場費	—	—
通信費	—	—
印刷費	560	560
広告費	906,816	906,816
文具費	1,068,079	1,068,079
食糧費	46,563	46,563
宿泊費	85,942	85,942
雑費	—	—
雑費	—	—
今 回 計	3,336,029	3,336,029
前 回 計	—	—
総 計	3,336,029	3,336,029

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	788,000 円
	計	849,840 円

報告書受理年月日	令和5年4月19日	第1回報告分
----------	-----------	--------

1	選挙の種類	令和5年4月9日執行	川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）			6,930,200 円
3	報告書の要旨			

候補者氏名	押本吉司	所属党派	立憲民主党	期 間 5月1日から 5月1日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	押本吉司				

収 入				支 出			
主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名		氏名・団体名	
氏名・団体名	職 業	寄 附 額	氏名・団体名	職 業	寄 附 額	氏名・団体名	寄 附 額
		0 円				人 家	費 0 円
						件 屋	費 0 円
						選 挙 事 務 所	費 0 円
						集 合 会 場	費 0 円
						信 通	費 31,677 円
						刷 告	費 0 円
						具 糧	費 0 円
						食 糧	費 0 円
						休 泊	費 0 円
						雑 費	費 0 円
			— 件 —		0 円		
			その他の寄附		31,677 円		
			その他の収入		31,677 円		
			今 回	計	31,677 円	計	
			前 回	計	2,486,298 円	計	
			総 計	計	2,517,975 円	計	
支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額			項 目		金 額		
			ビラの作成		61,840 円		
			ポスターの作成		788,000 円		
			計		849,840 円		

報告書受理年月日

令和 5 年 5 月 2 日

第 2 回 報 告 分

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	押本吉司	所属党派	立憲民主党	期 間	5 月 23 日から 5 月 23 日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	押本吉司					

収 入

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名		氏名・団体名		職業	寄附額	0円
				その他の寄附		
				その他の収入		
				一件 0円		
				19,679円		
				19,679円		
				今 回 計 2,517,975円		
				前 回 計 2,537,654円		
				総 計 2,537,654円		

支 出

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名		氏名・団体名		職業	寄附額	0円
				人件費		
				家賃		
				選挙事務所費		
				集合会場費		
				通信費		
				交通費		
				印刷費		
				広告費		
				文具費		
				食糧費		
				宿泊費		
				雑費		
				759円		
				今 回 計 19,788円		
				前 回 計 3,367,706円		
				総 計 3,387,494円		

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名		氏名・団体名		職業	寄附額	0円
				その他の寄附		
				その他の収入		
				一件 0円		
				19,679円		
				19,679円		
				今 回 計 2,517,975円		
				前 回 計 2,537,654円		
				総 計 2,537,654円		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成 計		61,840 円
		788,000 円
		849,840 円

報告書受理年月日	令和5年5月24日	第 3 回 報 告 分
----------	-----------	-------------

1	選挙の種類	令和5年4月9日執行	川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）			6,930,200 円
3	報告書の要旨			

候補者氏名	川島雅裕	所属党派	公明党	期 間 1月30日から 4月11日まで	第1回分
出納責任者氏名	関口信行				

丑 奴

主たる寄附				氏名・団体名				職業		寄附額	
氏名・団体名				氏名・団体名				職業		寄附額	
公明党川崎総支部											
政党支部											
1,199,278 円											

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	322,191 円
	計	384,031 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 19 日	第 1 回 報告 分
----------	-----------------	------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	川 島 雅 裕	所属党派	公明党	期 間	5 月 8 日から 5 月 8 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	関 口 信 行					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
公明党川崎総支部	政党支部		21,627 円
その他の寄附 その他の収入			
一件			0 円
0 円			0 円
今 回 計			21,627 円
前 回 計			2,029,278 円
総 計			2,050,905 円

支 出

人 家 件 費	人 家 件 費	人 家 件 費
選挙事務所費	21,462	0
集会費	21,462	0
通信費	0	0
印刷費	0	0
広告費	0	0
文具費	0	0
食糧費	0	0
宿泊費	0	0
雑費	165	0
今 回 計	21,627	
前 回 計	2,279,643	
総 計	2,301,270	

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		322,191 円
	計	384,031 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 10 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

1	選挙の種類	令和5年4月9日執行	川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）			6,930,200 円
3	報告書の要旨			

候補者氏名	川島雅裕	所属党派	公明党	期 間 5月17日から 5月17日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	関口信行				

丑 亥

[illegible]

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	322,191 円
	計	384,031 円

報告書受理年月日	令和5年5月19日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	重 富 達 也	所 属 党 派	無所属	期 間	2 月 21 日から 4 月 15 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	重 富 達 也					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名				0 円			
		その他の寄附		4 件	24,000 円		
		その他の収入			1,000,000 円		
		今 回 計			1,024,000 円		
		前 回 計			— 円		
		総 計			1,024,000 円		

支 出

人 件 費	42,000 円
家 屋 費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
印刷費	591,624
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
泊雑費	0
雑費	0
今 回 計	633,624
前 回 計	—
総 計	633,624

項 目	金 額
支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	0 円
ビラの作成	0 円
ポスターの作成	591,360 円
計	591,360 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	末 永 直	所属党派	自由民主党	期 間	2 月 10 日から 4 月 14 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	田 辺 立 身					

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
自由民主党川崎市支部連合会	政治団体	500,000 円	その他の寄附 その他の収入	16 件	150,000 円
柳下高夫	自営業	110,000			0 円
大箭久夫	会社役員	30,000		今 回 計	970,000 円
伊藤 聡	会社役員	20,000		前 回 計	— 円
田辺立身	団体役員	40,000		総 計	970,000 円
伊藤信秀	会社役員	100,000			
山田甫夫	会社役員	20,000			

支 出

人 家		選 集		通 交		印 広		文 食		休 雑	
件 屋	事 務	會 場	信 通	刷 告	具 糧	泊					
費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費
325,000	22,250	11,000	11,250	0	0	897,160	17,740	3,450	164,126	0	16,711
今 回 計											
1,446,437											
前 回 計											
—											
總 計											
1,446,437											

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,160 円
		836,000 円
	計	897,160 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 21 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書提出

- | | | | | |
|---|------------------------------|------------|-------------------|-------------|
| 1 | 選挙の種類 | 令和5年4月9日執行 | 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区） | |
| 2 | 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 | | （法定選挙運動費用額） | 6,930,200 円 |
| 3 | 報告書の要旨 | | | |

候補者氏名	末永直	所属党派	自由民主党	期 間 4月28日から 4月28日まで	第2回分
出納責任者氏名	田辺立身				

收入

主たる寄附			寄附額		
氏名・団体名	職業	寄附額	氏名・団体名	職業	寄附額
		0円			
			その他の寄附		
			一件 0円		
			0円		
			計 0円		
			前回 970,000円		
			前回 970,000円		
			計 970,000円		

丑
亥

[illegible]

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,160 円
	ポスターの作成	836,000 円
	計	897,160 円

報告書受理年月日	令和5年5月1日	第2回報告分
----------	----------	--------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	末 永 直	所属党派	自由民主党	期 間	5 月 17 日から 5 月 17 日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	田 辺 立 身					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄 附 額
0 円			
その他の寄附 その他の収入			
今 回 計			0 円
前 回 計			970,000 円
総 計			970,000 円

支 出

人 件 費	家 賃 費	選 挙 事 務 所 費	集 合 場 所 費	通 信 費	通 刷 費	告 白 費	具 糧 費	休 泊 費	雑 費
0									
0									
0									
0									
0									
0									
0									
0									
0									
4,433									
今 回 計									4,433
前 回 計									1,526,847
総 計									1,531,280

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,160 円
		836,000 円
	計	897,160 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 24 日	第 3 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	高 橋 美 里	所 属 党 派	立 憲 民 主 党	期 間	2 月 3 日 から 4 月 22 日 まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	高 橋 庸 介					

収 入

主たる寄附				氏名・団体名	職業	寄附額	
立憲民主党神奈川県総支部連合会 新美雅文					政治団体 無職	1,500,000 円 30,000	
				氏名・団体名	職業	寄附額	
				その他の寄附	8 件	64,999 円	
				その他の収入		1,350,000 円	
				計		2,944,999 円	
				前回		— 円	
				総計		2,944,999 円	

支 出

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	
人 件 費	180,400	人 件 費	180,400		
家 屋 費	682,560	家 屋 費	682,560		
選挙事務所費	682,560	選挙事務所費	682,560		
集合会場費	0	集合会場費	0		
通信費	35,417	通信費	35,417		
印刷費	4,240	印刷費	4,240		
広告費	949,098	広告費	949,098		
文具費	439,900	文具費	439,900		
食糧費	5,068	食糧費	5,068		
泊 費	75,348	泊 費	75,348		
雑 費	0	雑 費	0		
	6,519		6,519		
今 回 計	2,378,550	今 回 計	2,378,550		
前 回 計	—	前 回 計	—		
総 計	2,378,550	総 計	2,378,550		

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	782,340 円
	計	844,180 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	原典之	所属党派	自由民主党	期	2月10日から 4月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	中山恭成					

収 入

氏名・団体名	職業	寄附額	氏名・団体名	職業	寄附額
主たる寄附					
氏名・団体名	職業	寄附額	氏名・団体名	職業	寄附額
自由民主党川崎市支部連合会	政党	500,000 円	安藤均	会社役員	100,000 円
自由民主党神奈川県川崎市中原区第二支部	政党支部	1,200,000	森安男	団体役員	20,000
齊藤明子	不動産賃貸業	20,000	原正人	会社役員	30,000
原文子	不動産賃貸業	300,000	渡邊新治	僧侶	30,000
霜越篠一	会社役員	40,000	田島榮一	無職	20,000
吉川美芳	自営業	30,000			
島田研一	会社役員	50,000			
原俊雄	会社役員	40,000			
鈴木孝子	不動産賃貸業	20,000			
田辺勝明	会社役員	20,000			
柴原裕	団体役員	20,000			
小泉一郎	会社役員	100,000			
徳江傳三	会社役員	30,000			
島田叔昌	弁護士	50,000			
若島稔	会社役員	20,000			
松原重代	農業	20,000			
安藤浩光	自営業	50,000			
			その他の寄附	33 件	315,000 円
			その他の収入		0 円
			今 回 計		3,025,000 円
			前 回 計		— 円
			総 計		3,025,000 円

支 出

人件費	910,950
家屋費	195,740
選挙事務所費	60,000
集合会場費	135,740
通信費	55,132
交通費	1,328
印刷費	973,500
広告費	62,175
文具費	2,878
食糧費	64,321
宿泊費	0
雑費	160,867
今 回 計	2,426,891
前 回 計	—
総 計	2,426,891

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	870,100 円
	計	931,700 円

報告書受理年月日	令和5年4月24日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	原 典 之	所属党派	自由民主党	期 間	4 月 26 日から 6 月 1 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	中 山 恭 成					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄附額
0 円			
その他の寄附 その他の収入			
5 件			30,000 円
今 回 計			30,000 円
前 回 計			3,025,000 円
総 計			3,055,000 円

支 出

人 家 選 挙 事 務 所 集 合 信 通 交 通 印 告 具 糧 食 休 泊 雑	費 件 屋 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	円
		104,400
		170,500
		170,500
		0
		24,398
		0
		0
		0
		0
		0
		0
		0
		770
今 回 計		300,068
前 回 計		2,426,891
総 計		2,726,959

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,600 円
		870,100 円
	計	931,700 円

報告書受理年月日	令和 5 年 6 月 5 日	第 2 回 報 告 分
----------	----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類
- 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 6,930,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	原典之	所属党派	自由民主党	期	10月10日から	第3回分
出納責任者氏名	中山恭成			間	10月10日まで	

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄附額	職業	寄附額
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	
主たる寄附 氏名・団体名		職業		寄附額	

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報 告 書 の 要 旨 （その1）

候 補 者 氏 名	松 原 成 文	所 属 党 派	自 由 民 主 党	期 間	2 月 20 日から 4 月 18 日まで	第 1 回分
出 納 責 任 者 氏 名	石 塚 静					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
矢島初枝	自営業	1,150,000 円	伊藤稔	会社役員	20,000 円			
松原ミサエ	会社役員	1,000,000	田島栄一	会社役員	100,000			
市川王信	会社役員	1,100,000	永井隆雄	会社役員	100,000			
井上新一	会社役員	200,000	川崎成田講	会社役員	30,000			
戸張裕康	会社役員	15,000	井田光政	会社役員	100,000			
砂子辰由	会社役員	120,000	中谷克宏	会社役員	20,000			
小島蓉子	主婦	20,000	片山巖	農業	30,000			
鹿島義久	会社役員	30,000	川崎教子	主婦	50,000			
松原重郎	会社役員	100,000	藤村浩崇	会社役員	30,000			
石塚静	会社役員	500,000						
三富竹雄	農業	20,000						
市川郁雄	会社役員	1,100,000						
廣山宗一	会社役員	300,000						
市川千寿子	会社役員	40,000						
出竹進	会社役員	20,000						
市川宏	会社役員	30,000						
柏原美佐子	自営業	50,000						
中敷領正人	会社員	20,000						
松原重代	農業	20,000						
井上雅博	会社役員	100,000						

収 入

主たる寄附				氏名・団体名	職業	寄附額			
氏名・団体名	職業	寄附額							

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	三 浦 恵 美	所 属 党 派	日本維新の会	期 間	3 月 1 日から 4 月 18 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	三 浦 誠					

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
神奈川維新の会 菅納敏恭	政治団体 税理士		500,000 円 20,000
その他の寄附 その他の収入			1 件 5,000 円 2,000,000 円
今 回 計			2,525,000 円
前 回 計			— 円
総 計			2,525,000 円

支 出

人 件 費	162,500
家 屋 費	69,200
選挙事務所費	69,200
集合会場費	0
通信費	0
印刷費	43,475
広告費	869,660
文具費	742,246
食糧費	0
宿泊費	11,216
雑費	0
	880
今 回 計	1,899,177
前 回 計	—
総 計	1,899,177

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	773,500 円
	計	835,340 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	吉 沢 直 美	所属党派	自由民主党	期 間	2 月 1 日から 4 月 22 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	亀 井 豊 子					

収 入

主たる寄附			氏名・団体名			職 業			寄 附 額											
氏 名 ・ 団 体 名			職 業			寄 附 額			氏 名 ・ 団 体 名			職 業			寄 附 額					
自由民主党川崎市支部連合会 大泉充彦 市川功一 常田孝信			政治団体			500,000 円			自由民主党川崎市支部連合会 大泉充彦 市川功一 常田孝信			政治団体			500,000 円					
			自営業			30,000														
			自営業			30,000														
			自営業			100,000														
その他の寄附															10 件			95,000 円		
その他の収入																		320,000 円		
今 回 計															1,075,000 円					
前 回 計															— 円					
総 計															1,075,000 円					

支 出

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
人 家 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 費	選挙事務所集		選挙事務所集	443,300
	屋 費				23,924
	会 場 費				20,924
	信 通 費				3,000
	刷 費	282	33,844		
	告 費	1,002,298			
	具 費	428,560	0		
糧 費	0	0			
泊 費	0	0			
雑 費	65,069				
今 回 計				1,997,277	
前 回 計				—	
総 計				1,997,277	

支出のうち公費負担相当額		項 目	金 額
		ビラの作成	61,600 円
		ポスターの作成	870,298 円
		計	931,898 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（中原区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,930,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	吉 沢 直 美	所属党派	自由民主党	期 間	5 月 17 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	亀 井 豊 子				5 月 23 日まで	

収 入

主たる寄附							
氏名・団体名	職業	寄附額		氏名・団体名	職業	寄附額	
			0 円				
				その他の寄附	一件	0 円	
				その他の収入		0 円	
				今 回 計		0 円	
				前 回 計		1,075,000 円	
				総 計		1,075,000 円	

支 出

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会費	0
通信費	2,247
通交費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	2,504
今 回 計	4,751
前 回 計	1,997,277
総 計	2,002,028

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	870,298 円
	計	931,898 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 23 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	青 木 功 雄	所 属 党 派	自 由 民 主 党	期 間	2 月 10 日から 4 月 18 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	青 木 秀 泰					

収 入

氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
主たる寄附			森千代	自営業	20,000 円
自民党川崎支部連合会	政治団体	500,000 円	市川郁雄	自営業	30,000 円
自民党高津区第六支部	政治団体	270,000 円			
越智眞琴	自営業	20,000 円			
木島土郎	自営業	50,000 円			
鈴木健之	自営業	20,000 円			
関口弘	自営業	20,000 円			
木嶋浩也	自営業	20,000 円			
森育三	自営業	20,000 円			
森安男	自営業	30,000 円			
安藤百合子	自営業	30,000 円			
伊藤壽一	自営業	30,000 円	その他の寄附	62 件	620,000 円
持田和夫	自営業	100,000 円	その他の収入		100,000 円
小泉一郎	自営業	100,000 円	今 回 計		2,240,000 円
渋谷廣己	自営業	100,000 円	前 回 計		— 円
成田匡郎	自営業	100,000 円	総 計		2,240,000 円
磯田都貴代	自営業	30,000 円			
石川演慶	自営業	30,000 円			

支 出

人 件 費	620,000 円
家 屋 費	1,406,429 円
選挙事務所費	1,351,309 円
集合会場費	55,120 円
通信費	— 円
印刷費	982,025 円
広告費	64,735 円
文具費	4,010 円
食糧費	28,602 円
泊費	— 円
雑費	21,727 円
今 回 計	3,127,528 円
前 回 計	— 円
総 計	3,127,528 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	827,200 円
	計	888,800 円

報 告 書 受 理 年 月 日 令 和 5 年 4 月 21 日 第 1 回 報 告 分

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岩 隈 千 尋	所属党派	立憲民主党	期 間	2 月 2 日から 4 月 21 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	岩 隈 晃 代					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職 業	寄 附 額	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
千英会	政治団体	政治団体	1,000,000 円			
立憲民主党神奈川県総支部連合会	政治団体	政治団体	800,000			
矢嶋伸一	自営業	自営業	50,000			
秋山英雄	自営業	自営業	15,000			
藤枝忠三	自営業	自営業	55,000			
井上義郎	自営業	自営業	100,000			
川崎医師連盟	政治団体	政治団体	50,000			
東明生	会社経営	会社経営	100,000			
立憲民主党神奈川県参議院選挙区第1総支部	政治団体	政治団体	20,000			
その他の寄附			11 件	90,000 円		
その他の収入				1,000,000 円		
今 回 計				3,280,000 円		
今 前 計				— 円		
総 計				3,280,000 円		

支 出

人件費	330,000 円
家屋費	527,000 円
選挙事務所費	527,000 円
集合会場費	0
通信費	11,131 円
交通費	0
印刷費	894,610 円
広告費	537,720 円
文具費	9,357 円
食糧費	192,290 円
宿泊費	75,900 円
雑費	54,334 円
今 回 計	2,632,342 円
今 前 計	— 円
総 計	2,632,342 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		667,400 円
	計	729,240 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岩 隈 千 尋	所属党派	立憲民主党	期 間	4 月 26 日から 5 月 24 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	岩 隈 晃 代					

収 入

主たる寄附				氏名・団体名				職業				寄附額			
氏名・団体名				氏名・団体名				職業				寄附額			
												0円			
												その他の寄附			
												一件			
												0円			
												0円			
												計			
												前回			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			
												計			

支 出

人 家		費		0
件	屋	費		0
選	事	費		0
集	合	費		0
通	信	費	6,405	0
交	通	費		0
印	刷	費		0
広	告	費		0
文	具	費		0
食	糧	費		0
休	泊	費		0
雑		費	1,447	0
今	回	計	7,852	
前	回	計	2,632,342	
総	計	計	2,640,194	

支出のうち公費負担相当額		項 目	金 額
		ビラの作成	61,840 円
		ポスターの作成	667,400 円
		計	729,240 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	667,400 円
	計	729,240 円
報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 25 日	第 2 回 報 告 分

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岩田英高	所属党派	日本維新の会	期 間	1 月 1 日から 4 月 17 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	岩田英高					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
神奈川維新の会 秋元八千代	政治団体 自営業		500,000 円 20,000
その他の寄附 その他の収入			
3 件		30,000 円	
		2,500,000 円	
今 回 計		3,050,000 円	
前 回 計		— 円	
総 計		3,050,000 円	

支 出

人 家 選 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 事 務 会 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費
112,500	82,500	82,500
0	540	22,808
784,010	1,472,173	1,324
11,469	18,875	
2,506,199		
—		
2,506,199		

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成		14,290 円
ポスターの作成		32,630 円
計		46,920 円

報告書受理年月日	令和5年4月24日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------	-------------

1	選挙の種類	令和5年4月9日執行	川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）			6,874,900 円
3	報告書の要旨			

候補者氏名	岩田英高	所属党派	日本維新の会	期 間 5月16日から 5月16日まで	第2回分
出納責任者氏名	岩田英高				

丑 奴

主たる寄附				氏名・団体名				氏名・団体名	
氏名・団体名	職業	寄附額		氏名・団体名	職業	寄附額		氏名・団体名	職業
		0円							
その他の寄附									
その他の収入									
一件							0円		
							0円		
計							0円		
前回							3,050,000円		
前計							3,050,000円		
総計							9,868		
							2,506,199		
							2,516,067		

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会場所費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
泊賃費	0
雑費	9,868
計	9,868
前回	2,506,199
前計	2,516,067
総計	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	14,290 円
	ポスターの作成	32,630 円
	計	46,920 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 19 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公 職 選 挙 法 の 規 定 に よ る 選 挙 運 動 に 関 す る 支 出 の 金 額 の 制 限 額 （ 法 定 選 挙 運 動 費 用 額 ） 6,874,900 円
- 3 報 告 書 の 要 旨 （ そ の 1 ）

候 補 者 氏 名	大 島 明	所 属 党 派	自由民主党	期	2 月 20 日から 4 月 15 日まで	第 1 回分
出 納 責 任 者 氏 名	村 田 浩 一					

収 入

主たる寄附			氏 名 ・ 団 体 名			職 業	寄 附 額	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名			職 業	寄 附 額	寄 附 額
関口正治	会社経営	40,000 円	斎藤文夫	団体役員		団体役員	20,000 円	
若林忠司	会社経営	30,000	大塩正文	無職		無職	30,000	
太田文雄	会社経営	40,000	持田和夫	会社経営		会社経営	40,000	
石井敏文	自営業	155,000	飯田克美	団体職員		団体職員	20,000	
宮田良辰	無職	20,000	大塚徹	無職		無職	20,000	
宮田譲	道場館主	20,000	池田清夫	団体役員		団体役員	40,000	
下山三男	団体職員	20,000	竹仲密昭	会社経営		会社経営	20,000	
河原輝雄	会社経営	30,000	軽部威	会社経営		会社経営	30,000	
黒川俊一	会社経営	20,000	齊藤茂	会社役員		会社役員	30,000	
秋元英樹	自営業	30,000	田中勝利	会社役員		会社役員	20,000	
村田裕志	無職	20,000	豊田孝行	会社役員		会社役員	20,000	
大島文子	無職	30,000	平山政勝	会社経営		会社経営	30,000	
大島キヨ	無職	60,000	長沼初	会社経営		会社経営	90,000	
中里勲	無職	520,000	山田甫夫	会社経営		会社経営	40,000	
小池克利	無職	20,000	鈴木康伸	会社経営		会社経営	100,000	
三田隆一	団体役員	40,000	河原金蔵	会社経営		会社経営	20,000	
三田菊一	無職	40,000	大島成元	会社経営		会社経営	30,000	
関口能長	会社経営	20,000	中里均	無職		無職	200,000	
村田浩一	団体役員	20,000	関口淳也	会社経営		会社経営	20,000	
田辺勝	会社経営	100,000	柏木正一	無職		無職	20,000	
			関口弘	会社役員		会社役員	40,000	

—209—

公職の候補者の運動に關する収支報告書

- | | | | | |
|---|------------------------------|------------|-------------------|-------------|
| 1 | 選挙の種類 | 令和5年4月9日執行 | 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区） | |
| 2 | 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 | | （法定選挙運動費用額） | 6,874,900 円 |
| 3 | 報告書の要旨 | | | |

候補者氏名	大 島 明	所属党派	自由民主党	期 間 4 月 11 日から 4 月 26 日まで 第 2 回分
出納責任者氏名	村 田 浩 一			

收入

主たる寄附							
氏名・団体名	職業	寄附額		氏名・団体名	職業	寄附額	
		0円					
その他の寄附 その他の収入 一件 計 0円 0円 5,740,000円 5,740,000円							
今回 前回 総計							

王 欣

人	件	費	0
家	屋	費	1, 154, 851
	選舉事務所	費	1, 154, 851
	集合場	費	0
	信	費	0
通	通	費	0
交	刷	費	1, 791, 900
印	告	費	0
広	具	費	0
文	糧	費	0
食	泊	費	0
休		費	0
雑		費	0
今 前 總			計 計 計
			2, 946, 751
			2, 473, 077
			5, 419, 828

支出のうち公費負担相当額		項目	金額
		ビラの作成	61,840 円
		ポスターの作成	836,224 円
		計	898,064 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 28 日	第 <u>2</u> 回 報告 分
----------	-----------------	-------------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	大 島 明	所属党派	自由民主党	期 間	4 月 27 日から	第 3 回分
出納責任者氏名	村 田 浩 一				5 月 2 日まで	

収 入

主たる寄附			氏名・団体名			職業	寄附額
							0円

支 出

人件費	0 円
家屋費	4,602 円
選挙事務所費	4,602 円
集会費	0 円
通信費	10,478 円
印刷費	0 円
広告費	0 円
文具費	0 円
食糧費	0 円
泊費	0 円
雑費	0 円
今 回 計	15,080 円
前 回 計	5,419,828 円
総 計	5,434,908 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	836,224 円
	計	898,064 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 19 日	第 3 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	大 島 明	所属党派	自由民主党	期 間	4 月 27 日から	第 4 回分
出納責任者氏名	村 田 浩 一				5 月 23 日まで	

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	職 業	寄 附 額	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
		0 円			
その他の寄附 その他の収入			一件		0 円
					0 円
			計		0 円
			前回		5,740,000 円
			計		5,740,000 円

支 出

人 家 件 屋 選挙事務所 集合会場 通信 印刷 広告 文具 食糧 泊 雑	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	金 額
		0
		982
		982
		0
		14,340
		0
		0
		0
		0
		0
		0
		16,500
今 回	計	31,822
前 回	計	5,434,908
総 計	計	5,466,730

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	836,224 円
	計	898,064 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 25 日	第 4 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	金 屋 隼 斗	所 属 党 派	無所属	期 間	3 月 5 日から 4 月 9 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	金 屋 隼 斗					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名		氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
						0 円
		その他の寄附		一件		0 円
		その他の収入				300,000 円
		今 回		計		300,000 円
		前 回		計		— 円
		総 計		計		300,000 円

支 出

人 件 費	0
家 屋 費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
印刷費	692,465
広告費	245,740
文具費	0
食糧費	0
泊 宿 費	0
雑 費	7,416
今 回	945,621
前 回	—
総 計	945,621

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	667,200 円
	計	667,200 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	小 堀 祥 子	所 属 党 派	日本共産党	期 間	2 月 28 日から 4 月 11 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	田 口 千 枝 子					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
日本共産党川崎北部地区委員会	政治団体			694,986 円
中村忠弘	無職			30,000
高山暁子	無職			30,000
藤森ミイ	無職			30,000
林茂人	無職			90,000
飯田芳子	無職			90,000
井手上美雪	無職			90,000
矢後朝子	無職			30,000
永野直子	無職			30,000
斉藤正男	無職			30,000
		その他の寄附	一件	0 円
		その他の収入		0 円
		今 回 計		1,144,986 円
		前 回 計		— 円
		総 計		1,144,986 円

支 出

人 件 費	450,000
家 屋 費	69,350
選挙事務所費	69,350
集合会場費	0
通信費	0
印刷費	23,343
広告費	946,260
文具費	302,396
食糧費	6,389
休泊費	45,068
雑費	0
	50,399
今 回 計	1,893,205
前 回 計	—
総 計	1,893,205

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	819,680 円
	計	881,520 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	齋 藤 伸 志	所 属 党 派	自 由 民 主 党	期 間	2 月 10 日 から	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	島 崎 一 城				4 月 12 日 ま で	

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
自由民主党神奈川県川崎市支部連合会 関口弘	政党支部 団体役員		500,000 円 20,000
その他の寄附 その他の収入		19 件	185,000 円 400,000 円
今 回 計			1,105,000 円
前 回 計			— 円
総 計			1,105,000 円

支 出

人 件 費	558,000
家 屋 費	20,997
選挙事務所費	20,997
集合会場費	0
通信費	0
印刷費	28,332
広告費	984,498
文具費	257,400
食糧費	0
宿泊費	82,620
雑費	0
今 回 計	1,932,647
前 回 計	—
総 計	1,932,647

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	822,688 円
	計	884,288 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 13 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	鈴 木 明 伸	所 属 党 派	国 民 民 主 党	期 間	11 月 23 日から 4 月 8 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	鈴 木 立 子					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
国民民主党 鈴木立子	政治団体 無職				1,635,960 円 90,000
				その他の寄附 その他の収入	0 円 58,100 円
				今 回 計 前 回 計 総 計	1,784,060 円 — 円 1,784,060 円

支 出

人 件 費	90,000
家 屋 費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	370
印刷費	0
広告費	898,064
文具費	87,978
食糧費	1,396
泊 雑 費	7,384
雑 費	0
今 回 計	1,085,192
前 回 計	—
総 計	1,085,192

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	836,224 円
	計	898,064 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 14 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	根 岸 幸 一	所 属 党 派	無所属	期 間	2 月 10 日から 4 月 11 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	松 田 雅 子					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
川口貫也	無職				20,000 円
鈴木美奈子	会社員				20,000
飯田新	自営業				20,000
澤口重子	無職				20,000
野村智恵美	無職				20,000
岡本幸雄	無職				20,000
斉藤晏弘	無職				20,000
		その他の寄附		一件	0 円
		その他の収入			1,000,000 円
		今 回 計			1,140,000 円
		前 回 計			— 円
		総 計			1,140,000 円

支 出

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業				
人 家	費			件 屋	272,300
選 挙 集 合 場	費			通 交	0
信 通	費			刷 告	23,348
文 食	費			具 糧	91,588
休 雑	費			泊	304,300
					4,908
					0
					0
					113,259
				今 回 計	809,703
				前 回 計	—
				総 計	809,703

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額		項 目	金 額
		ビラの作成	0 円
		ポスターの作成	0 円
		計	0 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 21 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	春 孝 明	所 属 党 派	公明党	期 間	1 月 18 日から 4 月 11 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	横 瀬 英 隆					

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
公明党川崎総支部	政党支部		1,568,528 円
その他の寄附 その他の収入			— 円
			830,000 円
			2,398,528 円
			2,398,528 円

支 出

人 家 選 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 事 務 会 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費
15,000 円	881,410 円	879,410 円
2,000 円	88,308 円	82,521 円
557,236 円	591,052 円	6,338 円
260,366 円	0 円	192,841 円
2,675,072 円	— 円	2,675,072 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		330,880 円
	計	392,720 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 20 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	平 山 浩 二	所属党派	公明党	期 間	1 月 24 日から 4 月 17 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	津 根 和 俊					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄附額
公明党川崎総支部	政党支部		1,636,282 円
その他の寄附 その他の収入			
一件 0 円			
830,000 円			
今 回 計 2,466,282 円			
前 回 計 一 円			
総 計 2,466,282 円			

支 出

人件費	人件費
家賃	669,587 円
選挙事務所費	638,963 円
集会費	30,624 円
通信費	80,325 円
印刷費	177,890 円
広告費	682,657 円
文具費	817,218 円
食糧費	3,084 円
宿泊費	220,226 円
雑費	0 円
43,547 円	
今 回 計 2,694,534 円	
前 回 計 一 円	
総 計 2,694,534 円	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		285,008 円
	計	346,848 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 20 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	平 山 浩 二	所属党派	公明党	期 間	5 月 8 日から 5 月 8 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	津 根 和 俊					

収 入

主たる寄附		氏名・団体名		職業	寄 附 額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄 附 額	0 円
その他の寄附 その他の収入					
1 件 8,417 円					
0 円					
今 回 計 8,417 円					
前 回 計 2,466,282 円					
総 計 2,474,699 円					

支 出

人 件 費	家 賃 費	選 挙 事 務 所 費	集 合 場 費	通 信 費	交 通 費	印 刷 費	広 告 費	文 具 費	食 糧 費	休 泊 費	雑 費
0	4,070	4,070	0	0	0	0	0	0	0	0	4,347
今 回 計 8,417											
前 回 計 2,694,534											
総 計 2,702,951											

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額		項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成			61,840 円
			285,008 円
		計	346,848 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 10 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	平 山 浩 二	所属党派	公明党	期 間	5 月 16 日から 5 月 16 日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	津 根 和 俊					

収 入

主たる寄附				氏名・団体名		職業	寄附額
氏名・団体名	氏名・団体名	氏名・団体名	氏名・団体名	職業	職業	職業	寄附額
				0 円			
その他の寄附				1 件	4,919 円		
その他の収入					0 円		
今 回 計					4,919 円		
前 回 計					2,474,699 円		
総 計					2,479,618 円		

支 出

人件費	0
家賃	0
選挙事務所費	0
集会費	0
通信費	4,919
交通費	0
印刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0
今回計	4,919
前回計	2,702,951
総計	2,707,870

支出のうち公費負担相当額		項 目	金 額
		ビラの作成	61,840 円
		ポスターの作成	285,008 円
		計	346,848 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 17 日	第 3 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	堀 添 健	所 属 党 派	立憲民主党	期 間	2 月 1 日から 4 月 20 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	堀 添 ひろみ					

収 入

氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名					
立憲民主党神奈川県総支部連合会	政治団体	800,000 円	その他の寄附 その他の収入	12 件	110,000 円
柳健四郎	無職	20,000			945,122 円
小原静史	僧侶	50,000		今 回 計	2,060,122 円
連合神奈川県政治政策を推進する会	政治団体	35,000		前 回 計	— 円
鈴木京子	無職	100,000		総 計	2,060,122 円

支 出

人 件 費	540,000 円
家 屋 費	158,462 円
選挙事務所費	157,462 円
集合会場費	1,000 円
通信費	3,150 円
印刷費	237,334 円
広告費	1,140,040 円
文具費	680,900 円
食糧費	16,863 円
休 泊 費	143,409 円
雑 費	0 円
	30,104 円
今 回 計	2,950,262 円
前 回 計	— 円
総 計	2,950,262 円

項 目	金 額
支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	
ビラの作成	61,840 円
ポスターの作成	828,300 円
計	890,140 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（高津区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,874,900 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	宗 田 裕 之	所 属 党 派	日本共産党	期 間	12 月 24 日から 4 月 11 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	伊 藤 貴 美 子					

収 入

主たる寄附			氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
			日本共産党川崎北部地区委員会	政治団体	924,740 円
			西村英二	無職	50,000
			細谷静雄	無職	75,000
			鈴木庸司	無職	60,000
			野崎正志	無職	60,000
			井上あさき	無職	60,000
			菊地清	無職	45,000
氏 名 ・ 団 体 名					
職 業					
寄 附 額					
氏 名					
その他の寄附			22 件	186,000 円	
その他の収入				0 円	
今 回 計				1,460,740 円	
前 回 計				— 円	
総 計				1,460,740 円	

支 出

人 件 費	255,000
家 屋 費	36,000
選挙事務所費	36,000
集合会場費	0
通信費	0
印刷費	955,410
広告費	176,800
文具費	0
食糧費	37,250
泊費	0
雑費	5,746
今 回 計	1,466,206
前 回 計	—
総 計	1,466,206

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		819,680 円
	計	881,520 円

報 告 書 受 理 年 月 日 令和 5 年 4 月 20 日 第 1 回 報 告 分

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公 職 選 挙 法 の 規 定 に よ る 選 挙 運 動 に 関 す る 支 出 の 金 額 の 制 限 額 （ 法 定 選 挙 運 動 費 用 額 ） 6,901,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨 (その1)

候 補 者 氏 名	浅 野 文 直	所 属 党 派	自由民主党	期 間	2 月 10 日から 4 月 23 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	浅 野 栄 利 子					

収 入

主たる寄附			氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
自由民主党川崎市支部連合会	政治団体	500,000 円	井上孝志	農業	農業	20,000 円
伊藤イヨ	農業	20,000	持田容伸	農業	農業	20,000
大泉充彦	団体役員	20,000	持田誠	農業	農業	40,000
青木勝男	農業	20,000	持田幸雄	会社役員	会社役員	20,000
山田甫夫	会社役員	30,000	持田亮一	農業	農業	20,000
猿橋捷貴	会社役員	20,000	川嶋伸治	農業	農業	20,000
田邊光治	農業	20,000	柴原裕	会社役員	会社役員	20,000
森敬起	農業	20,000	小泉一郎	会社役員	会社役員	110,000
村木健一	農業	20,000	山田治和	会社役員	会社役員	20,000
持田昭	農業	20,000	小泉直	官 司	官 司	20,000
持田健一	農業	80,000				
持田幸彦	農業	20,000				
持田浩毅	農業	20,000				
白井昭雄	会社役員	20,000				
鈴木文子	農業	20,000				
篠田勝夫	会社役員	40,000				
小泉秀民	農業	20,000				
内田弘行	農業	20,000				
内野光則	農業	20,000				
持田政邦	会社役員	20,000				

収 入

主たる寄附				氏名・団体名	職 業	寄 附 額			
氏名・団体名	職 業	寄 附 額							
			その他の寄附 その他の収入 33 件 330,000 円 0 円 今 回 計 1,610,000 円 前 回 計 — 円 総 計 1,610,000 円						

支 出

円			
人 家 費	330,640		
件 屋 費	53,333		
選挙事務所費	53,333		
集合会場費	0		
通信費	1,170		
交通費	36,690		
印刷費	931,458		
広告費	326,059		
文具費	21,608		
食糧費	257,552		
泊費	0		
雑費	3,240		
今回計	1,961,750		
前回計	—		
総計	1,961,750		

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額		項 目	金 額
		ビラの作成	61,160 円
		ポスターの作成	835,758 円
		計	896,918 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	飯 田 満	所 属 党 派	日本維新の会	期 間	2 月 16 日から 4 月 21 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	小 森 良 吾					

収 入

主たる寄附			氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
神奈川維新の会	政治団体	500,000 円			
城所俊夫	自営業	50,000			
			その他の寄附	7 件	70,000 円
			その他の収入		<u>1,000,000 円</u>
			今 回 計		1,620,000 円
			前 回 計		<u>— 円</u>
			総 計		<u>1,620,000 円</u>

支 出

人 家 選 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 事 務 会 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	円
			267,000
			153,000
			153,000
			0
			9,605
			63,668
			899,110
			385,337
			32,642
			4,640
			0
			37,860
今 回 計			1,852,862
前 回 計			—
総 計			1,852,862

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	837,270 円
	計	899,110 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	石 川 建 二	所 属 党 派	日本共産党	期 間	3 月 1 日から 4 月 12 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	本 多 甲 子 夫					

収 入

主たる寄附				氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額				
日本共産党川崎北部地区委員会	政治団体	367,868 円				
				氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
				その他の寄附	一件	0 円
				その他の収入		0 円
				今 回 計		367,868 円
				前 回 計		— 円
				総 計		367,868 円

支 出

人 件 費	0 円
家 屋 費	0 円
選挙事務所費	0 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
印刷費	34,631 円
広告費	898,320 円
文具費	250,730 円
食糧費	13,474 円
泊 宿 費	48,200 円
雑 費	0 円
	833 円
今 回 計	1,246,188 円
前 回 計	— 円
総 計	1,246,188 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	816,480 円
	計	878,320 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 20 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公 職 選 挙 法 の 規 定 に よ る 選 挙 運 動 に 関 す る 支 出 の 金 額 の 制 限 額 （ 法 定 選 挙 運 動 費 用 額 ） 6,901,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨 （ そ の 1 ）

候 補 者 氏 名	石 田 康 博	所 属 党 派	自由民主党	期 間	2 月 1 日 から 4 月 17 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	篠 田 隆 文					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	寄 附 額	寄 附 額
自民党川崎市連	政治団体	長谷川美枝子	無職	20,000 円		
自由民主党宮前区連合支部	政治団体	田辺英夫	無職	20,000		
中尾育子	無職	田辺昇一	花生産業	50,000		
村木健一	植木業	吉田ヤエ	不動産管理業	20,000		
篠田隆文	農業	安藤秀男	不動産管理業	20,000		
吉田浩之	自営業	角田浩史	不動産管理業	20,000		
安藤恵美	無職	佐々木祥教	花生産業	20,000		
吉田恵一	花生産業	石渡新次郎	不動産管理業	20,000		
吉田義一	花生産業	菅井良一	会社員	30,000		
田辺春雄	自営業	森敬起	農業	20,000		
田辺美裕	花生産業	猿橋捷貴	自営業	20,000		
田邊光治	農業	角田勇	花屋	20,000		
小泉秀民	花生産業	安藤求	無職	20,000		
名古屋徳蔵	不動産管理業	山田眞三	自営業	20,000		
鈴木康伸	自営業	柴原裕	不動産業	20,000		
小倉誠一	会社経営	大久保明男	造園業	30,000		
中尾健治	不動産業	小泉一郎	農業	110,000		
田辺利春	不動産管理業					
正治トシ子	無職					
大久保和江	無職					

収入

主たる寄附

氏名・団体名	職業	寄附額

人件費	810,000
家屋費	26,400
選挙事務所費	26,400
集合会場費	0
通信費	0
交通費	13,969
印刷費	910,173
広告費	360,592
文具費	0
食糧費	328,056
泊雑費	0
	7,061
今回計	2,456,251
前回計	—
総計	2,456,251

支出

(その2)

氏名・団体名	職業	寄附額

その他の寄附	300,000	円
その他の収入	500,000	円
今回計	2,515,000	円
前回計	—	円
総計	2,515,000	円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	804,573 円
	計	866,413 円

報告書受理年月日	令和5年4月24日	第11回報告分
----------	-----------	---------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石田康博	所属党派	自由民主党	期 間	4 月 26 日から	第 2 回分
出納責任者氏名	篠田隆文				4 月 26 日まで	

収 入

主たる寄附			寄附額		
氏名・団体名	職業	寄附額	氏名・団体名	職業	寄附額
			0 円		
			その他の寄附		
			その他の収入		
			一件		
			0 円		
			0 円		
			0 円		
			2,515,000 円		
			2,515,000 円		
			計		
			計		
			計		
			今 回		
			前 回		
			総 計		

支 出

人件費	0 円
家屋費	0 円
選挙事務所費	0 円
集会費	0 円
通信費	0 円
印刷費	0 円
広告費	0 円
文具費	0 円
食糧費	0 円
泊費	0 円
雑費	6,836 円
今 回 計	6,836 円
前 回 計	2,456,251 円
総 計	2,463,087 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	804,573 円
	計	866,413 円

報告書受理年月日	令和5年5月2日	第 2 回 報 告 分
----------	----------	-------------

1	選挙の種類	令和5年4月9日執行	川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）			6,901,300 円
3	報告書の要旨			

候補者氏名	大西 いづみ	所属党派	神奈川ネットワーク運動	期 間 12月13日から 4月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	山田 陽子				

丑 奴

主たる寄附			氏名・団体名			職 業			寄 附 額		
氏 名	団 体 名	職 業	寄 附 額			氏 名	団 体 名	職 業	寄 附 額		
大西いづみと未来へ 大河原雅子		政治団体 議員	650,000 円 25,000								
			その他の寄附 その他の収入 8 件 44,900 円 — 0 円 719,900 円 — 円 719,900 円								
			今 回 計 計 前 回 計 計 総 計 計 計								

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	192,115 円
	計	253,955 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 21 日	第 1 回 報告 分
----------	-----------------	------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	織 田 勝 久	所 属 党 派	立 憲 民 主 党	期 間	2 月 3 日 から 4 月 9 日 ま で	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	織 田 恵 子					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
氏 名	団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	寄 附 額
立憲民主党神奈川県支部連合会		立憲民主党神奈川県参議院選挙区第1総支部 川崎市医師連盟	政党		800,000 円
網屋信介			会社役員		30,000
花岡達郎			無職		20,000
和田光雄			会社役員		110,000
山井裕生			歯科開業医		30,000
立憲民主党神奈川県参議院選挙区第1総支部			政治団体		20,000
川崎市医師連盟			政治団体		50,000
金子和夫			会社役員		20,000
鈴木元一郎			会社役員		100,000
連合神奈川県政治政策を推進する会			政治団体		35,000
石渡正己		その他の寄附 その他の収入	税理士		50,000
小山英治雄			会社役員		100,000
		今 回 計	21 件	175,000 円	
		前 回 計		700,000 円	
		総 計		875,000 円	

支 出

人 件 費	360,000
家 屋 費	275,000
選挙事務所費	275,000
集合会場費	0
通信費	29,540
印刷費	0
広告費	1,011,110
文具費	120,000
食糧費	7,792
休泊費	253,630
雑費	0
今 回 計	2,101,350
前 回 計	—
総 計	2,101,350

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		837,270 円
	計	899,110 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

1	選挙の種類	令和5年4月9日執行	川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）			6,901,300 円
3	報告書の要旨			

候補者氏名	工藤礼子	所属党派	公明党	期 間 2月1日から 4月13日まで	第1回分
出納責任者氏名	加藤正巳				

丑 奴

[illegible]

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	282,366 円
	計	344,206 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 18 日	第 1 回 報告 分
----------	-----------------	------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	工藤礼子	所属党派	公明党	期 間	5 月 15 日から 5 月 15 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	加藤正巳					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	職 業	寄 附 額	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
公明党川崎総支部	政党支部	36,795 円			
			その他の寄附	一件	0 円
			その他の収入		0 円
			今 回 計		36,795 円
			前 回 計		2,537,816 円
			総 計		2,574,611 円

支 出

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会費	0
通信費	28,278
印刷費	0
広告費	0
文具費	8,247
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	270
今 回 計	36,795
前 回 計	2,797,882
総 計	2,834,677

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	282,366 円
	計	344,206 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 16 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	工 藤 礼 子	所属党派	公明党	期 間	5 月 24 日から	第 3 回分
出納責任者氏名	加 藤 正 巳				5 月 24 日まで	

収 入

主たる寄附				氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額		
氏 名	団 体 名	職 業	寄 附 額					
公明党川崎総支部		政党支部	12,296 円					
				氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額		
				その他の寄附	一 件	0 円		
				その他の収入		0 円		
				今 回 計		12,296 円		
				前 回 計		2,574,611 円		
				総 計		2,586,907 円		

支 出

人 件 費	家 屋 費	選 挙 事 務 所 費	集 合 場 費	通 信 費	交 通 費	印 刷 費	広 告 費	文 具 費	食 糧 費	休 泊 費	雑 費
				12,296	0	0	0	0	0	0	0
今 回 計											12,296
前 回 計											2,834,677
総 計											2,846,973

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額		項 目	金 額
		ビラの作成	61,840 円
		ポスターの作成	282,366 円
		計	344,206 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 25 日	第 3 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	児 玉 瑞 南	所 属 党 派	立 憲 民 主 党	期 間	11 月 16 日 から 4 月 8 日 まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	児 玉 瑞 南					

収 入

主たる寄附				氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額	
立憲民主党神奈川県総支部連合会				政治団体			2,500,000 円	
氏 名 ・ 団 体 名				氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額	
				その他の寄附		1 件	5,000 円	
				その他の収入			150,000 円	
				今 回 計			2,655,000 円	
				前 回 計		—	円	
				総 計			2,655,000 円	

支 出

人 家		費	円
通 集	交 選	費	290,300
	費 費	費	418,000
通 集	交 選	費	418,000
	費 費	費	0
通 集	交 選	費	0
	費 費	費	0
通 集	交 選	費	893,200
	費 費	費	522,676
通 集	交 選	費	0
	費 費	費	22,948
通 集	交 選	費	0
	費 費	費	660
		今 回 計	2,147,784
		前 回 計	—
		総 計	2,147,784

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額		項 目	金 額
		ビラの作成	61,600 円
		ポスターの作成	831,600 円
		計	893,200 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	小長井 哲 也	所 属 党 派	無所属	期 間	3 月 17 日から 4 月 21 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	八重崎 真 弓					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名		氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	職 業	寄 附 額	0 円
その他の寄附 その他の収入						0 円
今 回	計	500,000 円	計	500,000 円	計	500,000 円
前 回	計	— 円	計	— 円	計	— 円
総 計	計	500,000 円	計	500,000 円	計	500,000 円

支 出

人 家	費	0	円
件 屋	費	0	
選挙事務所	費	0	
集合会場	費	0	
通信	費	0	
通交	費	2,000	
印 刷	費	407,400	
広 告	費	42,028	
文 具	費	0	
食 糧	費	17,343	
休 泊	費	0	
雑 費	費	12,850	
今 回	計	481,621	
前 回	計	—	
総 計	計	481,621	

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		0 円
		0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 21 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	茂 野 真	所属党派	無所属	期 間	2 月 9 日から 4 月 10 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	茂 野 真					

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
国民民主党神奈川県総支部連合会	政治団体		385,960 円
その他の寄附 その他の収入			
一件		0 円	
計		500,000 円	
今 回		885,960 円	
前 回		— 円	
総 計		885,960 円	

支 出

人 件 費	0
家 屋 費	0
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
印刷費	897,358
広告費	565,062
文具費	0
食糧費	0
泊 宿 費	0
雑 費	0
今 回	1,462,420
前 回	—
総 計	1,462,420

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	835,758 円
	計	897,358 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	高 戸 友 子	所 属 党 派	日 本 維 新 の 会	期 間	3 月 9 日 から 4 月 18 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	岩 崎 真 映 江					

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
神奈川維新の会	政治団体		500,000 円
その他の寄附 その他の収入			1 件 10,000 円 0 円
今 回 計 510,000 円			円
前 回 計 ー 円			円
総 計 510,000 円			円

支 出

人 件 費	件 屋 費	選挙事務所費	集合会場費	通信費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	泊雑費
0	65,000	65,000	0	473	84,583	865,846	196,020	4,290	49,876
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今 回 計 1,266,088									円
前 回 計 ー									円
総 計 1,266,088									円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		804,006 円
	計	865,846 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 21 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	田村伸一郎	所属党派	公明党	期	2月13日から	第1回分
出納責任者氏名	肥後徳人				4月15日まで	

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄附額
公明党川崎総支部	政党支部		1,658,958 円
その他の寄附 その他の収入			
一件 0 円			
830,000 円			
今 回 計 2,488,958 円			
前 回 計 ー 円			
総 計 2,488,958 円			

支 出

人件費	件屋費	選挙事務所費	集会費	通信費	印刷費	広告費	食糧費	宿泊費	雑費
0	817,660	817,660	0	0	0	668,465	1,167,074	6,812	77,888
0	0	0	0	0	0	33,967	0	0	0
今 回 計 2,771,866 円									
前 回 計 ー 円									
総 計 2,771,866 円									

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		282,366 円
	計	344,206 円

報告書受理年月日	令和5年4月24日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する收支報告書要旨

- | | | | | |
|---|---|------------|-------------------|-------------|
| 1 | 選挙の種類 | 令和5年4月9日執行 | 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区） | |
| 2 | 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） | | | 6,901,300 円 |
| 3 | 報告書の要旨 | | | |

候補者氏名	田村伸一郎	所属党派	公明党	期 間 5月10日から 5月10日まで 第2回分
出納責任者氏名	肥後徳人			

收入

主たる寄附			氏名・団体名			職業			寄附額											
氏名・団体名			公明党川崎総支部			職業			政党支部			寄附額			14,919円					
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額		
												氏名・団体名			職業			寄附額</		

丑
戌

人 家		件 屋		選 舉 事 務 所		集 合 會 場		信 通 刷 告 具		糧 泊		人 家		件 屋		選 舉 事 務 所		集 合 會 場		信 通 刷 告 具		糧 泊	
費	0	費	0	費	0	費	0	費	0	費	0	費	0	費	0	費	0	費	0	費	0	費	0
												14,919											
												<u>14,919</u>											
												<u>2,771,866</u>											
												<u>2,786,785</u>											

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	282,366 円
	計	344,206 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 11 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	松 井 桂 子	所 属 党 派	市民をつなぐ党	期 間	3 月 10 日から 4 月 8 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	竹 内 正 寿					

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
市民をつなぐ党		政治団体	500,000 円
その他の寄附 その他の収入		一件	0 円
		計	500,000 円
		今 回	1,000,000 円
		前 回	— 円
総 計			1,000,000 円

支 出

人 家 選 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 事 務 会 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	円
			0
			0
			0
			0
			0
			87,916
			502,590
			22,275
			1,040
			3,344
			0
			15,213
今 回	計		632,378
前 回	計		—
総 計	計		632,378

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	59,400 円
	ポスターの作成	443,190 円
	計	502,590 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（宮前区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,901,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	矢 澤 孝 雄	所 属 党 派	自由民主党	期 間	1 月 25 日から 4 月 19 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	吉 岡 昇					

収 入

氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	政 党	500,000 円	伊藤武	農 業	30,000 円
自由民主党川崎支部連合	政治団体	500,000 円	田中九州男	法人役員	50,000 円
自由民主党神奈川県川崎市宮前区第三支部	法人役員	100,000 円	小泉一郎	不動産管理業	100,000 円
中村孝雄	農 業	120,000 円	小嶋聡	法人役員	100,000 円
小泉富生	政治団体	2,200,000 円			
矢沢たかお後援会	農 業	30,000 円			
片山巖	農 業	20,000 円			
片山衛	農 業	30,000 円			
城所秀男	農 業	30,000 円			
杉田公男	農 業	30,000 円			
村野誠治	農 業	30,000 円			
矢澤邦雄	無職	20,000 円			
矢澤博孝	無職	20,000 円			
矢澤幹男	農 業	30,000 円			
山田春夫	法人役員	30,000 円	その他の寄附	68 件	621,240 円
山田正勝	農 業	30,000 円	その他の収入		500,000 円
吉岡昇	農 業	30,000 円	今 回 計	5,151,240 円	
猿渡得三	農 業	30,000 円	前 回 計	— 円	
			総 計	5,151,240 円	

支 出

氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
人 件 費		907,500 円
家 屋 費		1,359,240 円
選挙事務所費		1,349,120 円
集合会場費		10,120 円
通信費		27,825 円
印刷費		0 円
広告費		684,360 円
文具費		700,755 円
食糧費		30,550 円
泊 費		230,580 円
雑 費		51,240 円
		155,682 円
今 回 計		4,147,732 円
前 回 計		— 円
総 計		4,147,732 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	498,960 円
	計	560,560 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 21 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	赤 石 博 子	所 属 党 派	日本共産党	期 間	1 月 8 日から 4 月 11 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	滝 川 広 行					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
日本共産党川崎北部地区委員会	政治団体	/			855,712 円
大平芳久	無職				60,000
根津章子	無職				60,000
魚住孝一郎	無職				60,000
斎藤千穂	無職				75,000
丸山壽	無職				75,000
安井るみ	無職				75,000
/		その他の寄附		一件	0 円
		その他の収入			0 円
		今 回 計			1,260,712 円
		前 回 計			— 円
		総 計			1,260,712 円

支 出

人 件 費		氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
選挙事務所集合会	事務所費	/			405,000
選挙事務所集合会	場所費				293,224
選挙事務所集合会	通信費				233,724
選挙事務所集合会	印刷費				59,500
選挙事務所集合会	広告費				1,680
選挙事務所集合会	文具費				4,540
選挙事務所集合会	食糧費				1,084,009
選挙事務所集合会	雑費				241,996
選挙事務所集合会	泊費				30,486
選挙事務所集合会	雑費				12,483
選挙事務所集合会	雑費				0
選挙事務所集合会	雑費				12,840
		今 回 計			2,086,258
		前 回 計			—
		総 計			2,086,258

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	818,680 円
	計	880,520 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	井 口 真 美	所属党派	日本共産党	期 間	2 月 10 日から 4 月 20 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	安 田 美 智 子					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄附額
日本共産党川崎北部地区委員会	政治団体		509,374 円
荒木貴美子	無職		46,680
加藤譲	無職		20,000
中村克彦	無職		25,000
片山義則	会社役員		100,000
黒川猛	会社役員		40,000
小山弘一	無職		49,573
藤井光子	無職		27,000
塩田房子	無職		25,000
黒田信子	無職		25,000
安田美智子	無職		27,000
上山由美	無職		27,000
その他の寄附		4 件	40,000 円
その他の収入			0 円
今 回 計	今 回 計		961,627 円
前 回 計	前 回 計		— 円
総 計	総 計		961,627 円

支 出

人件費	人件費	金額
家賃	356,000	
選挙事務所費	119,573	
集合会場費	115,000	
通信費	4,573	
印刷費	9,610	
広告費	16,208	
文具費	920,294	
食糧費	316,500	
宿泊費	20,872	
雑費	47,349	
	0	
	17,482	
今 回 計	今 回 計	1,823,888
前 回 計	前 回 計	—
総 計	総 計	1,823,888

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		818,680 円
	計	880,520 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	井 野 大 輔	所 属 党 派	日本維新の会	期 間	3 月 1 日から 4 月 9 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	井 野 幸 正					

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
神奈川維新の会 山内米也	自営業		500,000 円 100,000
		その他の寄附 その他の収入	0 円 1,000,000 円
		今 回 計 前 回 計 総 計	1,600,000 円 — 円 1,600,000 円

支 出

人 家 選 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 事 務 会 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	円
			135,000 100,000 100,000 0 0 0 801,900 34,650 0 0 0 0
今 回 計 前 回 計 総 計			1,071,550 — 1,071,550

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	52,800 円
	ポスターの作成	739,200 円
	計	792,000 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 5 年 4 月 21 日	第 1 回 報 告 分
-----------------	------------------	-------------

1	選挙の種類	令和5年4月9日執行	川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）			6,737,200 円
3	報告書の要旨			

候補者氏名	上 原 正 裕	所属党派	自由民主党	期 間 2 月 10 日から 4 月 19 日まで	第 1 回 分
出納責任者氏名	齋 藤 卓 生				

丑
亥

[illegible]

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	825,360 円
	計	887,200 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回報告分
----------	-----------------	----------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	上 原 正 裕	所属党派	自由民主党	期 間	4 月 27 日から 4 月 27 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	齋 藤 卓 生					

収 入

主たる寄附							
氏名・団体名	職業	寄附額		氏名・団体名	職業	寄附額	
			0 円				
				その他の寄附	一件	0 円	
				その他の収入		0 円	
				今 回 計		0 円	
				前 回 計		600,000 円	
				総 計		600,000 円	

支 出

人 家 選 挙 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 事 務 合 会 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	0 77,000 77,000 0 0 0 0 0 0 0 0
今 回 計			77,000
前 回 計			1,273,320
総 計			1,350,320

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	825,360 円
	計	887,200 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 2 日	第 2 回 報 告 分
----------	----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	各 務 雅 彦	所属党派	自由民主党	期 間	2 月 10 日から 4 月 20 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	各 務 理 恵					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	氏 名 ・ 団 体 名		
自由民主党川崎支部連合会	政治団体			
全日本不動産政治連盟	政治団体			
片山義規	会社役員			
鈴木康一郎	会社役員			
井上博之	会社役員			
吉澤徳重	会社役員			
松田五郎	無職			
持田進吾	学校法人理事長			
持田幸彦	無職			
		その他の寄附	21 件	180,000 円
		その他の収入		30,000 円
		今 回 計		970,000 円
		前 回 計		— 円
		総 計		970,000 円

支 出

人 件 費	142,310 円
家 屋 費	0
選挙事務所費	0
集会会場費	0
通信費	0
交通費	33,400
印刷費	836,940
広告費	239,338
文具費	25,730
食糧費	7,428
宿泊費	36,800
雑費	480,360
今 回 計	1,802,306
前 回 計	—
総 計	1,802,306

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	775,100 円
	計	836,940 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 21 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	河野 ゆかり	所属党派	公明党	期 間	2 月 6 日から 4 月 13 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	関 沢 勇					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
公明党川崎総支部	政党支部	職 業	2,362,347 円
その他の寄附 その他の収入			
一件 0 円			
830,000 円			
今 回 計 3,192,347 円			
前 回 計 一 円			
総 計 3,192,347 円			

支 出

人 家 選 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 事 務 会 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費
75,000	932,850	932,850
0	0	0
0	0	0
9,136	1,045,500	278,676
10,565	350,360	125,759
2,827,846	—	2,827,846
—	—	—
2,827,846	—	2,827,846

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成		61,840 円
ポスターの作成		491,596 円
計		553,436 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 21 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	河野 ゆかり	所属党派	公明党	期 間	5 月 8 日から 5 月 9 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	関 沢 勇					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
公明党川崎総支部	政党支部	142,562 円			
			その他の寄附	一件	0 円
			その他の収入		0 円
			今 回 計		142,562 円
			前 回 計		3,192,347 円
			総 計		3,334,909 円

支 出

人 件 費	金額
家屋費	61,130
選挙事務所費	61,130
集会費	0
通信費	31,931
印刷費	0
広告費	0
文具費	11,488
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	38,013
今 回 計	142,562
前 回 計	2,827,846
総 計	2,970,408

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	491,596 円
	計	553,436 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 10 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書提出

- | | | | | |
|---|------------------------------|------------|-------------------|-------------|
| 1 | 選挙の種類 | 令和5年4月9日執行 | 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区） | |
| 2 | 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 | | 法定選挙運動費用額 | 6,737,200 円 |
| 3 | 報告書の要旨 | | | |

候補者氏名	河野 ゆかり	所属党派	公明党	期 間 5 月 23 日から 5 月 23 日まで 第 3 回分
出納責任者氏名	関 沢 勇			

收入

主たる寄附			
氏名・団体名	職業	寄附額	
公明党川崎総支部	政党支部	11,620円	
			その他の寄附 その他の収入
			一件 〇円
			〇円
			計 11,620円
			前回計 3,334,909円
			総計 3,346,529円

丑
亥

人	費	0	
家	屋	0	
	選舉事務處	0	
	集合會	0	
	信	11,620	
通	交	0	
	印	0	
廣	告	0	
文	具	0	
食	糧	0	
休	泊	0	
雜	費	0	
			11,620
			<u>2,970,408</u>
			<u>2,982,028</u>

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	491,596 円
	計	553,436 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 24 日	第 3 回 報告 分
----------	-----------------	------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	嶋 田 和 明	所 属 党 派	立憲民主党	期 間	12 月 1 日 から 4 月 18 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	嶋 田 忍					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
嶋田郁良	会社役員	30,000 円					
立憲民主党神奈川県支部	政治団体	1,000,000					
しまだ和明の会	政治団体	500,000					
牧野湧斗	無職	73,750					
立憲民主党神奈川県第9区総支部	政治団体	300,000					
川崎市医師連盟	政治団体	30,000					
連合神奈川県政治政策を推進する会	政治団体	35,000					
大和和雅子	会社員	20,000					
牧野有花	主婦	20,000					
		その他の寄附		16 件	142,530 円		
		その他の収入			2,000,000 円		
		今 回 計			4,151,280 円		
		前 回 計			— 円		
		総 計			4,151,280 円		

支 出

人 件 費	738,030
家 屋 費	528,000
選挙事務所費	528,000
集合会場費	0
通信費	165,003
印刷費	203,725
広告費	924,306
文具費	1,082,400
食糧費	9,860
休泊費	163,276
雑費	0
	88,862
今 回 計	3,903,462
前 回 計	—
総 計	3,903,462

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	755,436 円
	計	817,276 円

報告書受理年月日 令和5年4月21日 第 1 回 報 告 分

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	田 倉 俊 輔	所属党派	立憲民主党	期 間	2 月 3 日から 4 月 8 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	田 倉 祐 輔					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	職 業	寄 附 額	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
立憲民主党神奈川県総支部連合会	政治団体	1,000,000 円	その他の寄附 その他の収入	12 件	110,000 円 0 円
立憲民主党神奈川県第9区総支部	政治団体	300,000			
小川米男	自営業	20,000			
小林豊久	会社役員	50,000			
川崎市医師連盟	政治団体	30,000			
小嶋優	自営業	30,000			
田村精一	会社役員	30,000	今 回 計		1,570,000 円
			前 回 計		— 円
			総 計		1,570,000 円

支 出

人 件 費	家 屋 費	選挙事務所費	集会費	通信費	通 信 費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費	雑 費
0	315,800	315,800	0	0	19,250	447,900	78,875	1,646	0	0	0
今 回 計	863,471										
前 回 計	—										
総 計	863,471										

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		386,060 円
	計	447,900 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	田 倉 俊 輔	所属党派	立憲民主党	期 間	4 月 25 日から 4 月 26 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	田 倉 祐 輔					

収 入

主たる寄附							
氏名・団体名	職業	寄附額	氏名・団体名	職業	寄附額		
		0円					
						その他の寄附	
						その他の収入	
						一件	0円
							0円
						計	0円
						前回	1,570,000円
						前回	1,570,000円
						総計	

支 出

人 家 選 挙 事 務 所 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 集 合 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	120,000 0 0 0 0 0 0 121,000 0 0 0 0
今 回 計			241,000
前 回 計			863,471
総 計			1,104,471

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	386,060 円
	計	447,900 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 1 日	第 2 回 報 告 分
----------	----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	塚 口 洋 佑	所 属 党 派	自由と平和をつかむ党	期 間	12 月 23 日から 4 月 4 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	塚 口 洋 佑					

収 入

主たる寄附			氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額	
安達祐	会社員				25,000 円	
飯笹達也	タクシー運転手				20,000	
田川明子	看護師				20,000	
磯山英夫	画家				20,000	
北智恵子					20,000	
伊賀晶子					50,000	
			その他の寄附		11 件	91,000 円
			その他の収入			0 円
			今 回 計			246,000 円
			前 回 計			— 円
			総 計			246,000 円

支 出

主たる支出		氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額
人 家	費用				0
件 屋	費用				0
選挙事務所	費用				0
集合会場	費用				0
通信	費用				0
印刷	費用				43,063
広告	費用				0
文具	費用				0
食糧	費用				0
休泊	費用				0
雑費	費用				0
		今 回 計			43,063
		前 回 計			—
		総 計			43,063

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額		項 目	金 額
		ビラの作成	0 円
		ポスターの作成	0 円
		計	0 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	橋 本 勝	所属党派	自由民主党	期 間	2 月 10 日から 4 月 20 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	橋 本 征 途					

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
自由民主党川崎市支部連合会	政治団体	500,000 円	青木秀泰	会社社長	30,000 円
橋本まさる後援会	政治団体	560,000	関口淳也	会社社長	20,000
自由民主党川崎市多摩区第5支部	政治団体	300,000	川崎市薬剤師連盟	政治団体	30,000
正地民生	不動産管理業	50,000	全日本不動産政治連盟神奈川県本部	政治団体	20,000
三竹義雄	不動産管理業	20,000	橋本征途	アルバイト	80,000
池田由美子	主婦	40,000			
斎藤公秀	会社社長	30,000			
大津淳一	不動産管理業	50,000			
瀧本勝博	会社社長	20,000			
河合秀明	不動産管理業	20,000			
金子知生	自営業	20,000			
原田知治	会社社長	20,000			
平野美那子	不動産管理業	50,000			
伊藤光代	不動産管理業	30,000	その他の寄附	48 件	440,000 円
向井啓太	不動産管理業	30,000	その他の収入		0 円
吉澤徳重	会社員	20,000	今 回 計		2,400,000 円
持田和夫	自営業	20,000	前 回 計		— 円
	不動産管理業	20,000	総 計		2,400,000 円

支 出

人 件 費	367,100
家 屋 費	162,000
選挙事務所費	140,000
集合会場費	22,000
通信費	31,606
交通費	14,712
印刷費	1,170,376
広告費	469,460
文具費	0
食糧費	42,360
宿泊費	0
雑費	64,949
今 回 計	2,322,563
前 回 計	—
総 計	2,322,563

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	725,560 円
	計	787,400 円

報告書受理年月日	令和5年4月21日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	橋 本 勝	所属党派	自由民主党	期 間	5 月 11 日から 5 月 11 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	橋 本 征 途					

収 入

主たる寄附							
氏名・団体名	職業	寄附額		氏名・団体名	職業	寄附額	
			0 円				
				その他の寄附			
				その他の収入			
				一件 0 円			
				0 円			
				計 0 円			
				計 2,400,000 円			
				計 2,400,000 円			
				計 0 円			
				計 2,400,000 円			
				計 2,400,000 円			

支 出

人件費	家賃	選挙事務所費	集会費	通信費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費	雑費
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,119
今 回 計										9,119
前 回 計										2,322,563
総 計										2,331,682

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		725,560 円
	計	787,400 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 15 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	橋 本 勝	所属党派	自由民主党	期 間	5 月 26 日から 5 月 26 日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	橋 本 征 途					

収 入

主たる寄附				氏名・団体名		職業	寄附額
氏名・団体名		氏名・団体名		氏名・団体名		職業	寄附額
							0円
							その他の寄附
							一件
							0円
							0円
							計
							2,400,000円
							2,400,000円
							計
							計
							計

その他の寄附	一件	0円
その他の収入		0円
今回		0円
前回		2,400,000円
総計		2,400,000円

支 出

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0
				人件費		0
				家賃		0
				選挙事務所費		0
				集会費		0
				通信費		13,842
				通印費		0
				広告費		0
				文具費		0
				食糧費		0
				宿泊費		0
				雑費		0
				計		13,842
				前回		2,331,682
				計		2,345,524
				総計		2,345,524

支出のうち公費負担相当額		項目	金額
		ビラの作成	61,840 円
		ポスターの作成	725,560 円
		計	787,400 円

報告書受理年月日	令和5年5月30日	第3回報告分
----------	-----------	--------

報告書受理年月日	令和5年5月30日	第3回報告分
----------	-----------	--------

報告書受理年月日	令和5年5月30日	第3回報告分
----------	-----------	--------

報告書受理年月日	令和5年5月30日	第3回報告分
----------	-----------	--------

報告書受理年月日	令和5年5月30日	第3回報告分
----------	-----------	--------

報告書受理年月日	令和5年5月30日	第3回報告分
----------	-----------	--------

報告書受理年月日	令和5年5月30日	第3回報告分
----------	-----------	--------

報告書受理年月日	令和5年5月30日	第3回報告分
----------	-----------	--------

報告書受理年月日	令和5年5月30日	第3回報告分
----------	-----------	--------

報告書受理年月日	令和5年5月30日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	三 宅 隆 介	所 属 党 派	日本維新の会	期 間	3 月 9 日から 4 月 19 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	鴨志田 和 子					

収 入

主たる寄附		氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	氏 名 ・ 団 体 名		
神奈川維新の会	政党支部			
経世研究会	政治団体			
小林純一	自営業			
野中克美	無職			
浅谷佳代	自営業			
鴨志田和子	主婦			
野中啓子	主婦			
池田奈緒子	自営業			
浅谷弘美	主婦			
牧野友香	会社員			
榎本環	会社員	その他の寄附 その他の収入		
青木祐介	会社員			
磯田俊比古	会社員			
		1 件	10,000 円	
			0 円	
		今 回 計	3,093,092 円	
		前 回 計	— 円	
		総 計	3,093,092 円	

支 出

人 家 選 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 事 務 集 合 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費
人 家 選 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 事 務 集 合 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費
930,000	247,800	180,800
67,000	3,737	1,300
808,740	966,570	10,265
104,362	0	20,318
今 回 計	3,093,092	—
前 回 計	—	3,093,092
総 計	3,093,092	—

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成		61,840 円
ポスターの作成		746,900 円
計		808,740 円

報 告 書 受 理 年 月 日 令和 5 年 4 月 21 日

第 1 回 報 告 分

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,737,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	吉 澤 草 子	所属党派	無所属	期 間	3 月 1 日から 4 月 17 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	手 塚 眞 司					

収 入

主たる寄附					氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	寄附額					
伊藤光海	神主	20,000 円					
遠藤俊一	農業	67,000					
吉澤偉臣	自営業	15,000					
吉澤貞雄	自営業	20,000					
皆川陽子	自営業	30,000					
米山福吉	自営業	15,000					
小川米夫	自営業	22,000					
伊藤夏夫	幼稚園園長	15,000					
津田信雄	自営業	20,000					
原田知治	不動産業	20,000					
小松英司	不動産業	20,000					
川崎市医師連盟	政治連盟	50,000					
佐伯厚子	無職	13,000					
関口弘	自営業	20,000					
白井佳夫	自営業	100,000					
太田衛	不動産業	30,000					
			その他の寄附	56 件	444,000 円	円	
			その他の収入		700,000 円		
			今 回 計		1,621,000 円		
			前 回 計		— 円		
			総 計		1,621,000 円		

支 出

人件費	191,400 円
家屋費	522,550 円
選挙事務所費	510,550 円
集会費	12,000 円
通信費	— 0
交通費	3,116 円
印刷費	1,058,156 円
広告費	132,319 円
文具費	1,398 円
食糧費	121,049 円
宿泊費	— 0
雑費	237,396 円
今 回 計	2,267,384 円
前 回 計	— 円
総 計	2,267,384 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	826,276 円
	計	888,116 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 18 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書

- | 選挙の種類 | 令和5年4月9日執行 | 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区） |
|---|------------|-------------------|
| 1 選挙の種類 | 令和5年4月9日執行 | 川崎市議会議員選挙（多摩区選挙区） |
| 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） | | 6,737,200 円 |
| 3 報告書の要旨 | | |

候補者氏名	吉澤章子	所属党派	無所属	期 間 4月27日から 4月27日まで	第2回分
出納責任者氏名	手塚眞司				

收入

主たる寄附			氏名・団体名		職業		寄附額	
氏名	団体名	職業	寄附額	氏名	団体名	職業	寄附額	
			0円					
			その他の寄附					
			一件 0円					
			その他の収入 0円					
			計 0円					
			1,621,000円					
			計 0円					
			前回 1,621,000円					
			前計 1,621,000円					
			計 1,621,000円					
			1,621,000円					

丑
亥

人	費	0	
家	屋	0	
	選舉事務所	0	
	集合會	0	
	信	0	
通	通	0	
交	刷	0	
印	告	0	
広	具	0	
文	糧	0	
食	泊	0	
休	費	0	
雑	費	0	
		2,372	
		<u>2,372</u>	
		<u>2,267,384</u>	
		<u>2,269,756</u>	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	826,276 円
	計	888,116 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 1 日	第 2 回 報告 分
----------	----------------	------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,869,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	雨笠裕治	所属党派	立憲民主党	期	1月23日から 4月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	雨笠圭子					

収 入

氏名・団体名	職 業	寄 附 額	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
主たる寄附					
氏名・団体名	職 業	寄 附 額	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
神奈川改革協議会	政治団体	2,345,000 円	立憲民主党神奈川県参議院選挙区第1総支部	政治団体	20,000 円
立憲民主党神奈川県総支部連合会	政治団体	800,000 円	鈴木一男	会社役員	30,000 円
川口源次郎	建設業	30,000 円	小松勉	会社役員	30,000 円
立憲民主党神奈川県第9区総支部	政治団体	300,000 円			
連合神奈川政治政策を推進する会	政治団体	35,000 円			
森口智之	会社役員	30,000 円			
片山義規	会社役員	100,000 円			
熊坂正	税理士	50,000 円			
中山厚夫	会社役員	50,000 円			
堀尾知由	会社役員	40,000 円			
北島克己	会社役員	100,000 円			
北條秀衛	団体役員	30,000 円			
定方百合子	無職	20,000 円			
民社協会麻生支部	政治団体	1,000,000 円	その他の寄附	22 件	198,000 円
あまがさ裕治裕旬会	政治団体	1,000,000 円	その他の収入		500,000 円
小原静史	住職	50,000 円	今 回 計		6,778,000 円
真錦康行	会社役員	20,000 円	前 回 計		— 円
			総 計		6,778,000 円

支 出

人件費	300,875 円
家屋費	444,000 円
選挙事務所費	444,000 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
交通費	5,919 円
印刷費	857,404 円
広告費	294,800 円
文具費	195 円
食糧費	203,746 円
宿泊費	0 円
雑費	34,531 円
今 回 計	2,141,470 円
前 回 計	— 円
総 計	2,141,470 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	795,564 円
	計	857,404 円

報告書受理年月日	令和5年4月24日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書

- | | | | | |
|---|------------------------------|------------|-------------------|-------------|
| 1 | 選挙の種類 | 令和5年4月9日執行 | 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区） | |
| 2 | 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 | | （法定選挙運動費用額） | 6,869,300 円 |
| 3 | 報告書の要旨 | | | |

候補者氏名	雨笠裕治	所属党派	立憲民主党	期 間 5月11日から 5月16日まで	第2回分
出納責任者氏名	雨笠圭子				

收入

主たる寄附			寄附額		
氏名・団体名	職業	寄附額	氏名・団体名	職業	寄附額
		0円			
			その他の寄附		
			一件 0円		
			0円		
			計 0円		
			前回 6,778,000円		
			前回 6,778,000円		
			総計		

丑
戌

人	費	0
家	屋	0
	選舉事務處	0
	集合會	0
通	信	34,464
交	通	0
印	刷	61,600
廣	告	0
文	具	0
食	糧	0
休	泊	0
雜	費	0
		96,064
		<u>2,141,470</u>
		<u>2,237,534</u>

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	795,564 円
	計	857,404 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 16 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,869,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	老 沼 純	所属党派	自由民主党	期 間	1 月 23 日から 4 月 8 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	川 崎 航					

収 入

主たる寄附			氏 名 ・ 団 体 名		職 業	寄 附 額	
氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額	氏 名 ・ 団 体 名			職 業	寄 附 額
自由民主党川崎市支部連合会	政党	300,000 円					
高桑光雄	団体役員	50,000					
伊藤久史	不動産管理	30,000					
自由民主党神奈川県第九選挙区支部	政治団体	100,000					
			その他の寄附			30 件	280,000 円
			その他の収入				1,200,000 円
			今 回 計				1,960,000 円
			前 回 計			—	円
			総 計				1,960,000 円

支 出

人 件 費	564,500
家 屋 費	400,000
選挙事務所費	400,000
集合会場費	0
通信費	0
通刷費	9,200
印刷費	951,250
広告費	0
文具費	0
食糧費	944
宿泊費	0
雑費	0
今 回 計	1,925,894
前 回 計	—
総 計	1,925,894

支出のうち公費負担相当額		項 目	金 額
		ビラの作成	61,600 円
		ポスターの作成	795,600 円
		計	857,200 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 17 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,869,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	木庭理香子	所属党派	立憲民主党	期	2月2日から 4月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	四方光子					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
立憲民主党神奈川県総支部連合会	政治団体		1,000,000 円
こばりか子後援会	政治団体		400,000
川崎市医師連盟	政治団体		50,000
その他の寄附 その他の収入			3件 30,000 円 1,000,000 円
今 回 計			2,480,000 円
前 回 計			— 円
総 計			2,480,000 円

支 出

人 家 件 費	人 家 件 費
選挙事務所費	579,000
集会会場費	29,781
通信費	29,781
印刷費	0
広告費	12,600
文具費	122,157
食糧費	676,500
雑費	53,020
	855
	201,991
	0
	43,186
今 回 計	1,719,090
前 回 計	—
総 計	1,719,090

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,840 円
		412,500 円
	計	474,340 円

報告書受理年月日	令和5年4月24日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,869,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	木 庭 理香子	所属党派	立憲民主党	期 間	4 月 25 日から 4 月 28 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	四 方 光 子					

収 入

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

支 出

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		人件費		56,000		円
		家賃費		0		円
		選挙事務所費		0		円
		集会費		0		円
		通信費		0		円
		通刷費		0		円
		広告費		0		円
		文具費		0		円
		食糧費		0		円
		宿泊費		0		円
		雑費		0		円
		今 回 計		56,000		円
		前 回 計		1,719,090		円
		総 計		1,775,090		円

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額
氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	氏名・団体名	職業	寄附額
						0円
		その他の寄附		一件		0円
		その他の収入				0円
		今 回 計				0円
		前 回 計				2,480,000円
		総 計				2,480,000円

報告書受理年月日		令和5年5月1日	第2回報告分
----------	--	----------	--------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,869,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	齋 藤 温	所 属 党 派	日 本 共 産 党	期 間	2 月 20 日から 4 月 16 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	丸 山 達 夫					

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名	氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
日本共産党川崎北部地区委員会	政治団体		276,749 円
その他の寄附 その他の収入			0 円 0 円
今 回 計			276,749 円
前 回 計			— 円
総 計			276,749 円

支 出

人 件 費	84,150 円
家 屋 費	78,000 円
選挙事務所費	78,000 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
印刷費	893,820 円
広告費	25,523 円
文具費	0 円
食糧費	32,410 円
休泊費	0 円
雑費	1,926 円
今 回 計	1,115,829 円
前 回 計	— 円
総 計	1,115,829 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	777,240 円
	計	839,080 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 20 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,869,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 朋子	所属党派	立憲民主党	期 間 2 月 2 日から 第 1 回分	
出納責任者氏名	杉 崎 眞 治			4 月 21 日まで	

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄附額
立憲民主党神奈川県総支部連合会	政党の支部	3 件	25,000 円
立憲民主党神奈川県第9区総支部	政党の支部		0 円
川崎市医師連盟	政治団体		1,375,000 円
その他の寄附 その他の収入			1,375,000 円
今 回 計			1,375,000 円
前 回 計			— 円
総 計			1,375,000 円

支 出

人 家 件 費	人 家 件 費
選挙事務所費	135,000 円
集会会場費	30,000 円
通信費	30,000 円
印刷費	20,001 円
広告費	11,736 円
文具費	0 円
食糧費	1,212,079 円
宿泊費	7,188 円
雑費	81,247 円
	0 円
	2,419 円
今 回 計	1,499,670 円
前 回 計	— 円
総 計	1,499,670 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,600 円
		645,150 円
	計	706,750 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,869,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 朋子	所属党派	立憲民主党	期 間 5 月 9 日から 第 2 回分 5 月 9 日まで
出納責任者氏名	杉 崎 眞 治			

収 入

主たる寄附				氏名・団体名		職業	寄附額	
氏名・団体名		氏名・団体名		職業	寄附額	0 円		
その他の寄附 その他の収入		一件		0 円		0 円		
				0 円			0 円	
				0 円			0 円	
				1,375,000 円			1,375,000 円	
				1,375,000 円			1,375,000 円	
今 回 計		70,400		70,400		70,400		
前 回 計		1,499,670		1,499,670				
総 計		1,570,070		1,570,070				

支 出

主たる寄附		氏名・団体名		氏名・団体名	職業	寄附額	
氏名・団体名		氏名・団体名		職業	寄附額	0 円	
人 家 選 挙 事 務 所 集 合 信 通 刷 告 具 糧 泊		費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費		0 円		0 円	
				0 円			
				0 円			
				0 円			
				0 円			
今 回 計		70,400		70,400		70,400	
前 回 計		1,499,670		1,499,670			
総 計		1,570,070		1,570,070			

支出のうち公費負担相当額		項 目	金 額
		ビラの作成	61,600 円
		ポスターの作成	645,150 円
		計	706,750 円

報告書受理年月日		令和5年5月12日	第2回報告分
----------	--	-----------	--------

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 12 日	第 2 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,869,300 円
- 3 報 告 書 の 要 旨

候 補 者 氏 名	月 本 琢 也	所 属 党 派	無所属	期 間	3 月 1 日 から 4 月 20 日まで	第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	月 本 琢 也					

収 入

主たる寄附 氏 名 ・ 団 体 名		氏 名 ・ 団 体 名	職 業	寄 附 額
月本たくや未来の会	政治団体			720,000 円
				その他の寄附 その他の収入 今 回 計 785,000 円 前 回 計 ー 円 総 計 785,000 円

支 出

人 家 選 集 通 交 印 広 文 食 休 雑	件 屋 事 務 会 信 通 刷 告 具 糧 泊	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	円
			0
			0
			0
			0
			0
			35,675
			375,186
			453,512
			17,314
			258,689
			0
			17,061
今 回 計			1,157,437
前 回 計			ー
総 計			1,157,437

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	60,480 円
	ポスターの作成	314,706 円
	計	375,186 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 21 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,869,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	古 厩 秀 明	所属党派	日本維新の会	期 間	1 月 23 日から 4 月 23 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	横 路 光 夫					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職 業	寄 附 額
神奈川維新の会 古厩知子	政治団体 無職		500,000 円 90,000
その他の寄附 その他の収入			
3 件			30,000 円
			1,800,000 円
今 回 計			2,420,000 円
前 回 計			— 円
総 計			2,420,000 円

支 出

人 件 費	寄 附 額
家 賃	120,000 円
選挙事務所費	859,345 円
集会費	859,345 円
通信費	0
印刷費	2,366 円
広告費	0
文具費	200,700 円
食糧費	517,150 円
宿泊費	0
雑費	0
	2,827 円
今 回 計	1,702,388 円
前 回 計	— 円
総 計	1,702,388 円

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	56,000 円
	ポスターの作成	116,000 円
	計	172,000 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 24 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

1	選挙の種類	令和5年4月9日執行	川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）			6,869,300 円
3	報告書の要旨			

候補者氏名	古 厩 秀 明	所属党派	日本維新の会	期 間 5 月 9 日から 6 月 29 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	横 路 光 夫				

丑
戌

主たる寄附				氏名・団体名				氏名・団体名	
氏名	団体名	職業	寄附額	氏名	団体名	職業	寄附額	氏名	団体名
			0円						
				その他の寄附					
				その他の収入					
				一件 0円					
				0円					
				計 0円					
				前回 2,420,000円					
				計 2,420,000円					
				前回 12,906					
				計 1,702,388					
				前回 1,715,294					
				計					

人	件	費	0
家	屋	費	0
	選挙事務所	費	0
	集合会	費	0
通	信	費	7,831
交	通	費	0
印	刷	費	0
広	告	費	0
文	具	費	0
食	糧	費	0
休	泊	費	0
雑		費	5,075

今	回	計	12,906
前	回	計	1,702,388
総		計	1,715,294

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	56,000 円
	ポスターの作成	116,000 円
	計	172,000 円

報告書受理年月日	令和 5 年 7 月 6 日	第 2 回 報告 分
----------	----------------	------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,869,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	柳 沢 優	所属党派	公明党	期 間	3 月 7 日から 4 月 12 日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	山 田 宏 子					

収 入

主たる寄附 氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄 附 額
公明党川崎総支部	政党支部		1,568,150 円
その他の寄附 その他の収入			
一件		0 円	0 円
今 回 計		1,568,150 円	
前 回 計		— 円	
総 計		1,568,150 円	

支 出

人 件 費	人 件 費
選挙事務所費	101,950
集会費	101,950
通信費	0
印刷費	0
広告費	764,500
文具費	969,980
食糧費	3,080
宿泊費	224,565
雑費	0
	66,115
今 回 計	2,130,190
前 回 計	—
総 計	2,130,190

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
ビラの作成 ポスターの作成		61,600 円
		561,000 円
	計	622,600 円

報告書受理年月日	令和 5 年 4 月 21 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

1	選挙の種類	令和5年4月9日執行	川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）	
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）			6,869,300 円
3	報告書の要旨			

候補者氏名	柳 沢 優	所属党派	公明党	期 間 5 月 9 日から 5 月 12 日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	山 田 宏 子				

丑
亥

主たる寄附				円			
氏名・団体名	職業	寄附額	氏名・団体名	職業	寄附額	氏名・団体名	職業
公明党川崎総支部	政党支部	127,352 円				人件費	0
						家屋費	119,900
						選挙事務所費	119,900
						集合場費	0
						通信費	3,720
						印刷費	0
						広告費	0
						文具費	2,802
						糧食費	0
						宿泊費	0
						雑費	930
			一件 0 円 0 円				
			その他の寄附 その他の収入				
			計 127,352 円 計 1,568,150 円 計 1,695,502 円				

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	61,600 円
	ポスターの作成	561,000 円
	計	622,600 円

報告書受理年月日	令和 5 年 5 月 15 日	第 2 回 報告 分
----------	-----------------	------------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日 執行 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,869,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山崎直史	所属党派	自由民主党	期	3月1日から 4月19日まで	第1回分
出納責任者氏名	白井天洋					

収 入

主たる寄附		氏名・団体名	氏名・団体名	職業	寄附額	職業	寄附額
氏名	団体名	職業	氏名	団体名	職業	氏名	団体名
津田信男		会社役員	松沢久		農業		30,000 円
片山義規		会社役員	椎名毅		自営業		25,000 円
笠原勝浩		農業					
笠原勝利		会社役員					
笠原昭三		自営業					
笠原一人		農業					
山田甫夫		農業					
和田実		自営業					
白井天洋		農業					
笠原貞雄		無職					
関口淳也		会社役員					
真鍋康行		会社役員					
岡本量寿		僧侶					
白井旭		会社役員					
伊藤實		農業					
藤井庸次		無職					
森久美子		無職					
		その他の寄附		23 件	225,000 円		
		その他の収入			1,000,000 円		
		今 回 計			2,160,000 円		
		前 回 計			— 円		
		総 計			2,160,000 円		

支 出

人件費	910,000 円
家屋費	— 0
選挙事務所費	— 0
集会費	— 0
通信費	— 0
交通費	11,176 円
印刷費	1,017,109 円
広告費	306,020 円
文具費	— 0
食糧費	183,066 円
宿泊費	— 0
雑費	127,534 円
今 回 計	2,554,905 円
前 回 計	— 円
総 計	2,554,905 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	798,354 円
	計	860,194 円

報告書受理年月日	令和5年4月21日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選 挙 の 種 類 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙（麻生区選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,869,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山崎直史	所属党派	自由民主党	期	5月9日から	第2回分
出納責任者氏名	白井天洋			間	5月9日まで	

収 入

主たる寄附			氏名・団体名			職業	寄附額
							0円

支 出

人件費	0
家屋費	0
選挙事務所費	0
集会費	0
通信費	0
通刷費	0
広告費	0
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0
今 回 計	0
前 回 計	2,554,905
総 計	2,554,905

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	61,840 円
	ポスターの作成	798,354 円
	計	860,194 円

報告書受理年月日	令和5年5月11日	第2回報告分
----------	-----------	--------

人 事 委 員 会 規 則

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月20日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会規則第21号

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年川崎市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1週間の勤務日数（第4条第2項の規定に基づき任命権者が52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合にあっては、当該期間に勤務時間が割り振られている日数を当該期間の週の数で除して得た日数（その日数が5日以上となるときは1日未満の端数を切り捨て、5日未満となるときは1日未満の端数を四捨五入して得た日数をいう。）。以下同じ。）」を「所定勤務日数（1週間の勤務日数が定められている者にあっては1週間の勤務日数、それ以外の者にあっては1年間の勤務日数（一の休暇年度において、第4条第2項の規定に基づき勤務時間が割り振られることとなる日数をいう。）。以下同じ。）」に改め、同条第2項及び第3項中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

別表第1中

「

1週間の 勤務日数
5日以上
4日
3日
2日
1日

」

を

「

所 定 勤 務 日 数	
1週間の 勤務日数	1年間の 勤務日数
5日以上	217日以上
4日	169日から 216日まで

3日	121日から 168日まで
2日	73日から 120日まで
1日	48日から 72日まで

」

に改める。

別表第2中

「

1週間の 勤務日数
5日以上
4日
3日
2日
1日

」

を

「

所 定 勤 務 日 数	
1週間の 勤務日数	1年間の 勤務日数
5日以上	217日以上
4日	169日から 216日まで
3日	121日から 168日まで
2日	73日から 120日まで
1日	48日から 72日まで

」

に改める。

別表第4中

「

1週間の 勤務日数
5日以上
4日
3日
2日
1日

」

を

「

所 定 勤 務 日 数	
1週間の 勤務日数	1年間の 勤務日数
5日以上	217日以上

4 日	169日から 216日まで
3 日	121日から 168日まで
2 日	73日から 120日まで
1 日	48日から 72日まで

に、同表備考中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

別表第5の付表第2中

「

1週間の 勤務日数
5日以上
4日
3日
2日以下

を

「

所 定 勤 務 日 数	
1週間の 勤務日数	1年間の 勤務日数
5日以上	217日以上
4日	169日から 216日まで
3日	121日から 168日まで
2日以下	120日以下

に、同表備考中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

別表第5の付表第3中

「

1週間の 勤務日数
5日以上
4日
3日
2日
1日

を

「

所 定 勤 務 日 数	
1週間の 勤務日数	1年間の 勤務日数

5日以上	217日以上
4日	169日から 216日まで
3日	121日から 168日まで
2日	73日から 120日まで
1日	48日から 72日まで

に、同表備考中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

別表第5の付表第4中

「

1週間の 勤務日数
5日以上
4日
3日
2日
1日

を

「

所 定 勤 務 日 数	
1週間の 勤務日数	1年間の 勤務日数
5日以上	217日以上
4日	169日から 216日まで
3日	121日から 168日まで
2日	73日から 120日まで
1日	48日から 72日まで

に、同表備考中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員共済組合公告

川崎市共済公告第18号

令和5年12月20日執行の川崎市職員共済組合組合会監事選挙において、次の者が当選人と決定し同日就職したので、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき公告します。

令和5年12月22日

川崎市職員共済組合
理事長 伊 藤 弘

監 事 田 中 宏 明

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第212号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市川崎区長 中 山 健 一
(別紙省略)**川崎市川崎区公告第213号**

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市川崎区長 中 山 健 一
(別紙省略)**川崎市川崎区公告第214号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市川崎区長 中 山 健 一
(別紙省略)**川崎市川崎区公告第215号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市川崎区長 中 山 健 一
(別紙省略)**川崎市川崎区公告第216号**

次の介護保険料等に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市川崎区長 中 山 健 一
(別紙省略)**川崎市川崎区公告第217号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年12月19日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避ける

ため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第218号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年12月19日

川崎市川崎区長 中山健一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第219号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市川崎区長 中山健一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	後期高齢者 医療保険料	6月 過随分 (令和4 年度分)	令和6年1月5日 (6月過随分)	計1件
令和5年度	後期高齢者 医療保険料	第1期	令和6年1月5日 (第1期)	計2件
令和5年度	後期高齢者 医療保険料	第2期	令和6年1月5日 (第2期)	計2件
令和5年度	後期高齢者 医療保険料	第3期	令和6年1月5日 (第3期)	計2件
令和5年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	令和6年1月5日 (第4期)	計2件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第220号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市川崎区長 中山健一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	後期高齢者 医療保険料	第5期	令和6年1月5日 (第5期分)	計9件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第221号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市川崎区長 中山健一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	介護保険料	第7期	令和6年1月5日 (第7期)	計13件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第222号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市川崎区長 中山健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第223号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市川崎区長 中山健一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和5年度	国民健康保険料	3期	令和6年1月5日（3期）	計1件
令和5年度	国民健康保険料	4期	令和6年1月5日（4期）	計2件
令和5年度	国民健康保険料	5期	令和6年1月5日（5期）	計32件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第224号

国民健康保険給付費返還請求通知書兼納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第231条の3第4項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市川崎区長 中山健一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第225号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市川崎区長 中山健一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第226号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市川崎区長 中山健一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第227号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市川崎区長 中山健一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第228号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市川崎区長 中山健一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	介護保険料	第8期	令和6年1月5日	計18件
令和5年度	介護保険料	第7期	令和6年1月5日	計1件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第229号

介護保険料に係る過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護

保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月21日

川崎市川崎区長 中山 健 一

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第230号

介護保険料に係る過誤納金充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月21日

川崎市川崎区長 中山 健 一

（別紙省略）

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第72号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市幸区長 赤坂 慎 一

（別紙省略）

川崎市幸区公告第73号

次の介護保険料に係る還付通知書及び充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市幸区長 赤坂 慎 一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和5年度	介護保険料			計2件 (2名)

（別紙省略）

川崎市幸区公告第74号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市幸区長 赤坂 慎 一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和5年度	介護保険料	普第5期 分以降	令和6年1月4日	計1件 (1名)
令和5年度	介護保険料	特第2期 分以降		計2件 (1名)
令和5年度	介護保険料	普第3期 分以降		計4件 (2名)
令和5年度	介護保険料	特第4期 分以降		計1件 (1名)
令和5年度	介護保険料	普第4期 分以降		計4件 (2名)

（別紙省略）

川崎市幸区公告第75号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市幸区長 赤坂 慎 一

川崎市幸区公告第76号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法

(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	介護保険料	第1期	令和6年1月5日	計1件
令和5年度	介護保険料	第2期	令和6年1月5日	計1件
令和5年度	介護保険料	第3期	令和6年1月5日	計1件
令和5年度	介護保険料	第4期	令和6年1月5日	計1件
令和5年度	介護保険料	第5期	令和6年1月5日	計1件
令和5年度	介護保険料	第6期	令和6年1月5日	計1件
令和5年度	介護保険料	第7期	令和6年1月5日	計1件
令和5年度	介護保険料	第8期	令和6年1月5日	計1件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第71号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

(別紙省略)

川崎市中原区公告第72号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

(別紙省略)

川崎市中原区公告第73号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	後期高齢者 医療保険料	第4期	令和6年1月4日	計4件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第74号

国民健康保険料に係る差押調書等を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

(別紙省略)

川崎市中原区公告第75号

国民健康保険料等に係る差押調書等を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第78号

次の介護保険料に係る過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和5年度	介護 保険料			計1件

（別紙省略）

川崎市高津区公告第79号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

（別紙省略）

川崎市高津区公告第80号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	国民健康 保険料	第1期分	令和6年1月5日 （第1期分）	計7件
令和5年度	国民健康 保険料	第3期分	令和6年1月5日 （第2期分）	計6件
令和5年度	国民健康 保険料	第4期分	令和6年1月5日 （第3期分）	計15件

令和5年度	国民健康 保険料	第5期分	令和6年1月5日 （第4期分）	計12件
令和5年度	国民健康 保険料	第6期分	令和6年1月5日 （第5期分）	計49件

（別紙省略）

川崎市高津区公告第81号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	介護保険料	第8期分	令和6年1月5日 （第8期分）	計7件

（別紙省略）

川崎市高津区公告第82号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	後期高齢者 医療保険料	第5期分	令和6年1月5日 （第5期分）	計1件

（別紙省略）

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第54号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康

保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市宮前区長 南 昭 子

（別紙省略）

川崎市宮前区公告第55号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

（別紙省略）

川崎市宮前区公告第56号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

（別紙省略）

川崎市宮前区公告第57号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

（別紙省略）

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第67号

介護保険料に係る納入通知書及び過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第68号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第69号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和5年12月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第70号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市多摩区長 藤井智弘

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第71号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	変更する納期限	件数・備考
令和5年度				計1件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第72号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市多摩区長 藤井智弘

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第73号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第

112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第5期	令和6年1月5日	計1件

（別紙省略）

麻生区公告

川崎市麻生区公告第57号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市麻生区長 山本奈保美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第58号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月15日

川崎市麻生区長 山本奈保美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第59号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第60号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第61号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第62号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月20日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

(別紙省略)